

— 令和5年度 学生便覧 —

学生生活の手引き

東 北 文 教 大 学

学籍番号

名前

本 学 の 使 命

東北文教大学は、教育基本法および学校教育法に基づき、学術の中心として、
広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を
育成するとともに、「敬・愛・信」の建学の精神にのっとり人間性豊かな、真に社
会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする。

(学則第1条参照)



校章は日本の心を写す八咫鏡で型取ってある。秀麗なる蔵王嶺の
峨々たる岩間に花をつける駒草は、清らかに厳しい自然を生き抜く
たくましさの象徴である。

学校法人富澤学園東北文教大学・東北文教大学短期大学部の沿革

大正15年 (1926)	富澤カネ 山形裁縫女学校開設
昭和8年 (1933)	山形女子職業学校と校名変更 看護婦養成科・タイピスト科付設 (昭和17年に廃止)
昭和16年 (1941)	財団法人富澤学園設立 実業学校令により文部大臣の認可を得て、 山形高等女子職業学校と校名変更
昭和19年 (1944)	山形城北女子商業学校と校名変更
昭和21年 (1946)	山形城北高等女学校と校名変更 富澤昌義 学校長に就任
昭和23年 (1948)	学制改革により山形城北女子高等学校と校名変更
昭和26年 (1951)	学校法人富澤学園設立
昭和41年 (1966)	山形女子短期大学開学 国文科設置 入学定員100名
昭和42年 (1967)	幼児教育科設置 入学定員50名 付属幼稚園設置
昭和50年 (1975)	幼児教育科定員増 100名
昭和62年 (1987)	英文科設置 入学定員70名 幼児教育科定員増 130名
平成2年 (1990)	国文科定員増 130名 英文科定員増 100名
平成6年 (1994)	全国私立短期大学体育大会を本学主管のもと山形市で開催 参加者約5,300名
平成11年 (1999)	留学生別科設置 入学定員15名
平成13年 (2001)	男女共学化に伴い山形短期大学に校名変更 人間福祉学科設置 入学定員80名
平成14年 (2002)	山形城北女子高等学校 男女共学化に伴い山形城北高等学校に校 名変更
平成15年 (2003)	留学生別科定員増 40名
平成17年 (2005)	国文科と英文科を統合して、総合文化学科設置 入学定員120名 幼児教育科を子ども学科に名称変更 定員増 180名
平成19年 (2007)	留学生別科 入学定員変更 25名
平成22年 (2010)	東北文教大学開学 人間科学部子ども教育学科入学定員 90名 3年次編入学定員 10名 大学開学に伴い、山形短期大学は東北文教大学短期大学部に校名変更 東北文教大学短期大学部子ども学科入学定員変更 90名
平成25年 (2013)	ソウル女子大学と学術交流協定書を締結
平成27年 (2015)	総合文化学科 入学定員変更 80名 子ども学科定員増 100名
平成28年 (2016)	東北文教大学短期大学部開学50周年記念事業実施 台湾3大学 (銘伝・徳明財經科技・景文科技) と学術交流協定書 を締結
平成29年 (2017)	きらやか銀行、山形新聞社、東北公益文科大学、山形歯科専門学 校と協定締結
平成30年 (2018)	サイバー韓国外国語大学と学術交流協定書を締結 国立台湾師範大学国語教学センター、ハワイ州立大学リーワード・ コミュニティカレッジと交流覚書を締結 伊春職業学院と交流協力に関する覚書を締結
平成31年 (2019)	正義女子高等学校、洪州高等学校と学術交流協定書を締結 ハワイ州立大学コミュニティカレッジズと交流覚書を締結 上越教育大学との連携・協力に関する協定書を締結 子ども教育学科 3年次編入学定員変更 5名 総合文化学科 入学定員変更 60名 人間福祉学科 入学定員変更 60名
令和2年 (2020)	宮城教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程との協定書を締結
令和3年 (2021)	東北文教大学人間科学部人間関係学科設置 入学定員60名 子ども教育学科 入学定員変更 70名
令和4年 (2022)	東北文教大学短期大学部人間福祉学科を現代福祉学科に名称変更 東北文教大学山形城北高等学校に校名変更

目

次

富澤学園の沿革

はじめに	1
本学で学び生活することについて	2
東北文教大学における教育目的・目標	4
学科の方針（ポリシー）	5
学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）	8
こんなとき、ここへ	9
授業の履修について	
単位	11
授業科目の区分	12
前期・後期の区分（セメスター制）	12
履修の仕方	12
履修の順序	14
履修希望科目の受講者決定方法	14
授業について	14
授業時間	14
休講	14
補講	15
欠席	15
遅刻	15
単位認定試験について	15
レポート	15
追試験	17
追試験の手続き	17
不正行為	17
単位認定条件	17
成績評価とGPA	17
GPAとは	17
成績評価とGP	18
GP・GPAの算出方法	19
再履修	19
履修科目の登録制限	19
学修指導	19
実習の再履修（再実習）	20
進級判定・退学勧告	20
成績確認申し立て	20
履修授業不服申し立て	20

大学の施設・設備を利用する時

事務局・施設・設備利用時間	21
事務局の案内	22
学納金・諸経費	23
入学金	23
学納金	23
諸経費	23
諸検定料等	23
納入方法	24
各種証明書	25
証明書の申し込み方法	25
証明書の種類・手数料および取扱窓口	25
各課配置図	25
諸届・願	26
教務・授業に関すること	26
学生生活に関すること	26
進路に関すること	27
施設・設備に関すること	27
各種借用願（様式例）	28
コンピュータ教室等の利用について	29
利用時間	29
ソフトウェアについて	29
無線LAN環境について	29
注意事項	29
ノートパソコン貸出について	30
保健センター	31
心身の健康について	31
定期健康診断	31
健康相談	31
傷害保険	31
保険の内容	31
通学中等傷害危険担保特約	31
接触感染予防保険金支払特約	32
保険金の請求	32
賠償責任保険	32
主な医療機関の紹介	32
カウンセリングセンター	33

主な相談機関の紹介	33
その他の施設・設備を利用する時	34
教 室	34
P.M.L.室	34
ピアノレッスン室・ピアノ練習棟	34
体 育 館	34
ＹＹ広場（多目的広場）	36
学生用印刷機	36
コピー機	37
デジタルサイネージ	37
食堂・購買部	37
学生駐車場	37
駐 輪 場	38
傘 立 て	38
大型車両	38
部・サークル活動の施設利用時間について	38

掲示やメールを必ず見よう

大学からの連絡	39
学生の掲示	39

学 生 証

交 付	40
再 交 付	40
返 納	40

学生生活

学内生活	41
土足禁止箇所	41
校内美化	41
禁 煙	41
携帯電話	42
節電・節水	42
紛失物・拾得物	42
盗難防止	42
火気使用	42
災害時の対応	43
臨時休講について	43
ロッカーの使用	43
電源コンセントの制限および使用	43
オフィスアワー	44
学外生活	45
団体・集会への参加	45

アルバイト	45
喫煙・飲酒	46
違法薬物等使用防止	46
防 犯	46
悪徳商法・架空請求	46
不審電話	46
ネットへの書き込み	48
旅 行	48
交通事故・事故報告	49
不正乗車	50
自宅外通学者（アパート）	50
障害学生支援	51
ハラスメント	53
新型コロナウイルス感染防止対策	54
国民年金	58
奨学金・教育ローン	59
奨 学 金	59
国の教育ローン（日本政策金融公庫）	60

学生自治会

学生自治会	61
自治会行事	61
部・同好会活動	62
自治会掲示板連絡板	62
学内での集会	63
学外での集会	63
合 宿	63
援助申請	63
部・同好会の結成	63
大会・活動結果報告書	63
活動報告書	63
部員名簿	63
配布・署名・募金等	64

進路支援（就職・進学）

進路支援（就職・進学）	65
進路ガイダンス（就職・進学）	65
進路相談	65
進路資料室の利用	66

学則・諸規程・諸会則

1 東北文教大学学則	67
2 東北文教大学学位規程	101

3	東北文教大学人間科学部子ども教育学科規程…	102
4	東北文教大学人間科学部人間関係学科規程…	105
5	東北文教大学人間科学部留学生別科規程…	109
6	東北文教大学学修成果の評価に関する方針 (アセスメント・ポリシー) ……	111
7	東北文教大学 成績評価の方針 ……	112
8	東北文教大学履修規程 ……	113
9	東北文教大学単位認定試験に関する規程…	116
10	追試験を認める場合の運用について ……	118
11	単位認定試験における 不正行為者の取り扱いに関する内規 ……	119
12	東北文教大学GPA運用要項 ……	120
13	学生による成績確認申し立てに関する 取扱要項 ……	121
14	学生による履修授業不服申し立てに関する 取扱要項 ……	123
15	東北文教大学・東北文教大学短期大学部 学生表彰規程 ……	125
16	年間優秀団体・個人表彰規程 ……	126
17	東北文教大学編入学規程 ……	127
18	東北文教大学転学科規程 ……	129
19	東北文教大学と東北文教大学短期大学部の 単位互換に関する内規 ……	130
20	東北文教大学における「大学コンソーシアムやまがた」 単位互換に関する規程 ……	131
21	東北文教大学・東北文教大学短期大学部 外国人留学生規程 ……	133
22	東北文教大学及び東北文教大学短期大学部の 卒業延期制度に関する規程 ……	134
23	東北文教大学研究生規程 ……	136
24	東北文教大学科目等履修生に関する規程…	138
25	東北文教大学・東北文教大学短期大学部 特別聴講生規程 ……	140

26	東北文教大学・東北文教大学短期大学部 障害学生修学支援規程 ……	141
27	東北文教大学・東北文教大学短期大学部 個人情報保護規程 ……	142
28	東北文教大学・東北文教大学短期大学部 個人情報保護に関する基本方針 ……	147
29	東北文教大学ソーシャルメディアガイドライン…	148
30	東北文教大学・東北文教大学短期大学部 附属図書館規程 ……	150
31	東北文教大学及び東北文教大学短期大学部 危機管理規程 ……	153
32	防火管理規程 ……	156
33	火器使用細則 ……	160
34	防災の心得 ……	162
35	車輜による通学に関する規程 ……	164
36	東北文教大学奨学生規程 ……	165
37	学生自治会会則 ……	169
38	学生自治会選挙管理委員会細則 ……	174
39	部・同好会規程 ……	175
40	自治会室・部室棟使用内規 ……	177
41	合宿内規 ……	178
42	東北文教大学大型自動車使用規程 ……	179
43	大型自動車使用細則 ……	181

学内配置図

校舎配置図 ……	183
校舎見取図 ……	184
非常口等見取図 ……	187

校歌

学園電話一覧表

令和5年度 CALENDAR

令和6年度 CALENDAR

は　じ　め　に

学 長 須 賀 一 好

大学に入学し、オリエンテーションで大学生活をスタートアップするための情報を教えてもらおうと、いよいよ学生としての毎日が始まります。新しい環境での慣れない生活です。高校まで当たり前のように出席していた「授業」ですが、同じく「授業」という言葉を使っても、大学ではいろいろな仕組みや約束事があるので、それを理解したうえで、必要な手続きをしたり、行動したりしなければなりません。最初のうちは戸惑うこともあるでしょうが、まずは無事に大学生活を軌道に乗せられるよう、オリエンテーションで教わったことをしっかりと実行しましょう。

この『学生生活の手引き』は、本学の学生として知っておくべきルールや有益な情報を集めたガイドブックです。学生みなさんの必要とする情報が必要なときに得られるよう構成されていますので、目次やINDEXも活用しながら該当する箇所を読み、あなたの学生生活に役立ててください。

新入生みなさんは、もう自分が「生徒」ではないということを知っていますか。「生徒」と「学生」の違いは大学での学びにとってはとても重要な違いです。このような、みなさんに先ずは知っておいてほしいことについては、この冊子の「本学で学び生活することについて」に書かれています。「学生」という言葉に言及した関連で言えば、同じ「ガクシュー」でも「学習」と「学修」では文字が違います。意識的に使い分けているのですが、本学ではどちらを使っているか気づきましたか。

この冊子の前半に書かれている内容は、どれも学生生活に関係する基本的な情報です。なるべくわかりやすく読めるように書かれていますが、特殊な用語も多いので、わかりにくいところがあるかもしれません。よくわからなくて困ったときは、関係する教職員に遠慮なく尋ねてください。そして、どこがわかりにくいのかを指摘してください。今後の改善に活かしたいと思います。冊子の後半の内容は、関係する規則や規定です。いきなり読むと理解しにくいかもしれませんが、詳細を知りたいときは、こちらを参照してください。

みなさんの一人ひとりが、この冊子を活用しながら、本学で学び、人間性豊かな、社会に貢献できる実践的な人間として成長していかれることを心から願っています。

本学で学び生活することについて

1. 本学の構成について

本学は四年制の東北文教大学人間科学部と東北文教大学に併設された二年制の短期大学部から構成されています。就学年限は異なりますが、ともに東北文教大学の学生としての誇りを持って有意義な大学生活を送りましょう。

2. 「生徒」から「学生」へ

日本の教育制度では、高校生までは「生徒」と呼ばれた皆さんが、大学や短期大学に入学すると「学生」と呼ばれるようになります。大学生になると高校生とは違った自由がありますが、それだけ責任も問われます。自由と責任は表裏一体のものであることを認識しましょう。たとえば、車の運転もできる、制服はない、お化粧品もできる、アルバイトもできるなどの自由はあります。しかし、交通事故を起こせば、大学生だからと罰則がゆるくなることはありません。着るものやお化粧品で個性を発揮するのは自由とはいえ、学問の場である大学へ通うにふさわしい服装を心がけましょう。

学外へ出れば、皆さんは「東北文教大学の学生」として注目されます。本学はすでに短期大学として50年以上の歴史があり、17,000人以上の卒業生を送り出してきました。本学に対する地域社会の信頼は確固たるものがあり、その全ては、皆さんの先輩達が作り上げてくれたものです。無責任な行動で大学への信頼を損なうことのないように注意しましょう。

3. 大学は自ら学ぶところ

高校までは、毎朝のホームルームから始まって、クラス単位で授業を受けるのが普通です。大学では、基本的に必修科目以外は、専門性に応じて自分で学ぶ科目を決め、時間割を作り、自分で研究活動を行います。すなわち、「自ら学ぶ」ことが学習の基本になります。もちろん、必要に応じて担任の教員たちが相談にのります。

大学の授業とは、通常の講義形式だけではなく、教員の指導のもとに行う演習形式の研究活動、資格や免許をとるための実技や実習など様々な形態があります。皆さんは、それぞれに対応するためにかなり忙しい生活になるので、日頃から十分な健康管理を行い、講義や実習・演習などに欠席しないよう努力しましょう。

時間割の組み方によっては、一日のうちで授業のない空き時間が生じることがあります。これは大学生の特権とも言える特別な時間なので、図書館で調べ物をする、コンピュータを利用してレポートを書く、教員と話す、友人と共同研究の打ち合わせをするなど、自由にそして有効に使いましょう。時間の管理も自分の責任になります。

4. 教員の研究室とオフィス・アワー

本学では学生指導のために担任制をとっています。高校までのように、恒常的に教員全員が集まる部屋はありませんが、教員それぞれが研究室を持っています。そこは、教員の書斎であると同時に学生との懇談の場でもあります。学生の相談などに応じる時間「オフィス・アワー」を設定している時間帯には必ず研究室にいますので、遠慮なく相談に出かけましょう。

各教員には、教授や准教授のような肩書きがついているので、なんとなく話しにくいと感じるかも知れませんが、本学の教員は学生が大好き、教えることが大好きという先生たちばかりです。遠慮しないで勉強のこと、生活のことなどなんでも相談しましょう。また、学務課、進路支援センター、総務課、図書館などで働いている職員も親身になって相談に乗ってくれます。

5. 自治会活動、部・同好会活動

短期大学部では伝統的に自治会活動と部・同好会活動が盛んです。東北文教大学もその伝統を受継ぎ、短期大学部の学生と一緒に自治会活動や部・同好会活動を行っています。大学行事として学生・教職員全員が参加する春のスポーツ祭と秋の大学祭は、学生が主体になって運営しており、毎年たいへん盛り上がります。このような活動を通じて、学生たちは得がたい経験を重ね、学科の枠を越えて友人の輪が広がり、一生忘れられない思い出を作って卒業していきます。皆さんもぜひ積極的に参加しましょう。

6. 学 位

大学で勉強して規定の卒業単位を取得すれば、「学位」が授与されます。学位とは一定以上の学術能力があると認定された者に授与される称号で、日本には学士・修士・博士・専門職学位の四種類があります。四年制大学を卒業すれば「学士」、短期大学を卒業すれば「短期大学士」という学位が大学から授与されます。学士という学位に恥じないように学びましょう。

大学で学ぶことは、卒業後に社会人として生きていくうえでの基盤になるものです。学べるべきものは数限りなくあります。入学までにいろいろと培ってきた皆さん自身にもっと磨きをかけて、自立できる人間に成長して卒業することを目指しましょう。

東北文教大学における教育目的・目標

《東北文教大学の教育目的》

教育基本法および学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「敬・愛・信」の建学の精神にのっとり人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする。

＊なお、この教育目的に基づき学科ごとに教育目的・目標を定める。

《人間科学部の教育目的》

人間および人間の営みについて、地域社会・心理・教育面から多角的に把握し、自ら問題点を見出し、解決策を探究し、柔軟に対応できる人材育成を目的とした教育を行う。

《子ども教育学科の教育目的・目標》

■教育目的

子ども教育学科は、子どもの育ちを本質的に捉え、教育・保育を構想し、具体化し、実践することができる人材の育成を目的とする。

■教育目標

子ども教育学科は、乳幼児から学童期を中心に、子どもを理解し、子育て支援や家庭教育支援及び地域と連携して教育・保育の向上に取り組むことができる知識・技能・態度の育みを教育目標とする。

《人間関係学科の教育目的・目標》

■教育目的

人間関係学科は、深い人間理解に基づいた知恵と幅広い教養、専門的知識・技術を身につけ、多様化・複雑化する現代社会の中で、他者を理解し、思いやり、信頼関係・協調関係を築き、共に創造性を発揮して地域の課題解決に貢献できる人間関係力豊かな人材の育成を目的とする。

■教育目標

人間関係学科では、人間関係力やコミュニケーション能力について多角的に学ぶことを通じて身につける、家庭、地域社会、職場で豊かな人間関係を構築することのできる資質・能力の育み、及び、人間と人間の営みについてコミュニケーション学的、心理学的、社会福祉学的立場からの専門的学びを深めることを通じて身につける、広く複眼的・多角的な視点から地域の課題を解決する力の育みを教育目標とする。

学科の方針（ポリシー）

学科には、それぞれの学科の教育目的・目標を踏まえた三つの方針（ポリシー）があります。

●学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

東北文教大学の卒業の認定や学位授与の方針をまとめたものです。学生が卒業するに際して身に付けているべき力が示されています。

●教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

東北文教大学の教育内容とその配列の方針をまとめたものです。学生が入学から卒業までに何をどのように学ぶのか、その計画が示されています。

●入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

東北文教大学が「入学してほしい」と考える学生の姿をまとめたものです。求める学生像とこの学生像をふまえた入学者選抜の方法が示されています。ここでは、「入学者に求める学生像」のみを示しています。

《子ども教育学科》

■ディプロマ・ポリシー

子ども教育学科は、東北文教大学学位規程に基づき、以下の知識・技能・態度を身につけ、基準となる単位数を修得した者に卒業を認定し、学士（教育学）の学位を授与する。

- (1) 乳幼児期から学童期までを中心とした子どもの理解と、それを教育・保育の実践に活かす判断力や応用力
- (2) 子どもを取り巻く家庭環境の多様性や今日的課題の理解と、家庭に寄り添って子育て支援・家庭教育支援に取り組むカウンセリングマインド
- (3) 子どもを取り巻く地域社会の教育資源や今日的課題の理解と、地域と連携して教育・保育の向上に取り組む関係構築力

上記の知識・技能・態度の育成に資するため、基準となる単位数に、以下に示す単位数を含むものとする。

- (1)については、専門教育科目「保育・教育の基礎」区分及び専門発展科目「保幼小接続と実践」区分で定める単位数
- (2)については、専門発展科目「人間と心理学の理解」区分で定める単位数
- (3)については、専門発展科目「地域社会の理解」区分で定める単位数

■カリキュラム・ポリシー

子ども教育学科の教育目標に掲げる知識・技能・態度が系統的に身につくように、教育課程を「基礎教育科目」「専門教育科目」「専門発展科目」「卒業研究科目」の4つの科目群から編成し、教育課程編成方針の実質化を図るため、学修方法・学修過程、学修成果の評価方法を明確化する。

- (1) 「基礎教育科目」は、大学での学修に必要な学問研究の方法の学びや視野を広くするための科目群であり、「入門ゼミ」「基礎教養」「外国語」「保健体育」「情報処理」の5つの小科目区分で構成する。原則として1・2年次に配置する。
- (2) 「専門教育科目」は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の免許取得に関わる科目群であり、「保育・教育の基礎」「領域及び指導法（保育系）」「教科及び指導法（小学校系）」「保育・教育の実践」の4つの小科目区分で構成する。保育から児童教育を段階的に学ぶことができるように、保育（乳幼児期）に関する科目は原則として1・2年次、児童期に関する科目は原則として2・3年次に配置する。
- (3) 「専門発展科目」は、「専門教育科目」で学修した知識・技能・態度を一層高め、保育・教育に応用できる能力育成のための科目群であり、「人間と心理学の理解」「地域社会の理解」「保幼小接続と実践」「実技プラクティス」「キャリア支援」「学校図書館の理解と運営」の6つの小科目区分で構成する。原則として3・4年次に配置する。
- (4) 「卒業研究科目」は、4年間の学修成果の集大成を目指す科目であり、3・4年次に配置する。

■アドミッション・ポリシー

- (1) 下記の①、②、③の学びを理解できる基礎的な学力を身に付けている学生
- (2) 下記の①、②、③の学びに意欲的に取り組み、理論と実践の中で、積極的に課題を見つけ、自分なりの解決方法を提案できる思考力・表現力を身に付けている学生
 - ① 乳幼児期から学童期の子どもの発達を深く探究し、乳幼児期から学童期までの育ちを連続してとらえ、保育や教育に実践していくための学び
 - ② 子どもと家庭環境との関わりを深く探究し、子育て支援や家庭教育を支援するための学び
 - ③ 教育・保育における地域社会の役割を深く探究し、地域社会と連携して教育・保育を実践していくための学び

《人間関係学科》

■ディプロマ・ポリシー

人間関係学科では、東北文教大学学位規程に基づき、以下の教養・知識・技術を身につけ、基準となる単位数を修得した者に卒業を認定し、学士(人間関係学)の学位を授与する。

- (1) 基礎教育科目等の学修や学内外の諸活動をととして、幅広い教養を身につけるとともに、自己を取り巻く世界や環境を知ることによって多角的なものの見方、考え方ができる。
- (2) 専門教育科目等の学修をととして、人間関係についての知識・技術とコミュニケーション能力を身につけ、家庭、地域社会、職場等での豊かな人間関係の構築に貢献することができる。
- (3) 3つのコースにおけるいずれかの専門分野の知見をもち、それを現実的、個別的な人間関係の課題に適用して、地域社会の課題解決に貢献できる。

ア. グローカルコミュニケーションコース

多様な異文化への理解力と高い言語運用能力を身につけ、グローバル化する地域の課題解決のためのコミュニケーション能力と行動力を発揮できる。

イ. 心理総合コース

心理学の知見をもとに人間行動に関する深い理解をもち、確かなデータリテラシーを発揮して課題解決に取り組むことができる。

ウ. 福祉マネジメントコース

社会福祉の知見をもとに複雑化・多様化する社会の様態を理解し、ソーシャルワークの技術をもって課題解決に取り組むことができる。

- (4) 学問に裏付けられた論理的思考によって、的確な課題の設定から論証を経て結論を述べることができる。

規定した教養・知識・技術の育成に資するため、基準となる単位数に、以下に示す単位数を含むものとする。

- (1)については、基礎教育科目で定める単位数
- (2)については、専門教育科目の「中心科目」区分及び専門教育科目の専門基盤教育における「人間の理解」「関係の構築・調整」「協働力」区分で定める単位数
- (3)については、専門教育科目の専門発展科目における「グローバルコミュニケーション領域」「心理総合領域」「福祉マネジメント領域」「実践領域」区分で定める単位数
- (4)については、「卒業研究科目」区分で定める単位数

■カリキュラム・ポリシー

人間関係学科の教育目標に掲げる教養・知識・技術が系統的に身につくように、教育課程を「基礎教育科目」「専門教育科目」「卒業研究科目」「自由科目」の4つの科目群から編成し、教育課程編成方針の実質化を図るため、学修方法・学修過程、学修成果の評価方法を明確化する。

- (1) 広い視野を身につけるための前提となる学修方法や語学、情報リテラシーなどを学ぶため、「基礎教育科目」に「入門ゼミ」「外国語」「情報処理」「図書館」を配置し、また、多分野の知見にふれるために「基礎教養」「保健体育」を置く。さらに、自己を取り巻く世界や環境を知ることで多角的な視点を養う「地域事情」「海外事情」「海外研修」「社会体験」を置く。
- (2) 人間関係の諸様態について理解し、問題解決につながる技術やコミュニケーションの基本を身につけ、人間関係の内実を構成する諸要素を総合的に学ぶため、「専門教育科目」に「専門基盤科目」を置き、「人間の理解」「関係の構築・調整」「協働力」を配置する。
- (3) グローカルコミュニケーション、心理総合、福祉マネジメントの各専門分野の知見を深く理解し、それぞれに応じた人間関係の課題解決力を養うために、「専門教育科目」に「中心科目」と3つのコースに関連する領域区分（「グローバルコミュニケーション領域」「心理総合領域」「福祉マネジメント領域」）及び「実践領域」からなる「専門発展科目」を配置する。このうち「中心科目」は、人間関係の基本的知識の修得とともにフィールド学修を通じた現実的、個別的な課題解決に適用する能力を養うために配置するものである。また、「実践領域」はより専門的な分野に特化した学修を目指す者のために配置する。
- (4) 自己の学修における的確な課題設定に主体的に取り組むために「課題研究」を置き、さらに、個々の課題に関して学問的論証の技法を修得し、研究論文を作成する「卒業研究」を置く。

■アドミッション・ポリシー

- (1) 専門的な学修と幅広い分野の知見を修得するための基礎的な学力を身につけている。
- (2) 多様な価値観を尊重し、相互に理解し、協働することで共にによりよく生きることのできる社会を築く意志を持っている。
- (3) 人間関係に関する専門的な研究に関心を持ち、修得した知見を、自己を取り巻く社会の課題に応用して解決方法を探る意義を理解している。
- (4) 自己の将来的な課題やテーマを理解し、自ら学修のプランを組み立て選択していくことができる。

学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

本学では三つのポリシーを踏まえた教育の質を保障するためにアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果を可視化しています。詳細は、「東北文教大学学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を参照してください。（p.111）

I N D E X

こんなとき、ここへ

授業の履修について

大学の施設・設備を利用する時

掲示やメールを必ず見よう

学 生 証

学 生 生 活

学生自治会

進路支援（就職・進学）

学則・諸規程・諸会則

学内配置図

こんなとき、ここへ

こんなとき、ここへ

まず、担任に相談してください

経済生活			ページ
学納金や諸経費を期日までに納入できない	総務課	早めに相談してください	24
奨学金を希望したい	学務課 総務課	学園や日本学生支援機構、その他奨学金を取り扱っています	59~60 165~168
アルバイトをしたい	学務課	アルバイト先を紹介します	26、45
アパートを紹介してほしい	学務課	空室の資料を提供します	50

通学について			ページ
車で通学し、駐車場を利用したい	学務課	利用する場合申し出てください	37
自転車・バイクで通学し、駐輪場を利用したい	学務課	登録手続きをしてください	38
JRの学割証がほしい	学務課	利用する場合申し出てください	40

諸証明・諸手続き			ページ
各種証明書がほしい	学務課	3日後に交付します 実習用証明書は2週間後に交付します	25
推薦書・人物調査書がほしい	進路支援センター	3日後に交付します 手数料は200円です	25、27
氏名や保証人等が変わった	学務課	直ちに届け出てください	—
住所を変更した	学務課	直ちに届け出てください	26
履修について質問がある	学務課		11~20
欠席する・した	学務課	届け出を出してください	26
レポートの提出について	学務課		15~16
教室や備品を利用したい	施設管理課		34~38
図書館資料を利用したい	図書館	『図書館のしおり』参照	21、150~152
印刷機を利用したい	学務課		36
学生証を紛失した	学務課	直ちに届け出てください	40
学生証を再発行してほしい	学務課	写真1枚、手数料（1,000円）が必要です	40

就学等について			ページ
休学したい	学務課	早めに相談してください	26、74
退学したい	学務課	早めに相談してください	26、75
復学したい	学務課	早めに相談してください	26、74
転学科したい	学務課	早めに相談してください	127
各種資格を取りたい	学務課		シラバス参照

課外活動			ページ
部・同好会活動について	学 務 課	わからないことがあったら相談してください	62
同好会を新たに作りたい	学 務 課	学生自治会へ連絡します	63
コンピュータを利用したい	コンピュータセンター	積極的に利用してください	29

けが・事故・その他			ページ
緊急に大学に連絡したい 〈例〉家族のご不幸、天災 (地震、雷、火災、洪水等による被害など)	学 務 課	緊急を要することは直ちに連絡してください	電話一覧表 (最終頁)を 参照ください
交通事故にあった	学 務 課	直ちに連絡してください	49～50
ケガ、急な体調不良で応急処置 を受けたい、健康相談をしたい	保健センター	早めに申し出てください	31～32
悩みごとがある	担任または 保健センター・ 学 務 課 カウンセリングセンター	遠慮しないで早めに申し出てくだ さい	33
盗難にあった	学 務 課	直ちに申し出てください	27、42
落とし物をした、拾った	学 務 課	直ちに届け出てください	27、42
先生方の研究室の場所を知りたい	総 務 課	校舎見取図をみてください	184～186
ロッカーがこわれた	施設管理課	直ちに申し出てください	43

卒業後の進路			ページ
就職したい	進路支援センター	早めに相談してください	65～66
大学院にいきたい	進路支援センター	早めに相談してください	65～66
専門学校にいきたい	進路支援センター	早めに相談してください	65～66
どういう就職先があるのか知り たい	進路支援センター	いつでも相談してください	65～66
どういう大学院・専門学校があ るのか知りたい	進路支援センター	いつでも相談してください	65～66

小学校実習について			ページ
教育ボランティア（スクールサ ポーター）をしたいときに	教職実践センター	いつでも相談してください	—
小学校の教員になるには	教職実践センター	いつでも相談してください	—

授業の履修について

授業の履修について

- 1 単 位
- 2 授業科目の区分
- 3 前期・後期の区分（セメスター制）
- 4 履修の仕方
 - ・履修の順序
- 5 履修希望科目の受講者決定方法
- 6 授業について
 - ・授業時間
 - ・休 講
 - ・補 講
 - ・欠 席
 - ・遅 刻
- 7 単位認定試験について
 - ・レポート
 - ・追試験
 - ・追試験の手続き
 - ・不正行為
 - ・単位認定条件
- 8 成績評価とGPA
 - ・GPAとは
 - ・成績評価とGP
 - ・GP・GPAの算出方法
 - ・再履修
 - ・履修科目の登録制限
 - ・学修指導
 - ・実習の再履修（再実習）
 - ・進級判定・退学勧告
- 9 成績確認申し立て
- 10 履修授業不服申し立て

授業の履修について

大学では、カリキュラムに従って科目を履修し、単位を積み重ねて卒業に必要な単位を取得していきます。免許や資格を取得する場合も、それぞれの指示に従って科目を履修し必要な単位を取得していきます。

以下、履修についての基本的な説明をします。

📖 卒業に必要な単位 学則第39条

1 単 位

どの授業科目にも、単位数が決められています。その科目を履修し、試験に合格するとその単位を取得したことになります。この単位とは、法的な根拠を持つもので、それを踏まえて本学では学則第37条に次のように定めています。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各項の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

つまり、1単位とは45時間に相当する学習内容のことをいいます。そこで、以下のことを心得てください。

-
- ① 通常の授業である講義と演習は、教室の授業で15時間勉強し、教室外で30時間勉強することになります。この教室外とは、**自分で勉強する時間**のことを指します。
つまり、自分で勉強することが前提になっていることを自覚しましょう。
 - ② 授業科目が演習や実技であっても、その教育効果などを考えて、単位数が同じでない場合もあります。各科目が何単位か、きちんと確認するようにしましょう。
-

2 授業科目の区分

授業科目は、それぞれ必修科目・選択必修科目・選択科目・自由科目に分けられています。(詳細はシラバスを参照すること。)

- ① 必修科目…必ず履修しなければならない科目。
- ② 選択必修科目…限られた複数の科目の中から、指定された単位数を履修するよう指示している科目。
- ③ 選択科目…各自が自由に選択し履修できる科目。
- ④ 自由科目…卒業単位には含まれない科目。

3 前期・後期の区分 (セメスター制)

本学では、前期・後期の2学期制を採用しています。

- ① 前期…4月1日から9月30日まで。
- ② 後期…10月1日から翌年3月31日まで。

📖 学則第13条

ただし、通常の授業は前期が4月から8月初めまで、後期が9月下旬から2月初めまで行われます。それぞれオリエンテーションを行ってから始まります。

授業科目は半期を基準にひとまとまりになっています。ただし、授業の性質や免許・資格の関係で、前期と後期を通して行われる科目もあります。

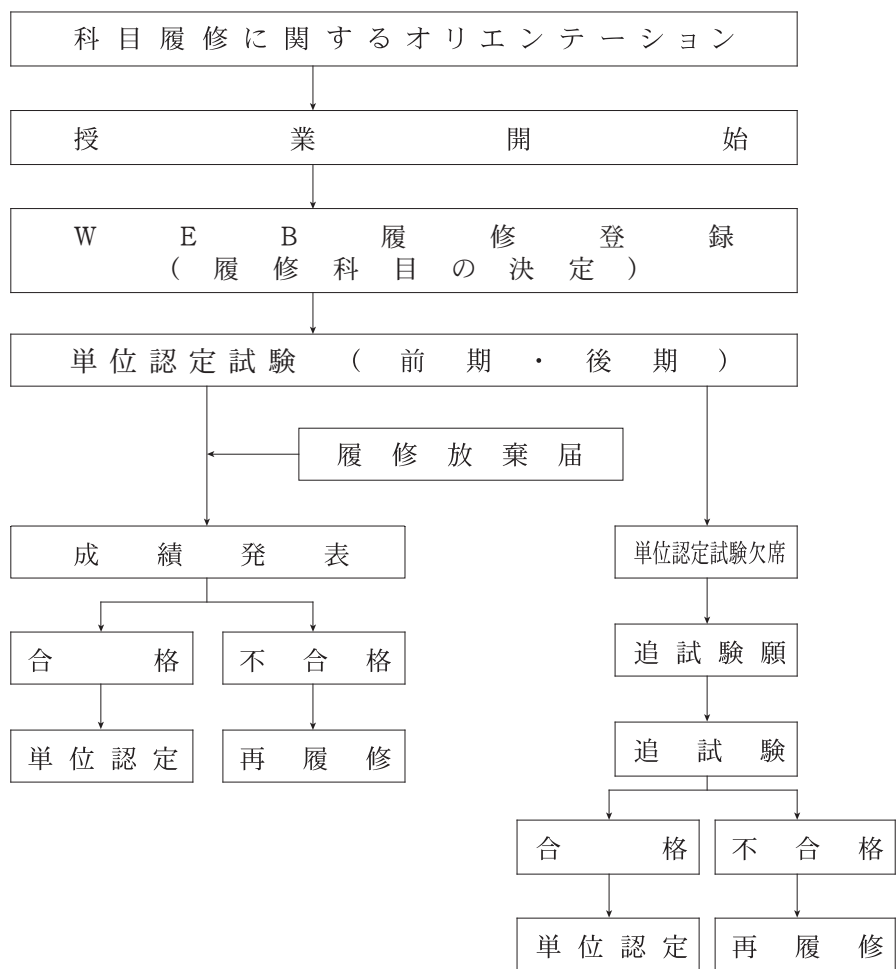
なお、通常の授業以外に、学外の専門の先生を招いて短期間で授業を行う集中講義や、学外の施設を使って行う授業などがあります。

4 履修の仕方

履修科目は、カリキュラムに基づき、オリエンテーションの説明やシラバスの内容と時間割を参考にして決めます。

WEB上での履修登録によって履修科目を決定します。そして、授業に出席し、単位認定試験を受けて合格すると単位が認定されます。

履修科目の決定から単位認定までの流れは、次頁のようになります。



通常の履修の他に、次のような場合には単位の認定が行われることがあります。

- ① 入学前に、他の短大・大学などで単位を修得していた場合。
- ② 在学中に、他の短大・大学などで単位を修得した場合。
- ③ 在学中に、外国の短大・大学などに留学し、単位を修得した場合。
- ④ 在学中に、文部科学大臣が定める学修（資格）を取得した場合。

📖 学則第32～34条

履修の順序

科目名にローマ数字で履修順序が示されている科目（例えば「基礎ゼミⅠ」「基礎ゼミⅡ」）は、数字の小さい科目から履修することとします。数字の小さい科目を履修し、合格していないにもかかわらず、数字の大きい科目の履修を希望する場合は、その可否を科目担当教員に必ず確認してください。

5 履修希望科目の
受講者決定方法

- (1) 基礎教育科目の選択科目（卒業や資格・免許の必修でない科目）の履修者は上限を60名とし、これを超える場合は、再履修者を除く上級生を優先した後に調整することがあります。ただし、実験室やコンピューター室を使用するなど器材等を使用する科目は、台数等で調整します。
- (2) 資格・免許の必修科目の履修者数は以下のように決めます。
 - ① 専門教育科目の「教科及び指導法（小学校系）」における教育法科目では、履修者数上限を55名と定める科目があります。当該科目において履修希望者が55名を超える場合は、小学校教諭免許の取得希望者を優先した後に調整することがあります。
 - ② 保育士資格に関する演習科目では、履修者数の上限を50名とします。当該科目において履修希望者が50名を超える場合は、保育士資格の取得希望を優先した後に調整します。
 - ③ 社会福祉士指定科目であるソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク実習については、履修者数の上限を20名と定めています。当該科目において履修希望者が20名を超える場合は、福祉マネジメントコースの学生を優先とします。

6 授業について
授業時間

通常の授業時間は、次のとおりです。

時限 時間	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
時 分	8 : 40	10 : 20	12 : 40	14 : 20	16 : 00	17 : 40
時 分	10 : 10	11 : 50	14 : 10	15 : 50	17 : 30	19 : 10

休 講

休講の場合には、休講科目、担当教員名、休講日、時限を掲示します。また、担当教員が授業開始後、何の連絡もなく30分を経過した場合には、学務課で確認してください。

補 講	休講の場合、補講を行います。 補講日は掲示で連絡します。
欠 席	下記の事由により授業を欠席する（した）場合、「欠席届」を学務課に提出してください。 ① 病気・けが等の場合〈長期欠席〉（医師の診断書添付） ② 公共交通機関の事故等の場合（遅延証明書添付） ③ 慶弔の場合（通知書等添付） ④ 就職に関わる活動（就職試験、就職説明会・セミナー、事業所訪問、内定式含む）※進路支援センターに申し出て確認印をもらうこと ⑤ 各種大会 ⑥ 実習の打ち合わせ なお、出席が授業時数の3分の2に満たない場合には、単位認定の前提となる試験の受験資格を失いますので、注意してください。 ☞ 諸届・願（p.26）
遅 刻	授業開始後に遅れて出席する場合、授業開始時刻30分以内の入室については遅刻の扱いとなります。（30分を越えて遅れて入室した場合は欠席となります。）また、遅刻3回で欠席1回の扱いとなります。

授業でのマナー

授業に主体的に参加するのが前提です。授業の進行を妨げるような行為は絶対にしないように心がけましょう。遅刻や授業中の私語、飲食は厳禁です。また、携帯電話やスマートフォン等は必ずマナーモードにしてください。

7 単位認定試験について

「東北文教大学単位認定試験に関する規程」に則り、単位認定試験は教室で実施する筆記等の形態を基本としていますが、授業形態により、レポート等をもって試験に代えることもあります。☞ 東北文教大学単位認定試験に関する規程（p.116）

レポ ー ト

レポートは、平常の授業の課題として課すもの、及び前期・後期試験にかかわるものに大別されます。取扱いはい以下のとおりです。

① 提出期限・提出先

担当教員、学務課の指示に従ってください。

期限を過ぎたものは受理しないので注意してください。

ただし、単位認定試験にかかわるレポートで正当な理由がある場合は、その科目の担当教員の許可を得て追試験に準じ所定の手続を経た後受理されます。

② 提出時間

担当教員、学務課の指示に従ってください。

③ 様式

1) レポートは、担当教員の指示に従って様式を整えてください。

2) 表紙には、担当者名、科目名、テーマ、科、学籍番号、氏名を記入してください。

〈記入例〉

表紙（横書）

／（ステープル）	
〇〇先生担当	
科目名	試験レポート
テーマ	について
〇〇科	
学籍番号	氏名

3) 所定の「レポート提出証明書」に必要事項を記入のうえレポートに添付し提出してください。

4) 郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし上記事項に注意し提出してください（担当者からの許可があった場合に限りです）。

5) 担当教員の指示がある場合に限りメールでの提出が認められます。その際は、担当教員の指示に従い提出してください。

📎 諸届・願（p.26）

追 試 験

追試験の可否については、「追試験を認める場合の運用について」に記載してあります。

☞ 追試験を認める場合の運用について (p.118)

追試験の手続き

追試験の手続きは次のとおりです。

指定の期日までに「追試験を認める場合の運用について」に掲げてある欠席理由を証明する書類を添付し、「追試験受験願」を学務課に提出してください。

追試験の受験を許可された者は、指定の期間内に「追試験受験願」(指定の用紙)を学務課に提出し手続きをしてください。期間外は、手続きをすることができません。

☞ 諸届・願 (p.26)

不正行為

不正行為と不正行為者の処分については、「単位認定試験における不正行為者の取り扱いに関する内規」に則り、厳正に処分します。

☞ 単位認定試験における不正行為者の取り扱いに関する内規 (p.119)

単位認定条件

- ① 授業時数 3 分の 2 以上出席した者
- ② 単位認定試験において合格点に達した者
- ③ 学費等必要経費を各学期の納入期限までに完納した者

8 成績評価とGPA

GPAとは

本学ではGPA（ジーピーエー、Grade Point Average）と呼ばれる評価方法を導入しています。GPAはセメスターごとに算出され、皆さん自身による学習達成度の把握や、教員による学習支援・指導に用います。

科目の成績は、100点満点法による得点が付けられ、それが S・A・B・C・Dなどの表現で通知されます。しかし、この成績には単位の重みが加えられていません。同じ成績であっても、1単位の科目と2単位の科目では、根拠となる単位取得のための学習時間が異なります。

単位の重みを成績の根拠に加えることで、学生の皆さんが履修科目全体に対してどう取り組んだのか、より現実的に即した達成度を知ることができます。GPAとは、こうした達成度を知るために、成績に単位の重み付けをし履修科目全体の加重平均を

成績評価とGP

① 成績評価

算出するものです。

所定の科目を履修し試験等に合格した場合に、当該科目についての単位が認定されます。単位が認定された科目の成績評価は、S・A・B・C・DおよびNをもって表示します。

評価は、得点が100～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDとします。他大学等で取得した単位はN（単位認定）と表記します。またS・A・B・CおよびNを合格、Dを不合格とします。

GP（ジーピー、Grade Point）は得点の精度を反映した評価を、点数で表したものです。

表1：得点と成績評価、合否、GPの関係一覧

評価	得点	合否	GP	備考
S	100点～90点	合格	4.5～3.5	
A	89点～80点		3.4～2.5	
B	79点～70点		2.4～1.5	
C	69点～60点		1.4～0.5	
D	59点以下	不合格	0	
出席不足	—	—	0	
放棄	—	—	—	
履修不履行	—	—	—	
N	—	合格	—	他大学などで取得した単位

② 不合格・出席不足

不合格・出席不足はGPが0となりますので、GPAが著しく低下します。とりあえずたくさん履修しておくといった安易な履修はやめましょう。履修前にはよくシラバスに目を通し、自分の履修計画を立てる必要があります。また出席管理をきちんとしましょう。

③ 履修放棄

放棄申請時に欠席回数が5回以内の場合に限り、学務課で所定の手続きをすることで、履修放棄をすることができます。

履修放棄となった科目は、GPAの計算に含めません。

なお、履修放棄の届け出ができるのは、成績通知日の前までとします。

④ 履修不履行

事故、病気、怪我など予測不能な事態によって単位取得が難しい場合、履修不履行を認めることがあります。履修不履行となった科目の成績はGPAの計算に含めません。履修不履行の認

⑤ 他大学等で 取得した単位	定には、学生自身による申請および学科での会議を経る必要があります。 他大学等で取得した単位は合格とみなし、本学における総取得単位数に含めることができます。ただしGPAの計算には含めません。
GP・GPAの 算出方法 ① GP（科目への 評価） ② GPA（履修全 体への評価）	計算式：GP＝（得点－55）÷10 不合格・出席不足・履修不足のGPは0点とします。他大学等で取得した単位、履修不履行となった科目はGPAの算出には含めないの、GPを算出しません。 計算式：GPA＝（科目のGP×科目の単位数）の合計÷総登録科目単位数¹ ¹「総登録科目単位数」とは、履修不履行科目・他大学等で取得した単位、及び履修放棄科目を除いた、総履修科目の単位数です（不合格・出席不足となった科目は含みます）。
再履修	再履修した場合は、再履修後のGPでGPAを算出します。
履修科目の 登録制限	1年間に履修登録できる単位数の上限を原則として46単位とします。ただし、前年度におけるGPAが3.0以上であった場合には、次の年度の履修登録単位数の上限を4単位加算することができます。
学修指導	① GPAが2.0未満となった学生に対しては、履修登録までに必ずクラス担任が面談を行います。 ② 連続した2つの学期でGPAが2.0未満となった学生に対しては、本人および保護者と、担任および教務委員が成績改善のための話し合いを行います。また、必要に応じて補習等の継続的な支援を行います。 ③ 通算で、3つの学期でGPAが2.0未満となった学生に対しては、本人および保護者と学科長および担任が成績改善のた

実習の再履修 (再 実 習)

進級判定・ 退 学 勧 告

9 成績確認申し立て

10 履修授業不服申し立て

めの話し合いを行います。

- ④ 再履修する科目がある場合は、履修登録までに必ずクラス担任と面談を行います。

子ども教育学科の幼稚園教育実習、保育実習の再履修（再実習）については、1単位につき7,500円（個人負担）の経費が必要になります。（実習の単位数×7,500円）

人間関係学科のソーシャルワーク実習については、実習日数分を別途徴収します。

※詳細については、各学科の教員より説明があります。

著しく学習意欲の低い学生に対しては、原級留置（留年）及び退学を勧告する場合があります。

☞ 東北文教大学履修規程（p.113）

成績評価に関し、「学生による成績確認申し立てに関する取扱要項」に該当する場合は、「成績異議申立書（別紙様式1）」により、申し立てをすることができます。

☞ 学生による成績確認申し立てに関する取扱要項（p.121）

履修する授業に関し、「学生による履修授業不服申し立てに関する取扱要項」の第1条に該当すると判断した場合には、「履修授業不服申立書（別紙様式2）」により、申し立てをすることができます。

☞ 学生による履修授業不服申し立てに関する取扱要項（p.123）

大学の施設・設備を利用する時

事務局・施設・設備利用時間

事務局の案内

学納金・諸経費

各種証明書

各課配置図

諸 届 ・ 願

コンピュータ教室等の利用について

保健センター

カウンセリングセンター

その他の施設・設備を利用する時

- 教 室
- P.M.L.室
- ピアノレッスン室・ピアノ練習棟
- 体 育 館
- YY広場（多目的広場）
- 学生用印刷機
- コ ピ ー 機
- デジタルサイネージ
- 食堂・購買部
- 学生駐車場
- 駐 輪 場
- 傘 立 て
- 大 型 車 両

事務局・施設・設備利用時間

事務局業務時間及び施設・設備を利用できる時間帯は下記表のとおりです。なお、日曜日、国民の祝日等の休業日は原則として利用できません。また、臨時に休業する場合は掲示で連絡します。

1 業務取扱時間

事務局	月～金	土曜日授業日	土曜日開放日	備考
学務課	8:30～18:00	8:30～18:00	なし	
学修支援センター	別途掲示			
国際センター	8:30～16:20	なし	なし	
実習センター	8:30～16:20	なし	なし	各実習期間中は 8:20～17:30
教職実践センター	8:30～18:00	8:30～16:20	なし	
進路支援センター	8:30～18:00	8:30～16:20	なし	土曜日必要時は18:00まで
保健センター	8:30～16:20	別途掲示	なし	16:20～18:00は学務課へ 行くようにしてください。
総務課 運営企画室	8:30～18:00	8:30～18:00	なし	現金取扱時間は 9:00～12:30 土曜日は現金取扱はしません。
施設管理課	8:30～16:20	なし	なし	
入試広報センター	8:30～18:00	なし	なし	
大学改革・評価室	8:30～16:20	なし	なし	
IR室	8:30～16:20	なし	なし	

(土曜日開放日は総務課で日直者が対応します。)

2 施設・設備利用時間

土曜日が行事等で利用できない日もあります。
シラバス、行事予定表の※印の日は利用できません。

施設・設備	月～金	土曜日授業日	土曜日開放日	備考
校舎(1～8号館)	7:15～21:00	7:15～19:00	9:00～18:00	
進路資料室	8:30～18:00	8:30～16:20	なし	土曜日必要時は18:00まで
図書館	8:30～19:00 (4～2月) 8:30～16:20 (3月)	8:30～18:00	9:00～17:00	館内整理のため月末に 休館します。開館日について は、HP又は、図書館入口の 掲示板上で確認してください。 利用については『図書館利用 のしおり』をご覧ください。
第1・第2コンピュータ室	7:30～19:00	7:30～19:00	9:00～17:00	
マルチメディア演習室	7:30～19:00	7:30～19:00	9:00～17:00	
342室	7:30～19:00	7:30～19:00	9:00～17:00	
P.M.L.室	7:30～21:00	7:30～19:00	9:00～17:00	
ピアノレッスン室	7:30～21:00	7:30～19:00	9:00～17:00	
ピアノ練習棟	7:30～21:00	7:30～19:00	9:00～17:00	
体育館	7:30～21:00	7:30～19:00	なし	部活動は別途です
実習棟	7:30～21:00	9:00～19:00	なし	部活動は別途です
家政学実習室	7:30～21:00	9:00～19:00	なし	
介護実習室	7:30～21:00	9:00～19:00	申請時のみ	
食堂	11:00～13:00	11:00～13:00	営業しません	13:00 L.O.
購買部	8:20～16:00	8:20～13:00	営業しません	
学生駐車場	7:15～21:00	7:15～19:00	9:00～18:00	

(特別に事情がある場合には、配慮します。)

事務局の案内

学生生活では、いろいろな手続きや証明書の発行、進路支援など事務局との関わりが多くありますので、次に事務局の仕事の概要を一覧にして掲げます。

取扱い時間を守り、掲示などの連絡もよく見て、利用してください。

部	課 名	主 な 業 務 内 容
総務部	総務企画課	① 学納金・諸経費に関すること ② 使用料・手数料（証紙等）に関すること ③ 保護者・教育後援会に関すること ④ 富澤学園奨学生に関すること ⑤ 各種機関との連絡 ⑥ 地域連携・ボランティアに関すること
	施設管理課	① 施設管理に関すること ② 校舎建設に関すること ③ 施設の維持・修繕に関すること
	入試広報センター	① 入試に関すること ② 学生募集に関すること ③ 学内・学外の広告に関すること ④ 大学広報に関すること
	大学改革・評価室 I R 室	① 大学改革に関すること ② 自己点検・評価に関すること ③ 入学者・卒業生アンケートに関すること ④ 教育開発に関すること
学部	学 務 課	① 授業、試験に関すること ② 学籍に関すること（休学・退学・長期欠席等） ③ 成績に関すること ④ 研修に関すること（海外語学研修） ⑤ 成績・卒業（見込）などの諸証明書に関すること ⑥ 学生証、在学証明書、学割証、住所変更などに関すること ⑦ 自治会活動（課外活動）・ボランティア活動の支援に関すること ⑧ 日本学生支援機構をはじめその他の奨学生に関すること ⑨ アパート、アルバイトなどの紹介に関すること ⑩ 学生相談に関すること
	保 健 セ ン タ ー	① 健康管理に関すること ② 学生教育研究災害傷害保険に関すること ③ 学生教育研究賠償責任保険に関すること ④ 健康診断証明書に関すること ⑤ 学生相談（カウンセリング）の受付に関すること
	国 際 セ ン タ ー	① 海外留学・語学研修に関すること ② 留学生の生活面に関する支援、相談に関すること ③ 日本語の研修に関すること ④ 国際交流に関すること ⑤ チューターに関すること
	実 習 セ ン タ ー	① 実習に関すること（教育実習、保育実習、介護実習、ソーシャルワーク実習）
	教 職 実 践 セ ン タ ー	① 小学校教育実習に関すること ② 介護等体験に関すること ③ スクールサポーターに関すること ④ 教員採用試験に関すること
	学 修 支 援 セ ン タ ー	① 学修のサポートに関すること
	進 路 支 援 セ ン タ ー	① 学生の進路（就職、進学）支援に関すること ② 推薦書、人物調査書に関すること

学 納 金 ・ 諸 経 費

1 入 学 金

280,000円	納付期限は、本学の指定する入学手続完了日時とします。
----------	----------------------------

2 学 納 金

項目 \ 学科	子ども教育学科		人間関係学科	
	前 期	後 期	前 期	後 期
授 業 料	350,000	350,000	350,000	350,000
教 育 充 実 費	71,000	71,000	71,000	71,000
施 設 拡 充 費	62,500	62,500	62,500	62,500
実 験 実 習 費	25,000	25,000	7,500	7,500
合 計	508,500	508,500	419,000	419,000

(1) 学納金（授業料、教育充実費、施設拡充費、実験実習費）の年額を前期と後期の2期に分納します。なお、学納金額は入学年度の額を卒業年度まで据置とします。

(2) 納付期限

前 期 分	4月1日～4月20日
後 期 分	10月1日～10月20日

(3) 納付期限にかかわらず、再入学・転入学・復学の場合の入学金及び学納金の納付期限は、本学が別に指定する手続完了日までとします。

3 諸 経 費

諸経費については、別途通知します。（『入学に向けて』、『新年度に向けて』、『編入学に向けて』を参照してください。）

4 諸 検 定 料 等

諸検定料等は納入時期が上記と異なります。履修確定後お知らせします。

5 納 入 方 法

学納金・諸経費については、本学所定の振込み用紙を利用して銀行振込となります。その他の経費は、それぞれ指定された方法・期日に従って納入してください。

なお期日までに納入できない場合は早めに総務課へ申し出てください。

学納金の分納・延納を希望する場合にあっても、前期学納金は8月第1金曜日、後期学納金は2月第1金曜日までに完納すること。完納なき場合、教授会の議を経て、未納者は除籍となります。

大学の施設・設備を利用する時

各課備え付けの「証明書交付願」に必要事項を記入し、証紙自動販売機（下の配置図参照）
で証紙を購入の上、所定の欄に貼付し、取扱窓口に申し込んでください。

なお、交付日は手続き日より3日後となります。ただし、緊急な場合は配慮しますので申し出てください。

種 類	手 数 料	取扱窓口	備 考
卒業（見込）証明書	100円	学 務 課	欧文 200円
単位取得証明書	200円		欧文 400円
成績証明書	200円		欧文 400円
教員免許状取得見込証明書	100円		欧文 200円
資格取得（見込）証明書	100円		欧文 200円
在学証明書	100円		欧文 200円
健康診断証明書	100円		
通学証明書	なし	学 務 課	JR、バス
推 薦 書	200円	進 路 支 援 セ ン タ ー	欧文 400円
人物調査書	200円		欧文 400円

授業料等を滞納した場合には、証明書等を発行できない場合があります。

大学改革・評価課
図書館
学生出入口
部室
W・C
施設管理課
研修室
用務員室
資料室
第一応接室
放送室
資料室
学修支援センター
保健センター
講師控室
図書館
学生出入口
入試広報センター
特別室
学長室
総務課
企画室
IR室
ホール
玄関
1号館階
施設管理課
第二応接室
第三応接室
進路支援センター
進路資料室
国際センター
学務課
実習センター
管理事務室

諸 届 ・ 願

学生生活を円滑に行うために、下表の届や願を提出する必要があります。各種の用紙は取扱窓口に備え付けてあります。必要事項を記入し、指定された期日までに提出・届出を行ってください。

なお、諸届・願で押印を要する場合がありますので、来課の際には印鑑を持参してください。

【教務・授業に関すること】

種 類	取扱窓口	届 出 要 件 等	時 期	注 意 事 項 等	印鑑必要 の有 無
欠 席 届	学 務 課	授業などを欠席する場合	随 時		有
印刷機使用願	学 務 課	授業で資料を作成する場合	随 時	原稿を準備の上、使用願を提出してください。	有
レポート提出証 明 書	学 務 課	レポートを提出する場合	指定日まで		無
追 試 験 願 受 験	学 務 課	追試験を受験しなければならない場合	指定された 手続き期間中		無
休 学 願	学 務 課	病気などで休学したい場合	随 時	病気の場合は診断書を添付してください。	有
復 学 願	学 務 課	復学したい場合	随 時		有
退 学 願	学 務 課	退学したい場合	随 時		有

【学生生活に関すること】

種 類	取扱窓口	届 出 要 件 等	時 期	注 意 事 項 等	印鑑必要 の有 無
住 所 変 更 届	学 務 課	本人、家族の住所が変更になったり、本籍が変更になった場合	随 時		有
ボランティア活動届	学 務 課	ボランティア活動をする場合	随 時		無
アルバイト届	学 務 課	アルバイトをする場合	随 時		有
集 会 許 可 願 (学内・学外)	学 務 課	学内・外でクラブ活動等集会をする場合や、合宿をする場合	学内 5 日前 学外 14 日前	合宿をする場合には、14日前までに集会(学外)許可願を提出してください。	有
旅 行 届	学 務 課	国内・国外にかかわらず、旅行する場合	旅行前随時	国外旅行をする場合には、日程表などの資料を添付してください。	有
援 助 申 請 願	学 務 課	大会等の援助申請をする場合	大 会 等 の 14 日前まで		有
ソーシャルメディア アカウント申請書	総 務 課	部活・サークル・研究会でソーシャルメディアアカウントを開設する場合	随 時		有

種 類	取扱窓口	届 出 要 件 等	時 期	注 意 事 項 等	印鑑必要 の有 無
紛 失 届	学 務 課	学内で物を無くした場合	随 時		有
拾 得 物 届	学 務 課	学内で物を拾った場合	随 時		無
掲 示 物 許 可	学 務 課	学内に集会などの連絡を 掲示する場合	随 時	許可印が必要。連絡など の要件が済み次第、掲示 を取り外してください。	無
日本学生支援機 構 奨 学 生 願 書	学 務 課	日本学生支援機構奨学生 を希望する場合	募集期間中	募集がある場合、学内に 掲示します。	有
学園奨学生願書	学 務 課	学園奨学生を希望する場合	募集期間中	募集する場合、学内に掲 示します。	有
学 生 教 育 研 究 災 害 傷 害 保 険 事 故 通 知	保 健 セ ン タ ー	大学の教育研究活動中の 事故により身体に傷害を 被った場合	ただちに (30日以内)		無
学 生 教 育 研 究 災 害 傷 害 保 険 金 請 求 書	保 健 セ ン タ ー	学生教育研究災害傷害保 険金を請求する場合	治療終了後		有

【進路に関すること】

種 類	取扱窓口	届 出 要 件 等	時 期	注 意 事 項 等	印鑑必要 の有 無
進路登録カード	進路支援 セ ン タ ー	学年の進路登録・進路活動 状況の記録	指 定 日		無
受験結果報告書	進路支援 セ ン タ ー	就職試験・教員採用試験・ 公務員試験・大学院を受 験した場合	受 験 後		無
進 路 決 定 届	進路支援 セ ン タ ー	内定（合格）通知が届いた 場合	進路決定後		有
推 薦 書 ・ 人 物 調 査 書 交 付 願	進路支援 セ ン タ ー	受験先から必要といわれ た場合	交付希望日 3 日 前		有
イ ン タ ー ン シ ッ プ 届 出 書	進路支援 セ ン タ ー	インターンシップ活動す る場合	随 時		無

【施設・設備に関すること】

種 類	取扱窓口	届 出 要 件 等	時 期	注 意 事 項 等	印鑑必要 の有 無
校 舎 備 品 借 用 願	施設管理課	部活動などで校舎や備品を 使用する場合（含体育館）	使 用 日 の 3 日 前 まで		有
火 気 使 用 願	施設管理課	冬期間、部活動などで火気 を使用する場合	使 用 日 の 3 日 前 まで		有
大型車両等利用願	施設管理課	学校行事・部活動などで大 型車両等を使用する場合	使 用 日 の 7 日 前 まで		有

各種借用願（様式例）

事務長

総務部長

施設管理課長

係

顧問・担任

校舎・備品借用願

令和 年 月 日

東北文教大学
事務長 殿

団体名
責任者氏名

下記の通り借用したいのでご許可くださるようお願いします。

記

日 時	令和 年 月 日 () : ~ : 令和 年 月 日 () : ~ : 令和 年 月 日 () : ~ : 令和 年 月 日 () : ~ : 令和 年 月 日 () : ~ :
目 的	
行 事 名	
借用教室等	
借用備品	

備 考 1. 使用後は直ちに借用教室等を清掃し、借用備品を旧位置に戻した上、
大学担当者へ報告すること。
2. 万一破損し、故障・修理等を要した場合は、借用者の負担で原形に
修復すること。

事務長

総務部長

体育館長

施設管理課長

係

顧問・担任

体育館及び備品借用願

令和 年 月 日

東北文教大学
事務長 殿

団体名
責任者氏名

下記の通り借用したいのでご許可くださるようお願いします。

記

日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで
目 的	
行 事 名	
使用フロア	全面 半面 1/4
体育館内 借用備品	

備 考 1. 使用後は直ちに体育館等を清掃し、借用備品を旧位置に戻した上、
大学担当者へ報告すること。
2. 万一破損し、故障・修理等を要した場合は、借用者の負担で原形に
修復すること。

火気使用願

令和 年 月 日

東北文教大学 殿

団体名
顧問・担任名

科 学年 番

責任者名

下記の通り火気を使用したいので、ご許可くださるようお願いします。

記

日 時	令和 年 月 日 (曜) 時 分から 令和 年 月 日 (曜) 時 分まで
場 所	
目 的	
使用器具	

備 考 1. この願いは、火元責任者を通して提出すること。
2. この願いは、校舎備品借用願に添付すること。
3. 使用前後に必ず事務局に報告すること。

ソーシャルメディアアカウント申請書

令和 年 月 日

東北文教大学・東北文教大学短期大学部
入試広報センター長 殿

氏名

下記による、ソーシャルメディアアカウントの開設を承認願います。

1 団体名	
2 管理責任者	
3 利用するソーシャルメディア	
4 アカウント名	
5 アカウントのURL	

センター長 事務長 総務部長 担当者

コンピュータ教室等の利用について

1号館2階の第1・2コンピュータ室にはそれぞれ40台ずつ、3号館4階のマルチメディア演習室には50台、342番教室には4台程度のパソコンが設置されています。各教室とも授業やメンテナンス・清掃等を行っていない時間帯は自由に利用することができます。注意事項を守って活用してください。

1 利用時間

月～金 7:30～19:00

土曜授業日 7:30～19:00

土曜開放日 9:00～17:00

*12月～2月上旬について、原則として利用時間の延長をします。

*授業等で使用する時間は各教室の入口に掲示してあります。

*夏休みなどの長期休暇中の利用時間は別に掲示します。

2 ソフトウェアについて

各教室のパソコンについて、基本ソフトは、Microsoft®社のWindows®です。また、同社のOfficeが利用可能です。その他、授業で利用する様々なアプリケーションが利用できます。(Windows®は、Microsoft Corporationの、登録商標または商標です。)

3 無線LAN環境について

ほとんどの教室で無線LANが利用できます。無線LANに接続したパソコンやスマートフォン等からサーバ上の個人フォルダやコンピュータ教室のプリンタが利用できます。

4 注意事項

*課題等の印刷は一部にしてください。複数の部数が必要な場合は、学生用コピー機を利用してください。また、用紙切れの際は、コンピュータセンター・学務課・総務課へお問い合わせください。

*パソコン使用後はシャットダウンしてください。

*飲食厳禁です。

*図書館同様、他の利用者の迷惑にならないよう静かに利用してください。

*教育上ふさわしくないネットサービスは利用しないでください。

お問い合わせは、コンピュータセンターまで！

5 ノートパソコン 貸出について

学生のみなさんへ貸出用ノートパソコン40台を準備しています。
1号館学務課、3号館図書館、8号館教職実践センターの3か所で
貸し出しています。各窓口で借用手続きを行い使用してください。

使用は授業日の8:30~17:40で、学内のみで使用し、当日返却
してください。返却時は「パソコン内のデータ消去」と「消毒シ
ートでのふき取り」を行ってください。

ルールを守り丁寧に取り扱い、学修活動に活用してください。

保 健 セ ン タ ー

—— 健康管理と万一の場合 ——

健 康 ・ 保 険

心身の健康について

充実した学生生活を送るためには、心身の健康はとても大切なことです。次の項目に注意して、十分に健康管理に気を配ってください。

定期健康診断

学校保健安全法に基づき、毎年4月のオリエンテーション時に全学生を対象に行われます。未受診の場合、健康診断証明書が発行されませんので、必ず受診するようにしてください。主な検査項目は下記のとおりです。

身長、体重、視力、聴力、心電図、尿検査、胸部X線間接撮影、内科検診

健 康 相 談

学内で負傷したり、気分が悪くなった際には1号館1階の保健センターを利用してください。

利 用 時 間

月～金曜日 8：30～16：20

土曜日授業日 別途掲示

傷 害 保 険

本学に在学する学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入することになっています。この保険は財団法人日本国際教育支援協会が保険契約者となり、国内の損害保険会社5社と結ばれている団体保険で、学生が授業・研究・実験・実習等の教育研究活動中に被った不慮の災害事故に対する全国的な補償救済の制度です。

保 険 の 内 容

被保険者が、本学の教育研究活動中に被った急激かつ偶然の外来事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

通学中等傷害危険担保特約

被保険者の住居と学校施設等との通学、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に障害を被った場合に保険金が支払われます。

接触感染予防保険金支払特約

被保険者が臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に保険金が支払われます。

保険金の請求

事故が発生した場合は、速やかに、学務課に届け出て、所定の手続きを行ってください。

下記の事由に起因して生じた傷害については保険金は支払われません。

- ① 保険契約者又は被保険者の故意
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為、又は犯罪行為
- ③ 被保険者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- ④ 地震、噴火又は津波

賠償責任保険

本学は、学生が、正規の授業・学校行事およびその往復途中で万が一賠償責任を負った場合に備えて加入することになっています。学務課が窓口になりますのでいつでもご相談ください。

傷害保険・賠償責任保険についての詳細は、「入学に向けて」に同封しました保険のしおりをご覧ください。

主な医療機関の紹介

救急病院（山形市）

山形大学医学部附属病院	山形市飯田西 2 - 2 - 2	023-633-1122
山形県立中央病院	山形市青柳1800	023-685-2626
山形市立病院済生館	山形市七日町 1 - 3 - 26	023-625-5555
山形市休日夜間診療所	山形市香澄町 2 - 9 - 39	023-635-9955
日曜・祝日	9:00~17:00	
夜間	19:00~23:00（内科・小児科）	
山形市歯科医師会休日救急歯科診療所	山形市香澄町 2 - 9 - 39	023-629-9988
日曜・祝日	10:00~15:30	

カウンセリングセンター

学生生活を送るうえで、学業、進路、人間関係など様々な悩みが出てくるかも知れません。心配なこと、不安なこと、誰かに聞いてもらいたいことがあったら、話をしに来てみてください。一人で来室しにくい時は、友人や家族の方と一緒にでもかまいません。

また、身体や発達等の障害のために支援を必要とする学生の相談も受けつけています。ニーズに応じた支援に向けて、教職員と連携していきます。

有意義な学生生活を送れるよう、心療内科医・カウンセラーがみなさんの相談に応じますので、どうぞ気軽においでください。

相 談 担 当 者	相 談 日	場 所
心療内科医	月 1 回	3 3 6 カウンセリング ルーム
カウンセラー（臨床心理士）3 名	各曜日担当	

※詳しい相談日時は、改めて連絡します。

主な相談機関の紹介

悩み事の相談		
山形県精神保健福祉センター心の健康相談ダイヤル		023-631-7060
山形いのちの電話		023-645-4343
ヤング・テレホン・コーナー		023-642-1777

その他の施設・設備を利用する時

1 教 室

教室を使用する場合は学務課に確認し「校舎・備品借用願」を使用日の3日前までに施設管理課へ提出してください。暖房を使用する場合は、「火気使用願」をあわせて提出してください。

使用後は直ちに借用教室を清掃し、借用備品を元の位置に戻したうえ、施設管理課へ報告してください。 ㊦ 諸届・願 (p.27)

2 P.M.L.室

P.M.L.室には、電子ピアノ32台、エレクトーン2台、ピアノ2台が設置されており、操作室内には電子ピアノ1台とオーディオ等の機材器具が準備されています。練習は授業の空き時間帯を利用し、ヘッドホンを使用して行います。

電源の操作は他に影響しますので、電源には手を触れないでください。また、室内での飲食は禁止となっています。

3 ピアノレッスン室 ピアノ練習棟

学内にピアノは2号館3階のレッスン室に8台、1号館西側練習棟に30台設置してあります。空いているときは特に手続きをとらなくて、使用することができます。それぞれ個室となっておりますので、責任をもって使用するとともに使用後は元どおりにして、他の人の使用に迷惑を及ぼさないようにしてください。

なお、室内での飲食は禁止となっています。

4 体 育 館

1. 一般学生

1) 利用時間

平 日 7:30~21:00

土曜日授業日 7:30~19:00

土曜日開放日 なし

* 平日は21:00、土曜日は(授業日)19:00には退館を完了してください。

2) 休館日

日曜日、国民の祝日、夏期・冬期・春期休業日

その他の閉校舎日

(例:入学試験日、入学式、学位記・修了証書授与式、学校行事日)

* 部・同好会活動の利用については別途定めます。

㊦ 部・サークル活動の施設利用時間について (p.38)

3) 入退館

必ず靴を履き替え、外靴は下足箱へ入れてください。

東（附属幼稚園側）および西（6号館側）の出入り口から入退館してください。南（図書館側）ならびに北（北グラウンド側）からは入退館をしないでください。

4) アリーナ

バスケットボールやバレーボール、バドミントンをすることができますが、支柱やネットを設置することはできません。

○バスケットボール…ステージ側のゴールが利用可能です。

＊バスケットゴールは動かさないでください。

○バドミントン・バレーボール…幼稚園側を利用してください。

5) 貸出用具

体育館では以下の物品を貸出しています。

○バスケットボール 3個（6号球 2個、7号球 1個）

○バレーボール 3個（5号球 3個）

○バドミントンラケット 4本

○バドミントンシャトル 2個（ナイロンシャトル 2個）

＊2階ウェイトトレーニング・エリアにあります。

＊破損、紛失がある場合には、速やかに体育教員に申し出て
ください。

＊アリーナのみで使用してください。

6) ウェイトトレーニング・エリア

2階 教員研究室付近にトレーニング用具を設置しています。

フリーウェイトマシン、エアロバイク、バランスボール

＊体育教員の指示に従って、安全に利用してください。

7) 利用のマナー

○土足厳禁

＊館内でスポーツをする場合は体育館シューズを着用し、ス
ポーツ以外で利用する場合は、内履きを着用してください。

＊学生は来客用スリッパを使用しないでください。

○アリーナ内は飲食禁止です。

○更衣をする際は必ず更衣室を利用してください。

○貴重品は各自で管理してください。

○貸出物品は体育館内のみで使用し、使用後は速やかに返却し
てください。

○貸出用具以外の体育館備品は使用しないでください。

- 館内のコンセントは使用しないでください。
- ゴミは分別し、ゴミ箱に入れてください。

8) 禁止事項

体育館では、学生の安全および防犯の観点から次のことを禁止いたします。

- 体育館の破損が考えられる運動
サッカー、バットを振る、キャッチボール、テニスなど
- 授業中および学外団体の利用中の入館
- ステージ、用具室、運動部室への立ち入り
- 館内にある教具の使用
フラフープ、デジタイマー、オーディオデッキ、マイク、テレビなど

9) 利用停止

利用マナーに問題がある場合には、体育館長の判断により利用を停止します。

2. 部・同好会活動

1) 運動部の利用

期ごとに各部代表者の協議により利用割当を決定します。

2) その他の団体

所定の手続きに従い申請をおこなってください。

※令和2年11月より本学体育館は、風水害及び火山現象の災害時における山形市の指定避難所となっています。

5 YY 広 場 (多 目 的 広 場)

“学生が楽しく運動をして汗を流す、その姿を見ている学生に笑顔がこぼれる”そんな青春を感じられる場所になって欲しいとの願いを込めて命名しました。YY広場を使用する場合は施設管理課へ必ず確認してください。天候により使用できない場合があります。ネットの昇降は施設管理課で行います。「YY広場」はルールを守って(入口に看板を設置)きれいに使用してください。(授業でも使用する場合があります)

6 学生用印刷機

学内に学生の利用できる印刷機が2台設置してあります。

印刷機を使用する場合は、印刷する原稿を準備のうえ「印刷機使用願」を学務課に提出してください。必要な用紙は学務課に準備してあります。操作方法、手順は学生印刷室内に掲げてありますが、不明なときは施設管理課に尋ねてください。

使用後は後片付けをして元どおりにしてください。

☞ 諸届・願 (p.26)

7 コピー機

コピー機が5台設置してあります。コピー機は1枚当たり白黒は5円、カラーは40円～70円で自由に使用できます。

設置場所

学生印刷機	5号館渡り廊下	学生印刷室
コピー機 (USB可)	2号館1階	学生ホール
	3階	PML室
	6号館1階	ロビー (カラーコピー可)
	8号館1階	学生ホール (カラーコピー可)
	図書館1階	階段下

8 デジタルサイネージ

大型モニターでサークル活動等の情報表示を希望する時は、総務課へ相談してください。

9 食堂・購買部

授業開講にあわせて営業します。営業時間を参照のうえ利用してください。食堂はカフェテリア方式でバラエティーに富んだメニューを用意しています。Gmail、デジタルサイネージでメニューをお知らせしています。席に限りがありますので、譲りあって利用してください。「席とり」はご遠慮ください。

購買部は文具、参考書、雑誌、切手類等、又パンや菓子、生活用品も揃えていますのでご利用ください。

☞ 事務局・施設・設備利用時間 (p.21)

10 学生駐車場

本学では、自家用車での通学を許可しています。学生用の駐車場は正門を入った右側、体育館南側に合計180台分を確保しています。必ず学務課に登録して利用するようにしてください。

※夜間駐車場が必要な場合は、事前に施設管理課までご連絡のうえ、駐車するようにしてください。

利用は登録制です。

☞ 校舎配置図 (p.183)

☞ 車輦による通学に関する規程 (p.164)

駐車規定 5 則

- 1 駐車は決められた場所（正門を入った右側の学生駐車場・体育館南側）に駐車すること。
- 2 「駐車許可証」は、必ずフロントガラス前に提示すること。
- 3 車は、整然と白線枠内に駐車すること。
- 4 構内でのスピードは15km/h以下にし事故のないように注意すること。
- 5 駐車場内での事故等について、大学は一切責任を負わない。

11 駐 輪 場

駐輪場は、1号館西側、ピアノ練習棟西側に設置しています。必ず学務課で登録をしてから利用してください。先着順に整然と駐輪し、歩行者や車の通行の妨げにならないように注意してください。なお、構内徐行を厳守し、交通事故の防止に努めてください。

利用は登録制です。

☞ 校舎配置図 (p.183)

☞ 車輦による通学に関する規程 (p.164)

12 傘 立 て

傘立ては、各自の責任のもとに使用してください。

13 大 型 車 両

大型バスを学校行事・部活動等で使用する場合（概ね10名以上の利用者）は、7日前までに施設管理課へ申請してください。

大型バス使用状況については、施設管理課に必ず確認してください。

14 部・サークル活動の施設 利用時間について

1 体育館

授 業 期 間	月～金	16：30～20：30	21：00退館完了
	土曜授業日	16：30～20：30	21：00退館完了
	土曜開放日	9：00～17：00	17：30退館完了
長期休暇中	月～金	9：00～19：00	19：30退館完了
	土曜開放日	9：00～17：00	17：30退館完了

2 実習棟等

授 業 期 間	月～金	16：30～20：30	21：00鍵返却完了
	土曜授業日	16：30～20：30	21：00鍵返却完了
	土曜開放日	9：00～17：00	17：30鍵返却完了
長期休暇中	月～金	9：00～19：00	19：30鍵返却完了
	土曜開放日	9：00～17：00	17：30鍵返却完了

3 YY広場

授 業 期 間	月～金	16：30～18：30	前日16：00まで施設管理課へ申請
	土曜授業日	16：30～18：30	前日16：00まで施設管理課へ申請
	土曜開放日	9：00～17：00	3日前の16：00まで施設管理課へ申請
長期休暇中	月～金	9：00～18：30	前日16：00まで施設管理課へ申請
	土曜開放日	9：00～17：00	3日前の16：00まで施設管理課へ申請

上記以外の利用を希望する場合は事前に申請し、許可を得てください。

掲示やメールを必ず見よう

大学からの連絡
学生の掲示

学 生 証

交 付
再 交 付
返 納

掲示やメールを必ず見よう

大学からの連絡

大学からみなさんへの連絡・通知、呼び出し等は、原則として学内の所定の掲示板やメールで行います。毎日まめに、掲示板やメールを見ることを習慣づけてください。緊急の場合は、放送で呼び出すこともありますので、聞き落とさないようにしてください。電話での連絡・呼び出しは、特別の場合を除いては行いません。掲示やメールの見落としなどにより、みなさんが不利益を被った場合でも、大学は一切責任を負いませんので注意してください。

なお、家族や友人などの学外からの呼び出しは緊急の場合を除いては一切応じません。この点、家族や友人に連絡しておいてください。

掲 示 板 の 位 置

- 1) 学務課掲示板（1号館1階学務課前、保健センター前、総務課前、1号館南側階段、1号館北側階段）
授業・単位・試験・資格等に関すること
奨学生・アルバイト・アパート・ボランティア活動に関すること
- 2) 総務課掲示板（1号館1階総務課前・総務課西側）
学校行事・納入金に関すること
- 3) 進路支援センター掲示板（1号館1階第一応接室前から進路資料室前まで）
進路ガイダンス（就職・進学）・就職情報等に関すること
- 4) 国際センター掲示板（1号館廊下）
海外留学・語学研修・国際交流・留学生に関すること
- 5) 実習センター掲示板（実習センター前から進路資料室前まで）
実習に関すること
- 6) 教職実践センター掲示板（8号館1階学生ホール内）
小学校教育実習・教員採用試験対策に関すること
- 7) デジタルサイネージ掲示板（6号館1階食堂入口前、8号館1階多目的ホール前）
- 8) 自治会掲示板・各部の連絡板（1号館1階学生出入口前・6号館入口）
自治会・クラブ活動に関すること
- 9) その他
図書館前（3号館1階）、コンピュータセンター前（1号館2階）、学生昇降口（東側）

掲示
や
メールを
必ず
見
よう

学 生 の 掲 示

1. 告示掲示物は前もって学務課の許可を受け、所定の場所に掲示してください。掲示物には必ず団体名・責任者を明記し、また、有効期間を経過したものはすみやかに撤去してください。
2. 学生が雑誌、小冊子およびその他の印刷物を発行または頒布する場合は、その印刷物を添え学務課に届け出て許可を受けてください。
3. 学生自治会掲示板・連絡板の使用は許可を受ける必要はありません。節度をもった利用を心掛けてください。

学 生 証

みなさんには「学生証」を交付します。学生証は学生の身分を証明する大切なものですから、常に携帯し、必要なときにはこれを提示してください。次の場合、学生証の提示が義務づけられています。

- 1) 学内試験
- 2) 学割証の発行・使用
- 3) 通学定期乗車券発行
- 4) 図書館資料の借用

交 付

新入生には入学手続き完了によって交付されます。

再 交 付

学生証を遺失・損傷・汚損・盗難等の理由で再交付を受ける必要が起きた場合は、直ちに学務課に届け出て再交付を受けてください。特に学外でなくした場合は、悪用されるおそれもありますので、最寄りの警察署へも届け出てください。再交付には次のものが必要となります。

- 1) 学生証再交付願
- 2) 発行手数料 (1,000円)
- 3) 写 真 1 枚 (カラー)

返 納

卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学務課へ返納してください。

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

JR線（鉄道、航路、バス）の営業キロで、片道100キロを越える区間の乗車券が2割引になります。有効期限は発行日から3カ月です。申し込みは学務課で行ってください。その際、学生証を必ず提示してください。使用する本人以外の申し込みは受け付けません。また不正使用は厳に慎んでください。

不正乗車 (p.50)

学 生 生 活

学 内 生 活

オフィスアワー

学 外 生 活

障害学生支援

ハラスメント

新型コロナウイルス感染防止対策

国 民 年 金

奨学金・教育ローン

学 生 自 治 会

学 内 生 活

大学は学生と教職員で構成される一つの共同体であり、その構成員の福利・厚生のために多くの施設・設備が用意されています。それぞれの使用ルールを守って、すべての学生・教職員が快適な生活を送れるよう努めましょう。

土 足 禁 止 箇 所

本学は土足のまま校舎を利用します。次の教室は土足禁止になっています。

1 号 館

- 1) 第1・2コンピュータ室

2 号 館

- 1) 乳児保育小児保健実習室 2) 2号館心理実験室

3 号 館

- 1) マルチメディア演習室 (344番教室) 2) 342番教室

6 号 館

- 1) 介護実習室

7 号 館

- 1) 家政実習室兼調理実習室 2) 入浴実習室

8 号 館

- 1) 多目的ホール

その他付属校舎

- 1) 体育館 2) 実習棟

室内に入る時は、必ず備え付けの上履きに履き替え、土足のまま出入りしないようにしてください。体育館については、上履き持参になります。校舎内は清潔に使用してください。

校 内 美 化

校舎・机・椅子などの施設・備品は丁寧に扱い、落書き等をしないようにしてください。

ゴミ箱は各教室、廊下等に設置しています。不要品は放置することなく、紙、プラスチック類、ビン類、カン類及びペットボトル類に分別して捨ててください。

禁 煙

本学学生の大学敷地内における喫煙は、全面禁止となっております。

◆法律「健康増進法2019年7月1日施行」によって第一種施設

携 帯 電 話

「学校・病院・薬局・児童福祉施設・行政機関の庁舎等」については、「敷地内禁煙」とされています。

授業や試験などの妨げにならないよう、携帯電話やスマートフォンは、教室内や図書館では必ずマナーモードにしてください。

節 電 ・ 節 水

照明・冷暖房・水道を使用するときは、省エネルギーに協力し、無駄を避けるよう心がけてください。

紛失物・拾得物

学内で物をなくした場合、また、落とし物を拾った場合は、ただちに学務課に届け出てください。届けられた拾得物は学務課内に保管しておきます。

なお、持ち物には名前と学籍番号を書いておいてください。

盗 難 防 止

大学構内で盗難が発生しています。その多くは更衣室、ピアノ練習棟個室、学生ホールなどにカバンを置いたまま席をはずしている数分の間に、財布から現金のみが抜き取られるという手口です。

今後キャッシュカード、クレジットカード等が盗まれる場合も考えられます。この場合悪用される危険性もありますから、細心の注意を払う必要があります。

■盗難にあわないために：

特に次のことに注意してください。

- ① 貴重品は常に身につけておく
- ② 所持品から目を離さない

■盗難に遭ったら：

すべての盗難については、直ちに学務課に届け、「紛失届」を提出してください。

キャッシュカードの盗難にあった場合は銀行または郵便局、クレジットカードはカード会社に直ちに連絡してください。

☞ 諸届・願 (p.26)

火 気 使 用

授業以外で火気を使用する場合は、事前に施設管理課に「火気使用願」を提出し許可を受けてください。暖房器具の周辺は、常に整理・整頓し、事故のないように努めてください。

☞ 火気使用細則 (p.160)

☞ 諸届・願 (p.26)

災害時の対応

万一、学内で地震や火災が発生した場合は、非常放送がありますので、その指示に従い、教職員の誘導で、迅速に避難してください。

なお、非常口・防火扉・消火器等の位置を示す標識が貼ってありますので確認しておきましょう。災害時のエレベーター使用は危険ですので絶対に使用しないでください。5月には災害避難訓練が実施されます。

臨時休講について

自然災害や緊急な事態で臨時休講となる場合はメールにて連絡します。また、大学ホームページにも掲載します。

ロッカーの使用

学生出入口にあるロッカー使用について

- ① 学籍番号（8ケタ）を明示している各自のロッカーを使用すること
- ② 鍵は各自準備すること

電源コンセントの制限および使用

ノートパソコン、タブレット端末等を学内で使用する際の電源コンセント利用について、ルールを守って使用するようにしてください。

〔ノートパソコン、タブレット端末等を学内で
使用する際の電源コンセント利用について〕

学習目的、および就職活動や学生同士の活動に必要な連絡などに使うことを目的として使用する場合、決められた場所での給電を認めます。

注意：「給電」とは機材を利用する際に電源を確保することで、後で利用することを目的としたり単に充電量が少ないことが不安で「充電」することとは違います。

〈利用上の注意〉

- (1) 利用の許可されていない教室や、電源コンセントを使用しないこと。
- (2) 利用目的に反する使い方をしないこと。
- (3) 機材につなげる電源ケーブルは各自用意すること。
- (4) 電源ケーブルを足をひっかけ、怪我をしたり機材を破損しないよう十分注意すること。
- (5) 電源タップはできるだけ多くの学生が利用できるよう、長時間専有せず譲り合って利用すること。
- (6) 自己責任のもと利用するものとし、利用時の機器に関する破損・盗難等のトラブルに関しては、大学側は一切の責任を負いません。

〈電源コンセントの利用を認める場所〉

下記の場所に設置されている電源タップを利用してください。

- (1) 8号館の学生ホール
- (2) 6号館の食堂
- (3) 3号館の342番教室
- (4) 図書館
- (5) その他、施設管理課が認める場所

大学からの注意・お願い

1. 学内の電気使用に関しては、大学で管理します。
指定場所以外のコンセントを使用した場合、異常を感知します。
決められた場所以外のコンセントは使用しないでください。
2. 大学が常時使用しているコンセントは、他の設備と連動しているためにコンセントを抜くと、複数の機器で不具合を生じる場合があります。
大学が常時使用しているコンセントは抜かないようにしてください。

オ フ ィ ス ア ワ ー

オフィスアワーとは、教員が学生の質問や相談を受けられるように、研究室などにいる時間のことです。

学生生活や授業のことなどで先生に相談したい場合、それぞれの研究室前に掲示されているオフィスアワーの曜日・時間を確認して訪ねてください。

非常勤の先生については、授業の前後に相談できる時間があります。また、講師控室を訪ねたり、学務課に問い合わせたりすることも可能です。

学 外 生 活

大学生は社会では一人前の大人と見なされます。様々な誘惑も多くなります。社会の常識を知り、ルールを守って節度ある生活を送りましょう。

団体・集会への参加

個人で学外の団体・集会に参加する際は、学務課に「集会許可願」を届け出て、許可を受けてください。届け出た団体・集会が本学の教育方針に添わない場合は、参加を許可しないこともあります。悪質な宗教団体や詐欺まがいのサークルの勧誘には十分に注意してください。

☞ 諸届・願 (p.26)

アルバイト

アルバイトを選ぶ際には、職種や周囲の環境等に十分注意し、学業に支障のないようにしてください。なお、本学では、深夜に及ぶものや酒類を提供する店・風俗営業に関するアルバイトや、実習中のアルバイトは禁止しています。違反した場合は、学則第50条に関することとなります。

アルバイトをする場合は、学務課に「アルバイト届」を必ず提出してください。トラブルが生じた際に大学として対処します。

また、学務課では、アルバイトを希望する学生に対し、求人先の紹介も行っています。提示された条件をよく見て申し込んでください。大学で紹介された条件と異なる場合は、直ちに学務課に連絡してください。

☞ 諸届・願 (p.26)

＜ブラックバイトに気をつけよう＞

近年ブラック企業のような違法な働き方が学生アルバイトにも広がっており、社会問題になってきています。低賃金にもかかわらず正社員並みの過度な責任やノルマを課される例が多く、アルバイトと学業の両立が難しくなるケースが増えてきています。よくある例を2点以下に掲げます。

- (1) 無理なシフトを組まれる——「テスト期間に無理なシフトを組まれたり、シフトの連絡が直前だったりする」
- (2) 辞められない——「辞めたい場合も、様々な理由付けをされ辞めさせてもらえない」

ブラックバイトの背景には、多くの学生のアルバイト先である業種（飲食店、コンビニ、アパレル関係、学習塾など）における非正規雇用の拡大といった側面と、学生自身アルバイトや社会経験が乏しいため雇用ルール等の知識不足といった側面があります。

ブラックバイトから身を守るためには、特に次の点に留意しましょう。

- アルバイトを始めるに当たって、どのような職場であるかよく調べる。
- 一旦アルバイトを始めてから問題が発生した場合は、自分だけで抱え込まずに担任や学務課職員にすぐに相談しましょう。

喫煙・飲酒

20歳未満の者の喫煙・飲酒は法律によって禁じられています。法律を遵守してください。成人となった場合でも、これらが習慣化すると健康を害しますので、節度を守ってください。

また、一気飲みは、急性アルコール中毒の原因となりますので絶対に行わないで下さい。

◆山形市では、2021年3月1日より山形市子どもの受動喫煙防止条例が制定されました。受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深め、いかなる場所においても子どもの受動喫煙防止に努めなければなりません。

違法薬物等使用防止

日本では、違法薬物等の所持及び売買は犯罪であり、厳しい取締りが行われています。違法薬物使用は、心身を蝕み、最悪の場合には精神疾患に至り、家族や友人といった大切な人を失い、学生生活だけではなくその後の人生も崩壊してしまう危険性があります。

学生の皆さんは、薬物使用の甘い罠に十二分に気をつけるとともに、問題の重大性をよく認識し、一生を棒に振らないように、決して違法薬物等に関わらないようにしてください。

防 犯

登下校時や夜間に外出する際も事件に巻き込まれないよう十分な注意を心がけてください。

最近、出会い系サイトや架空請求などインターネット犯罪によるトラブルが多発しています。ちょっとした好奇心からトラブルに巻き込まれないようにしてください。

悪徳商法・架空請求

いわゆる「悪徳商法」には様々な手口があります。セールスマンの甘い話に乗らないように注意してください。

万一、こうしたトラブルに巻き込まれた場合は、学務課または下記の機関に相談してください。

学務課 023-688-2717

山形県消費生活センター 023-624-0999

不 審 電 話

大学より各学生の自宅または本人に連絡する時は、所属・氏名・要件を必ず告げますので、不審な電話には応じないでください。
(学生の生年月日・携帯電話番号等の問い合わせはいたしません。)

＜よく見られる悪徳商法の手口＞

(1) 訪問販売

自宅やアパートに押しかけて高額な商品を契約させる悪質なケースがあります。

(2) キャッチセールス

路上でアンケートを頼むなどして勧誘し、知らないうちに契約を結ばされることがあります。

(3) アポイントメント商法

電話等で喫茶店・ホテルや会社呼び出し、契約するまで帰れないようにするやり方があります。

(4) マルチ商法

友人や知人を紹介するとリベートをもらえるなどと言われ、信頼関係を損ねたり、金銭トラブルに巻き込まれることがあります。

※ 訪問販売などでは、契約日を含めて8日間は無条件に解約できるクーリング・オフ制度があります。しかし、該当しないこともありますので契約書をよく確認するようにしてください。

＜よく見られる架空請求の内容＞

最近、身に覚えのない請求書が、電子メール、はがき、封書、電報で届くことがあります。請求内容には次のようなものがあります。

- 架空の利用料金（出会い系サイトなど）
- 架空の借金返済

これらの請求書の文面には「最終御請求通知書」や、「入金がない場合には自宅、勤務先へ回収に向く」といった不安を煽る文言などが書かれています。

＜被害に遭わないための防衛策＞

1) むやみに個人情報を書かない

インターネットの懸賞の応募や、小売店の会員への入会などで、むやみに個人情報（名前、生年月日、住所、電話番号、趣味など）を書かないことが架空請求などの被害に遭わないための防衛策です。これらの箇所で記入した個人情報が場合によっては悪質業者に流出し、被害に遭うことに繋がります。懸賞の商品がどうしてもほしい、是非この店の会員になりたいといった場合は、個人情報を伝えようとしている団体が信頼のおける団体であることを確認した上で、個人情報を記入するようにしてください。団体の信頼性が分からない場合は、周りの人などに確認してください。

2) 身に覚えのない請求は無視する

身に覚えのない請求が来た場合は、とにかく無視してください。絶対に払わないこ

とはもちろん、請求者に確認の連絡を取る事もしないでください。確認の連絡から電話番号などの個人情報を知られ、請求行為がさらにエスカレートしていくからです。どうしても不安な場合は、学務課や山形県消費生活センターなどに相談してください。

ちなみに、身に覚えのない請求に一度でも払ってしまうと、「脅せば金を出すおいしいカモ」として悪質業者のリストに登録され、忘れた頃にまた請求が来て次なる被害を招くことになります。

ネットへの書き込み

SNSやブログは、特定の人だけしか読まないメールと異なり、不特定多数の人が読むことが可能です。このため、これらに情報を発信するときは、読んだ人が不愉快になることは書かないようにしましょう。例えば、

- ・スピード違反や20歳未満の者の飲酒などの違法行為をした事
- ・気に入らない人や出来事に対する悪口
- ・明らかな反社会的行為を擁護する意見

などは、読んでいる人を不愉快にさせます。そして場合によっては、法的責任が追及されることがあります。また、家族や友人等、親しい間柄であっても、写真や個人情報を無断で発信しないよう配慮して下さい。特に氏名や所属先などの個人情報を公開して意見を書き込んでいる場合、責任は大きなものになりがちです。大学を退学する、職を失うといったことも起こりえます。

誰も見ていない中で意見を出すときは、つい気持ちが大きくなってしまいます。その結果出された意見は、必要以上に過激で尊大なものになったりしますが、これが落とし穴です。ネットの向こう側で自分の意見を読むのは“人”です。従って、実社会の人付き合いと同じように、気遣いをもって意見の書き込みを行いましょう。

☞ 東北文教大学ソーシャルメディアガイドライン (p.146)

旅行

国内・海外旅行をする際には、所在を明らかにするために、学務課に「旅行届」を提出してください。また、旅行業者の企画に参加する際には、十分に内容や補償体制を検討するようにしてください。

登山に際しては十分な装備を怠らないようにしましょう。また、登山先ふもとの警察への届け出などの手続きを必ず行ってください。

☞ 諸届・願 (p.26)

交通安全（自動車）

交通事故は、人生に大きな影響を与えかねません。自動車を運転する際には、道路交通法を遵守し、安全運転を心掛けてください。

特に雪道を運転することになる冬期は、スピードの出しすぎや車間距離などには十分注意してください。落ち着いて運転するためにも、時間に余裕をもった行動を心掛けましょう。

また、重大な事故に繋がりがねない、飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）や運転中の携帯電話の使用は、決して行わないでください。特に飲酒運転については、免許取消などの重い罰則が定められているとともに、飲酒運転を承知して同乗していた人も共犯として処分を受けることになります。酔いが覚めた、普段と変わらず運転ができると自己判断しても、呼気中に一定の値以上のアルコールが含まれていれば、飲酒運転の対象になります。「飲んだら乗るな!」を徹底しましょう。

交通安全（自転車）

法律上自転車は、歩行者ではなく、車両として扱われます。このため、自転車の運転者には道路交通法の遵守が求められるとともに、違反行為に対しては罰則が適用されます。

二人乗り運転、夜間の無灯火運転、傘差し運転、飲酒運転、運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、ブレーキ不備などが違反行為にあたります。罰則を受けないためだけでなく、安全に自転車を利用するためにも、これらの行為は決して行わないようにしてください。

◆山形県では、平成24年3月1日より道路交通規制の改正で、自転車運転中の(1)携帯電話の操作、(2)ヘッドホンやイヤホンの使用、(3)交通量を問わず全ての道路での傘差し運転が禁止され、違反者には5万円以下の罰金が科せられることになりました。

また、令和2年7月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。自転車損害賠償責任保険等への加入状況を確認し、万が一の事故に備えましょう。

事故報告

通学にあたっては交通事故のないよう注意するとともに、**万一事故にあった場合は、直ちに学務課および警察に連絡してください。**

また、通学途中の交通事故や、正規の授業・課外活動中の事故については、「学生教育研究災害傷害保険」が適用される場合があります。

不正乗車

す。この保険は、自分が事故を引き起こした場合、事故に巻き込まれた場合のどちらにも適用されます。学務課で手続きを行っていますので、こうした事故の際は必ず届け出て下さい。

☞ 傷害保険 (p.31)

期限切れ・他人名義の学割証・定期券の使用は法律により厳罰に処せられます。無賃乗車を含め、不正乗車をすると多額の罰金を支払うことになります。加えて、不正をした本人だけでなく、本学の学生全体が学割を使用できなくなるなど、他の学生にも影響及ぶことがあります。不正乗車は絶対にしないでください。

☞ 学割証 (p.40)

自宅外通学者 (アパート)

親元を離れて新しい生活を始める人もいることでしょう。アパートに住む場合は、きちんとルールを守ることが必要です。隣人に迷惑をかける、収集日以外の日にゴミを出すなど、社会常識に反するような行為はしないようにしましょう。

アパート等の情報は学務課で提供します。また、不動産業者を通しての契約を考えている場合は、保護者と相談し、契約書等をよく読み、内容を十分理解したうえで行ってください。不動産業者や家主との契約に関するトラブルが起きた場合は、ただちに学務課、もしくは下記の機関に相談してください。

山形県宅地建物取引業協会山形支部 023-642-8133

障 害 学 生 支 援

東北文教大学・東北文教大学短期大学部では、障害のある学生及び進学希望者（以下、学生）に対し、障害を理由に修学の機会を損なうことのないよう、すべての学生が公平に修学できるよう支援を行います。

1. 障害学生支援体制

平成28年に「東北文教大学・東北文教大学短期大学部障害学生修学支援規程」、ならびに「東北文教大学・東北文教大学短期大学部障害学生支援委員会規程」を制定し、障害学生支援委員会と障害のある学生が志望又は所属する学科や関係各部署が連携し、修学等支援について対応しています。学生本人の要望に基づき、支援内容について学生や保護者の方と話し合い検討します。支援を希望する学生は、気軽に相談してください。

2. 支援内容について

(1) 入学前における相談

オープンキャンパス、入試説明会等での情報提供

(2) 入学時選抜における支援

「大学入学共通テストにおける受験上の配慮」に準ずる

(3) 修学支援

- ・履修、事務手続きにおける配慮
- ・教室、座席の配慮
- ・授業担当教員への配慮事項の伝達
- ・チューターを希望する場合、チューターの募集・事前研修の実施
- ・施設利用に関する支援
- ・式典時の手話通訳
- ・行事の際の座席配慮
- ・個人ロッカー割当場所の配慮

(4) 進路支援

- ・障害特性に合わせたインターンシップ・求人情報の提供
- ・進路に関する個別相談
- ・キャリアカウンセリングの際の配慮

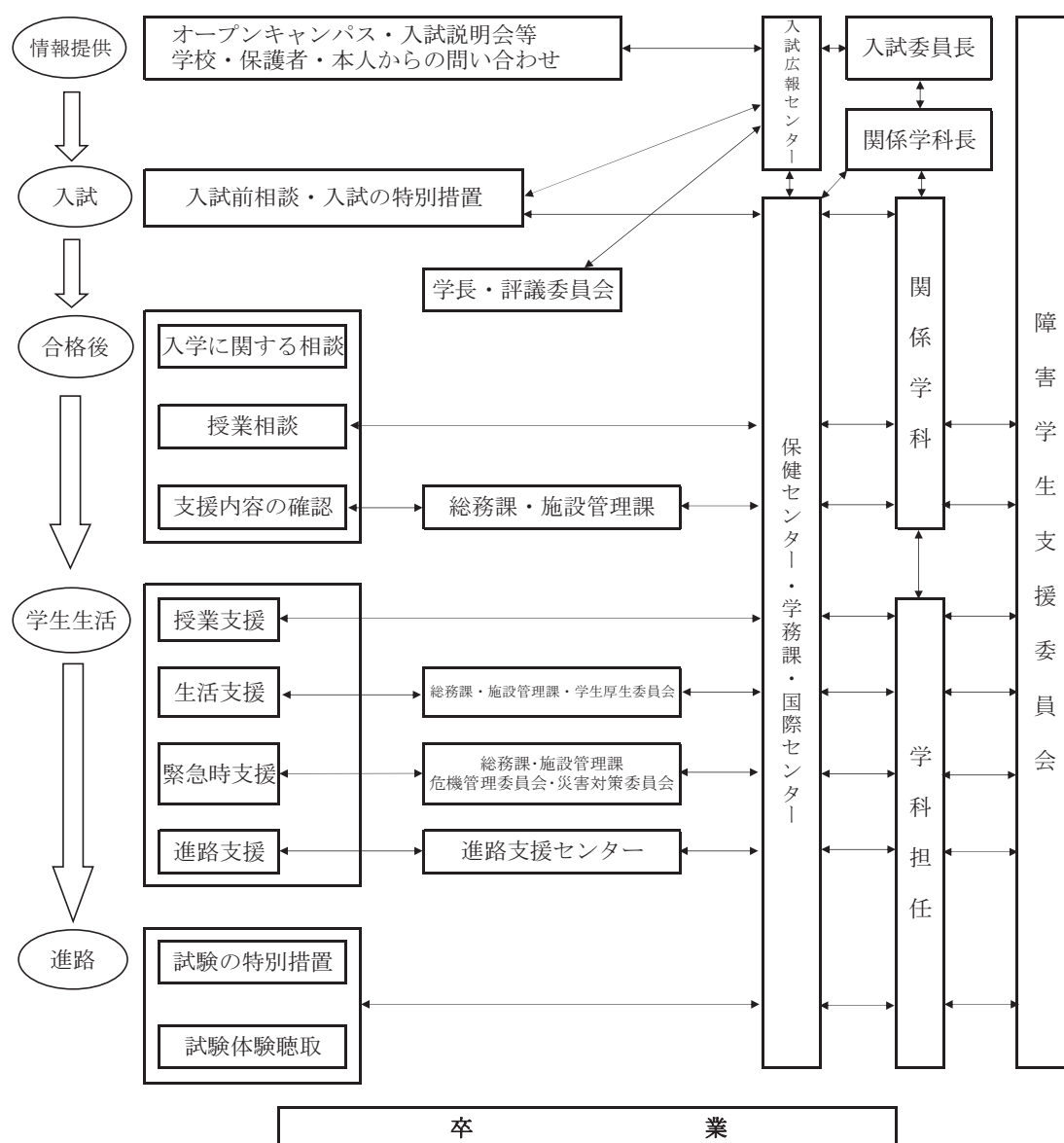
(5) 学内環境整備

- ・スロープ、エレベーター、だれでも（多目的）トイレの設置
- ・駐車スペースの確保

(6) 学生、教職員への啓発

- ・障害や障害学生への支援方法について必要な研修、啓発を行う

障害学生に対する支援の流れと支援窓口



ハラスメント

ハラスメントを受けていませんか？

大学における学生や教職員へのハラスメント（嫌がらせ）とは、就学上または職務上の関係を利用して、相手の意に著しく反する言動等を行い、不快感や就学上・職務上の不利益を与えたり、就学・就労環境を悪化させたりすることです。ハラスメントに該当するかどうかは、受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

ハラスメントにあったときは、一人で抱えこまないで

- ・勇気を出して、はっきりと拒否しましょう。
- ・ハラスメントを受けた日時、場所、内容、目撃者などを記録しておきましょう。

ハラスメントを目撃したときは、見過ごさないで

- ・すぐにハラスメントであることを指摘しましょう。
- ・必要なら証人になってあげましょう。
- ・被害者の相談にのってあげましょう。
- ・相談窓口に行くように勧め、同行してあげましょう。

安心して相談してください

- ・鈴木 隆 023-688-2298（鈴木隆研究室）
- ・花屋 道子 023-688-2298（花屋研究室）
- ・学務部次長 山本幾子 023-688-2717（学務課）

新型コロナウイルス感染防止対策

本学では、対面授業の継続、また各種実習を確実に実施するために、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しています。普段の生活・学校生活においても、以下の対策を徹底してください。

【日頃から徹底する対策】

- マスクの着用を推奨する。
- 石鹸による手洗いと手指消毒をこまめに実施する。
- 体調が悪い時は外出しない。
- 三密（密閉、密集、密接）を避ける。
- 室内では、常時換気に努める。
- 食事の際は対面を避け、会話を控える。
- 感染拡大地域への外出は極力控える。

【学校生活に関する対策】

①自宅において

- ・十分な栄養と睡眠をとり、体調管理に留意してください。
- ・毎朝検温し、体調を「健康観察記録票」（別紙１）に毎日記載してください。

※実習時は別の記録表になります。詳細は、所属学科および学務課からの指示に従ってください。

- ・発熱や咳などの体調不良がある場合は、「新型コロナウイルス感染または感染疑いの対応について」（別紙２）に従い行動してください。

②大学において

- ・学生昇降口、６号館、８号館にサーマルカメラを設置しています。ディスプレイ画面に36.9℃以下は「緑」表示、37.0℃～37.4℃は「黄」表示、37.5℃以上は「赤」表示となります。黄・赤が表示された際は、保健センターで再度検温を行ってください。
- ・学内各所にアルコール手指消毒液を設置しているので、使用してください。
- ・各教室にふき取り消毒用の次亜塩素酸水とペーパータオルを設置しているので、使用してください。

③授業において

- ・座席を指定する場合もありますので、ご理解ください。
- ・教員が、授業中もしくは授業間に窓を開けて換気を行います。
- ・教室へ入室する際には、手指消毒を行ってください。

④食事の際の注意

- ・食堂は入口と出口を分け、一方通行としていますので順守してください。最初に石鹸による手洗いを行い、チケット購入後、アルコールで手指消毒をしてください。

- ・食堂や教室等で食事をする際は、対面に座らず会話を控えてください。食事中的の会話は感染リスクが高いとされています。
- ・食堂や学生ホールの椅子は移動せずに使用してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大対策として、食堂の「密」を避けるために昼休み時間帯（11：50～12：40）は昼食用に各教室を解放しますのて利用してください。但し、食事中は密を避け、黙食を徹底してください。

⑤購買部利用時の注意

- ・入場時、アルコールで手指消毒をしてください。
- ・入場時は距離をとって並んでください。
- ・入場が込み合っている場合、人数制限を行うこともありますのでご理解ください。
- ・購入予定者のみの入店とし、購入物以外の商品は触れないようにしてください。
- ・支払いやおつりの受け取りは、トレイの上で行ってください。

⑥学生ホール利用時の注意

- ・椅子は移動せずに使用してください。
- ・休憩時間などの気の緩みやすい環境では、感染リスクが高まります。対面に座らずソーシャルディスタンスをとってください。

⑦山形県外での就職および進学活動時の注意

- ・進路支援センターに相談して行動してください。

別紙 1

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する健康観察記録票											東北文科大学	
学科 年 学籍番号 氏名												
毎日体温を測定して記録し、体調のチェックをしてください。また、医療機関受診や相談の際に持参してください。 発熱等の風邪の症状がある場合は、大学を休み自宅で休養してください。												
月日	体温 (°C)		呼吸器症状				倦怠感 (だるさ)	味覚・嗅覚 障害	その他の症状	薬の服用 名称、回数	受診した場合 医療機関名、診断名	行動記録 (具体的外出先等)
	朝	夜	咳	息苦しい	咽頭痛	鼻水						
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				
／			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無				

※行動記録については、感染または濃厚接触者と判断された際に同行者等を確認します。

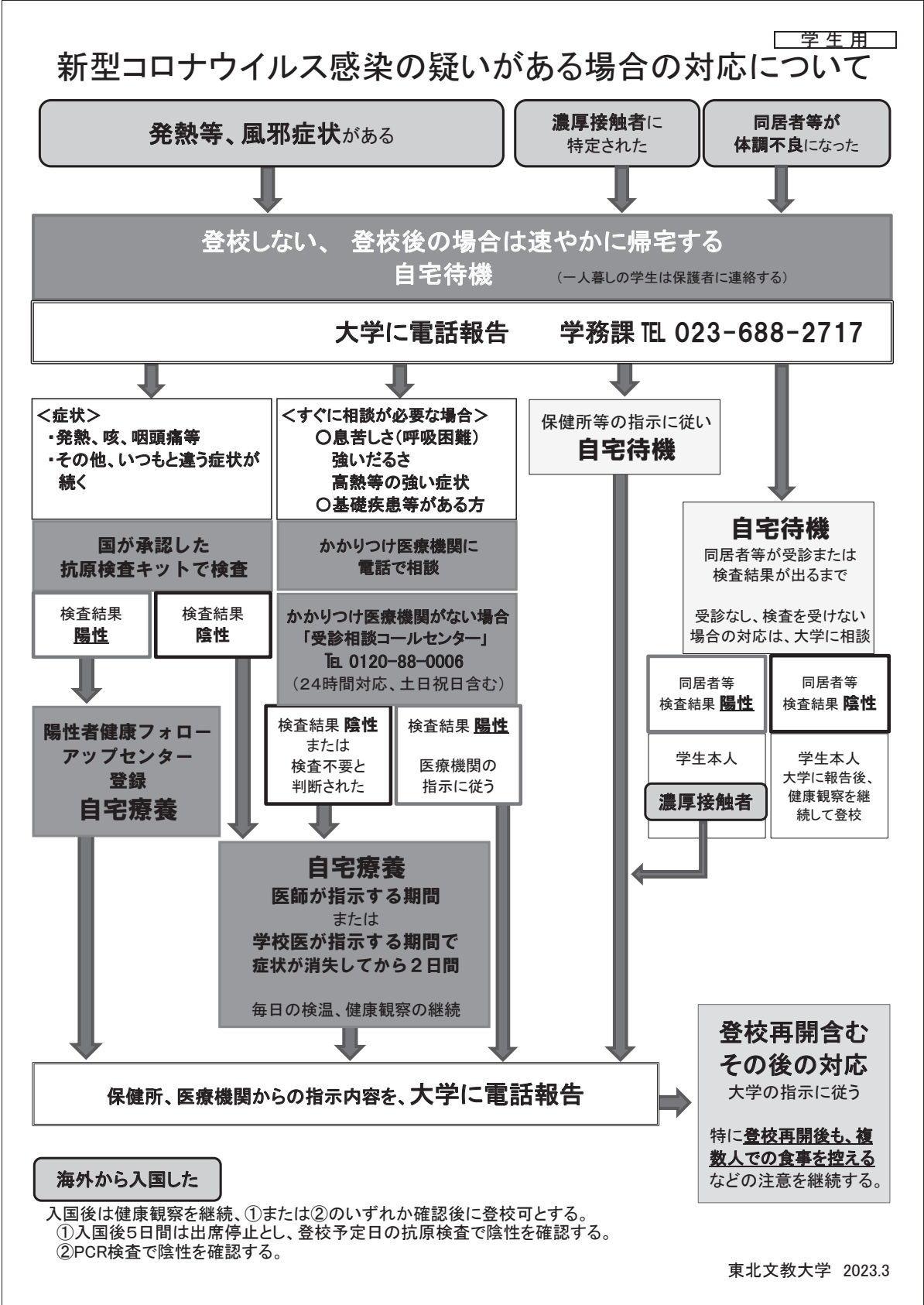
＜発熱などの症状がある場合の相談窓口＞

・かかりつけ医療機関がある 必ず電話で受診相談してください。

・かかりつけ医療機関がない **「受診相談コールセンター」 ☎ 0120-88-0006** <24時間対応、土日祝日含む>

(2023. 3改)

別紙 2 ※感染拡大状況により、内容が変更となる場合があります。都度、最新版のものを大学ホームページ「新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応について」でご確認ください。



【実習時の対応】

実習時は、「健康観察記録票（実習前2週間、実習期間、実習後2週間）」を使用して健康観察を行います。詳細は、所属学科および学務課からの指示に従ってください。

東北文教大学

1. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する健康観察記録票（実習前2週間）

学科 年 氏名

毎日体温を測定し、感染しないための意識した生活行動をとります。

発熱等の風邪の症状がある場合は、大学に連絡をし、必ず医療機関への受診または相談を行ってください。

その際に、この健康観察票を医療機関受診や相談の際に持参してください。

観察期間	月日	検温（平熱）℃		呼吸器症状				倦怠感（だるさ）	味覚・嗅覚の異常	その他の症状 頭痛・腹痛など	薬の服用名称 服用した回数	行動記録(番号を記入)			
		朝	夜	咳	息苦しい	咽頭痛	鼻水					外出の有無	目的	移動方法	同行者
記入例	1月25日	36.3℃	36.0℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	腹痛（下痢）	ロキソニン（朝晩2回）	1	3	3	1
実習14日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
13日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
12日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
11日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
10日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
9日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
8日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
7日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
6日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
5日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
4日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
3日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
2日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
1日前		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有						
外出	0. 外出していない 1. 外出した（県内） 2. 外出した（県外）														
目的	1. 大学・・・通学、書類提出等 2. 本学以外の図書館利用 3. コピ・コンスタア、スーパーマーケット、薬局、量販店、書店等での買い物 4. 医療機関への通院（付き添いも含む） 5. 就職活動やインターンシップ 6. 飲食店での食事等 7. その他（ ）														
移動方法	1. 徒歩 2. 自転車 3. 自家用車 4. 知人の自家用車 5. バス 6. 高速バス 7. 在来線 8. 新幹線 9. 航空機 10. その他（ ）														
同行者	0. 同行者なし 1. 県内在住の家族 2. 県内在住の親族 3. 県内在住の知人 4. 県外在住の家族 5. 県外在住の親族 6. 県外在住の知人														

東北文教大学

2. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する健康観察記録票（実習期間）

学科 年 氏名

毎日体温を測定し、感染しないための意識した生活行動をとります。

出勤した朝に、この健康観察票を実習担当者に提出し、前日退勤後から当日朝までの健康状況等の報告をすること。症状「有」に該当する場合は、その際に詳細を報告すること。

発熱等の風邪の症状がある場合は、大学と実習先に連絡をし、必ず医療機関への受診または相談をし、医療機関受診や相談の際にはこの「健康観察記録票」を持参してください。

観察期間	月日	検温（平熱）℃		呼吸器症状				倦怠感（だるさ）	味覚・嗅覚の異常	その他の症状 頭痛・腹痛など	薬の服用名称 服用した回数	行動記録(番号を記入)				実習担当者確認
		朝	夜	咳	息苦しい	咽頭痛	鼻水					外出の有無	目的	移動方法	同行者	
記入例	2月8日	36.3℃	36.0℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	腹痛（下痢）	ロキソニン（朝晩2回）	1	3	3	1	✓や捺印など
1日目		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
2		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
3		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
4		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
5		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
6		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
7		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
8		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
9		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
10		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
11		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
12		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
13		℃	℃	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有							
外出	0. 外出していない 1. 外出した（県内） 2. 外出した（県外）															
目的	1. 大学・・・通学、書類提出等 2. 本学以外の図書館利用 3. コピ・コンスタア、スーパーマーケット、薬局、量販店、書店等での買い物 4. 医療機関への通院（付き添いも含む） 5. 就職活動やインターンシップ 6. 飲食店での食事等 7. その他（ ）															
移動方法	1. 徒歩 2. 自転車 3. 自家用車 4. 知人の自家用車 5. バス 6. 高速バス 7. 在来線 8. 新幹線 9. 航空機 10. その他（ ）															
同行者	0. 同行者なし 1. 県内在住の家族 2. 県内在住の親族 3. 県内在住の知人 4. 県外在住の家族 5. 県外在住の親族 6. 県外在住の知人															

国 民 年 金

国民年金とは、老齢、障害または死亡によって国民の安定が損なわれることを防止することを目的とした制度で20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

加入手続きは、住所地の市町村の国民年金窓口で行います。国民年金の加入は、次の3種類に分けられています。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
学生、農業、自営業の人	会社員や公務員の人	第2号被保険者に扶養されている配偶者

国民年金に加入し保険料を納めると次の年金が受け取れます。

老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
65歳になったとき	病気やけがで障害となったとき	死亡した加入者に18歳未満の子がいるとき

学生については、申請をして承認を受ければ在学期間中の国民年金保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。届出は、住民票のある市町村の国民年金窓口で申請しますが、年度ごとの提出が必要です。学生納付特例制期間中の障害や死亡といった不慮の事故の際も、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

また、学生納付特例期間中は老齢基礎年金の資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば遡って納めることができる「追納制度」があり、卒業後追納すると満額の年金を受け取ることができます。

※詳細については、各市町村の国民年金のお知らせをご覧ください。

奨学金・教育ローン

奨 学 金

優秀な学生を経済的に援助するため、以下のような奨学生制度があります。

1 独立行政法人日本学生支援機構

日本学生支援機構は、学生支援業務を総合的に実施する機関であり、学業・人物ともに優秀、かつ健康であり、経済的理由のために修学困難な学生に学資を貸与しています。奨学生の種類は無利子貸与と有利子貸与があります。

(1) 貸与月額（貸与期間は正規の最短修業年限の終期までです）

第一種奨学金（無利息）

自宅通学者 月額 20,000円、30,000円、40,000円
または54,000円

自宅外通学者 月額 20,000円、30,000円、40,000円、
50,000円または64,000円

第二種奨学金（利息付）

月額 20,000円～120,000円（10,000円刻み）

(2) 募 集

募集は掲示で行います。希望者は学務課前の掲示に従って説明会に出席し、申込用紙の交付を受け、必要事項を記入のうえ、提出してください。

(3) 選 考

学力、家計、人物、健康について日本学生支援機構の定めた基準に従い、各資料及び面接により学内で選考し、機構に推薦します。

(4) 予約奨学生

本学に進学した予約採用候補者は、「令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知書」を指示に従い学務課に提出してください。

2 高等教育の修学支援新制度について

東北文教大学・東北文教大学短期大学部は、『高等教育無償化（修学支援新制度）』の対象校に認定され、2020年4月の入学者および在学学生より適用いたします。

対象は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生です。詳細は本学ホームページの「修学支援新制度」をご覧ください。

3 東北文教大学奨学生

本学園には学生の勉学、体育・文化を奨励するために奨学金制度があります。詳しくは東北文教大学奨学生募集要項に記載します。奨学生を希望する場合は必要な手続きを行い、選考によって決定することになっています。

4 同窓会「耀」奨学生

本学に学ぶ本科学生を対象とし、同窓会が学生の勉学を奨励するために設けられた制度です。

詳しくは東北文教大学・短期大学部同窓会「耀」奨学生募集要項に記載してあります。希望者は要項に従い、申し込んでください。選考の上決定します。

5 国際ソロプチミスト山形「女子学生奨学生」

国際ソロプチミスト山形の区域限界内に存在している日本人女子学生を対象とする奨学金制度です。

国際ソロプチミスト山形の奨学金規定にそって、大学推薦となります。

6 地方自治体の奨学生

出身学生のために奨学金制度を設けている地方自治体もあります。詳細については各地方自治体の窓口にお問い合わせください。

7 外国人留学生対象の奨学金制度

上記の奨学金制度の他に外国人留学生のみを対象とした制度があります。

国の教育ローン (日本政策金融公庫)

本学の在学学生は、「国の教育ローン」を利用することができます。「国の教育ローン」は、教育のために必要な資金を融資する公的な制度で、融資額は、学生一人につき350万円以内、返還期間は15年以内です。

詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫各支店にお問い合わせください。

学 生 自 治 会

正課の授業以外に行われる学生の自主的・組織的諸活動が課外活動です。本学では課外活動を重視し、部・同好会活動を含めた自治会活動を援助・奨励しています。自分の才能や趣味を活かすためにも、ぜひ何らかの部・同好会に加入し、活動することを勧めます。また、自治会活動を通して、組織の運営や様々な行事の企画・運営に携わることは、責任を重んずる社会訓練にもなります。学生生活を充実したものとするためにも、積極的に課外活動に参加しましょう。

📖 学生自治会会則 (p.169)

学生自治会

本学学生自治会は昭和42年3月15日に発足した、全学生をもって構成・運営される学生の自治的な組織です。本会は、様々な行事を主催したり、多数の文化・体育系の部・同好会を設けることで会員相互の親睦を図ることと、学生の意見を集約し大学側と話し合うことにより、学生にとって過ごしやすい大学にしていくことを目的としています。

自治会行事

自治会主催の主な行事には、学生の親睦を図る春のスポーツ祭・秋の大学祭の他、学生と教職員が意見交換を行う連絡協議会、自治会誌『つどい』の発行などがあります。それぞれ自治会の学生が中心となって企画・運営が行われます。

主な自治会活動関連行事

4月	自治会入会式 新入生歓迎会
5月	学生自治会総会 スポーツ祭
7月	連絡協議会
10月	東北文教祭
12月	自治会会長選挙
1月	リーダーズ研修会
3月	自治会誌『つどい』発行

部・同好会活動

本学自治会には多数の文化系・体育系の部・同好会があります。学生同士の交流をはかり、充実した学生生活を送るための1つの要因として良い活動となりますので積極的な参加が望まれます。本学ではこうした部・同好会活動を重視し様々な形での援助を行っています。

令和4年度現在で設けられている部・同好会

文化部・同好会

茶 道
書 道
児 童 文 化
芸術造形研究
ローターアクト
コーラス
手 話
ウィンドアンサンブル
軽 音 楽
演 劇
Σソサエティ
陶 芸
クッキング
R. I. A
Performance Team BRIGHZ
教育力向上サークル“ええじゃないか”
レクリエーション
ボランティア
アウトドア
ボードゲーム
民俗芸能サークル「舞」
写真同好会
教採対策同好会

体育部・同好会

卓 球
ソフトテニス
硬式テニス
バドミントン
女子バレーボール
男子バレーボール
女子バスケットボール
男子バスケットボール
陸 上 競 技
剣 道
ソフトボール
ダ ン ス
N. S. C.
女子フットサル
男子フットサル
野 球

自治会掲示板連絡板

自治会からの連絡は自治会掲示板（1号館1階）、連絡板（6号館入口）を通じて行われます。

なお、各部の連絡板は学生出入口西側にあります。

学内での集会

学内における課外活動時間は、原則として授業終了後になります。学内の施設を利用して集会をもつ場合は、集会の5日前までに「集会（学内）許可願」を学務課へ提出し、許可を受けてください。

☞ 諸届・願 (p.26)

学外での集会

学内団体参加の集会・大会等が、学外で予定されている場合は、14日前までに、「集会（学外）許可願」を学務課に提出し、許可を受けてください。

☞ 諸届・願 (p.26)

合 宿

部・同好会が合宿を行う場合は14日前までに「集会（学外）許可願」を学務課に提出し、許可を受けてください。詳細は別項の「合宿内規」を参照してください。

☞ 諸届・願 (p.26)

☞ 合宿内規 (p.178)

援 助 申 請

本学の保護者会・教育後援会は、部・同好会活動を含む学生自治会活動を奨励するために援助を行っています。大会等で援助を必要とする場合は、14日前までに集会（学外）許可願の裏面にある「援助申請願」を学務課に提出してください。

☞ 諸届・願 (p.26)

部・同好会の結成

部・同好会を結成する場合は「部・同好会規程」に従い、所定の手続きを行ってください。

☞ 部・同好会規程 (p.175)

大会・活動結果報告書

大会・活動の結果について、大会・活動終了後3日後までに「大会・活動結果報告書」を学務課へ提出してください。

活 動 報 告 書

月毎の「部活動報告書」を、翌月の5日まで文化部長・体育部長へ提出してください。文化部長・体育部長はそれぞれ「部活動報告書」をまとめて学務課へ提出してください。

部 員 名 簿

入部している部員名などを記入し、随時学務課へ提出してください。途中で入部した場合においても、必ず、学務課へ報告してください。

配布・署名・募金等

学生又は学生団体が、学内において文書又は物品を配布、署名、募金等を行うときは、あらかじめ配布・署名・募金等許可願を提出し、学長の承認を受けてください。特定の政治団体または宗教団体を支援することが目的のこれらの活動は認められません。また、募金として認められるものは、募金の趣旨が本学の建学の精神に添っているものに限り、ます。なお部活動の補助を目的とした募金は原則認められません。

進路支援（就職・進学）

進路ガイダンス（就職・進学）

進路相談

進路資料室の利用

進路支援（就職・進学）

進路支援センターでは、本学を卒業する学生に対して、進路ガイダンスを行うとともに、個別相談等で具体的な進路について、積極的に支援し応援します。

進路はあなたの将来にかかわる重要なことです。日常の勉学を積み重ね、就職や進学に結びつく能力・意欲の向上に努めることが大切です。

1 進路ガイダンス （就職・進学）

ガイダンスは、1年次4月から職種ごとに分かれて行います。具体的な開催期日・内容については、進路支援センターの掲示板・デジタルサイネージ掲示板等でお知らせします。筆記用具を持参のうえ全員出席してください。CAREER GUIDE BOOK（キャリアガイドブック）はオリエンテーションで配布します。

2 進路相談

進路支援センターでは、卒業後の進路に関する事項について、質問・相談に応じます。気軽に利用してください。

なお、質問事項や相談内容を簡潔にまとめたうえ（メモ帳、筆記用具を持参して）来室してください。

進路支援センターでの主な相談事項（オンライン対策を含む。）

- 卒業後の進路について
- 教職及び教員採用試験について
- 幼稚園、保育所、認定こども園、福祉施設、企業・団体の概要や特色について
- 公務員試験対策について
- 講座・セミナー・ガイダンス・説明会・インターンシップについて
- 応募条件について
- 応募書類について
- 採用試験について
- 重複内定について
- 誓約書について
- 内定後の心構えについて
- 進学について
- 就職活動に関わるハラスメントについて
- その他

◇進路支援センターの業務取扱時間

月～金曜日 8：30～18：00

土曜日授業 8：30～16：20

※長期休暇中の利用時間については事前に連絡します。

3 進路資料室の利用

就職活動を展開するうえで就職情報をいかに効率よく「収集」「整理」「活用」するかが重要なポイントになります。情報を収集する場合には、目的・方向・ねらいを明確に効率よく整理し活用してください。こうした身近な情報源である「進路資料室」についてその資料の種類と利用方法を紹介します。また、採用までの流れやポイントを室内チャートにまとめているので、参考にしましょう。

◇利用時間

月～金曜日 8：30～18：00

土曜日授業 8：30～16：20

※長期休暇及び時期に応じて変更する場合は事前に連絡します。

◇資料は次のとおりです。

求人に関する情報、採用試験に関する情報、進学・編入学に関する情報、就職に関する各種問題集・テキスト・新聞など

なお、求人情報についてはモバイルサイトでも閲覧可能です。

◇パンフレット等の情報ファイルは、企業・団体はあいうえお順に、幼稚園・保育所・認定こども園・福祉施設については都道府県ごとに区分して並べてあるので、使用後は必ず元の場所に戻してください。

◇インターネットでの情報検索のために、パソコンは自由に使用することができます。

◇問題集やテキスト等は希望者に貸出しするので、申し出てください。

◇室内は静粛に、また、飲食は控えてください。

その他不明な点は進路支援センターへ尋ねてください。

《社会人となるための第一歩として》

社会に出て働くということにどのようなイメージを持っていますか。責任を持ち仕事をするということはもちろん、大変な局面に立つこともあります。学生生活では色々なことに積極的にチャレンジし経験しながら、大人との会話やビジネスマナーにも意識して、行動や態度を今から身に付けていきましょう。

そのために、進路支援センターに入室したら、①「失礼いたします」の挨拶 ②学科 ③学年 ④名前 ⑤用件（誰に）の5つを伝える習慣をつけてください。話すときは敬語で話しましょう。さあ！今日から実行です。

学則・諸規程・諸会則

- 1 東北文教大学学則
- 2 東北文教大学学位規程
- 3 東北文教大学人間科学部子ども教育学科規程
- 4 東北文教大学人間科学部人間関係学科規程
- 5 東北文教大学人間科学部留学生別科規程
- 6 東北文教大学学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）
- 7 東北文教大学成績評価の方針
- 8 東北文教大学履修規程
- 9 東北文教大学単位認定試験に関する規程
- 10 追試験を認める場合の運用について
- 11 単位認定試験における不正行為者の取り扱いに関する内規
- 12 東北文教大学GPA運用要項
- 13 学生による成績確認申し立てに関する取扱要項
- 14 学生による履修授業不服申し立てに関する取扱要項
- 15 東北文教大学・東北文教大学短期大学部学生表彰規程
- 16 年間優秀団体・個人表彰規程
- 17 東北文教大学編入学規程
- 18 東北文教大学転学科規程
- 19 東北文教大学と東北文教大学短期大学部の単位互換に関する内規
- 20 東北文教大学における「大学コンソーシアムやまがた」単位互換に関する規程
- 21 東北文教大学・東北文教大学短期大学部外国人留学生規程
- 22 東北文教大学及び東北文教大学短期大学部の卒業延期制度に関する規程
- 23 東北文教大学研究生規程
- 24 東北文教大学科目等履修生に関する規程
- 25 東北文教大学・東北文教大学短期大学部特別聴講生規程
- 26 東北文教大学・東北文教大学短期大学部障害学生修学支援規程
- 27 東北文教大学・東北文教大学短期大学部個人情報保護規程
- 28 東北文教大学・東北文教大学短期大学部個人情報保護に関する基本方針
- 29 東北文教大学ソーシャルメディアガイドライン
- 30 東北文教大学・東北文教大学短期大学部附属図書館規程
- 31 東北文教大学及び東北文教大学短期大学部危機管理規程
- 32 防火管理規程
- 33 火気使用細則
- 34 防災の心得
- 35 車輛による通学に関する規程
- 36 東北文教大学奨学生規程
- 37 学生自治会会則
- 38 学生自治会選挙管理委員会細則
- 39 部・同好会規程
- 40 自治会室・部室棟使用内規
- 41 合宿内規
- 42 東北文教大学大型自動車使用規程
- 43 大型自動車使用細則

1 東北文教大学学則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 東北文教大学（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「敬・愛・信」の建学の精神にのっとり人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする。
- 2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 3 本学の設置する各学部学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

(位 置)

- 第2条 本学を山形県山形市大字片谷地字谷地5 1 5番地に置く。

(自己評価等)

- 第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検および評価結果ならびに本学職員以外の者による検証に関する事項は別に定める。

第2章 組 織

(学 部 等)

- 第4条 本学において設置する学部および学科ならびにその学生定員は、次のとおりとする。

人間科学部

子ども教育学科	入学定員70人	3年次編入学定員5人	収容定員290人
人間関係学科	入学定員60人	3年次編入学定員5人	収容定員250人

(図 書 館)

- 第5条 本学に図書館を置く。
- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教職員組織

(教職員組織)

第6条 本学に、学長、教授、事務職員を置く。

- 2 前項のほか、副学長、学部長、学科長、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 6 学科長は、当該学部長の指揮を受けて当該学科に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 7 教授、准教授、講師及び助教は、教育・研究に従事し、学生の指導に当たり、学部・学科の管理運営に参画する。
- 8 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 その他、教職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第7条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第8条 教授会は、教授、准教授、講師、助教その他学長が必要と認める者をもって組織する。

(教授会の招集等)

- 第9条 学長は、教授会を招集しその議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。
- 2 学長は、教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日から60日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の成立要件)

第10条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(運営規程への委任)

第11条 この章に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期および休業日

(学 年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第13条 学年を分けて次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
 - (3) 開学記念日
- 2 夏期、冬期および春期休業に関しては、別に定める。
- 3 前二項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、また休業日を変更することができる。

第6章 学 部 通 則

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、8年（再入学、編入学または転入学の場合は、それぞれの規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数）を超えて在学することはできない。

第7章 入学、再入学、編入学および転入学、転学科

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし再入学、編入学および転入学、転学科の場合は、学期の始めとすることがある。

(入学資格)

第18条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者

で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続き)

第19条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに保証人連署による誓約書を添えて、所定の入学手続きをとらなければならない。

2 前項の入学の手続きを完了した者に、教授会の審議を経て、学長が入学を許可する。

(保証人)

第22条 前条の保証人は、学生の保護者またはこれに代わる者で、当該学生について在学中の一切の責任を負うものとする。

2 保証人を変更したとき、または保証人が転居したときは、直ちに届出なければならない。

(再入学)

第23条 願いにより本学を退学した者または第48条の規定により除籍された者が、退学または除籍後5年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者で既に履修した授業科目、単位数の取り扱いおよび在学すべき年数については、教授会の審議を経て、学長が決定する。

3 再入学の場合の入学検定料およびその他の必要な手続きは、別に定める。

(編入学および転入学)

第24条 本学に編入学および転入学を希望する者については、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 前項により入学できる者の資格、既に履修した授業科目、単位数の取り扱いおよび在学すべき年数については、別に定める。

3 編入学および転入学の場合の入学検定料およびその他の必要な手続きは、別に定める。

(転学科)

第25条 転学科を希望する者については、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が許可することがある。

- 2 前項により転学科を許可された者の既に履修した授業科目、単位数の取り扱いおよび在学すべき年数については、別に定める。
- 3 転学科に関する必要な手続きは、別に定める。

第8章 教育課程および履修方法

(授業科目およびその単位数)

第26条 開設する科目およびその単位数は別表第1のとおりとする。

(授業の期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第28条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習または実技のいずれか、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 卒業に必要な所定の単位数のうち、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
- 6 第2項の授業を実施する授業科目については別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第29条 学生は、毎学年度の当初に当該学年において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することまたは単位取得することはできない。
- 3 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については別に定める。

(単位の認定)

第30条 履修した授業科目の単位の認定は、試験、論文または研究報告その他これらに準ずる方法（以下「試験等」という）により行う。

(他学科の授業科目の履修)

第31条 教育上有益と認めるときは、学長は学生に他学科の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の履修に関して必要な事項は別に定める。

(他の大学等または短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学等または短期大学において修得した単位について、60単位を超えない範囲で、教授会の審議を経て学長は、本学で修得したも

のとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長は単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第1項および第2項と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前における既修得単位の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、教授会の審議を経て、学長は入学後の本学における授業科目の履修により修得したものと同とみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の審議を経て、学長は単位を与えることができる。

3 前2項の単位数は、編入学または転入学、転学科の場合を除き、本学において修得した単位数以外のものについては、第32条第1項および第2項ならびに前条第1項により修得したものと同とみなす単位数を合わせて60単位を超えないものとする。

(試験)

第35条 試験の時期は、原則として学期末または学年末とする。

(学習の評価)

第36条 試験等の評価は、上位よりS、A、B、C、Dをもって表示し、C以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第37条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各項の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

(卒業の要件)

第39条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表第1に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第40条 前条の要件を満たした者には、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前条の要件を満たした者が、卒業延期を願い出た場合、学長は、教授会の審議を経て、これを許可することができる。

3 卒業延期に関し、必要な事項は別に定める。

(学位の授与)

第41条 前条により卒業した者には、教授会の審議を経て、次の区分に従い、学長が学位を授与する。

学 科	学 位
子ども教育学科	学士（教育学）
人間関係学科	学士（人間関係学）

(資格の取得)

第42条 本学において取得することができる資格および免許状の種類は次のとおりとする。

学科名	資格及び免許状の種類
子ども教育学科	小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格、知的障害者福祉司任用資格、学校図書館司書教諭
人間関係学科	社会福祉士国家試験受験資格、認定心理士（心理調査）、認定心理士、司書、準デジタルアーキビスト、社会福祉主事任用資格、身体障害者福祉司任用資格、知的障害者福祉司任用資格

2 小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。（授業科目名・単位数は別表第2）

3 幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。（授業科目名・単位数は別表第3）

4 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。

（授業科目名・単位数は別表4）

5 日本心理学会認定心理士（心理調査）及び認定心理士の資格を得ようとする者は、社団法人日本心理学会が定める科目及び単位を履修しなければならない。

（授業科目名・単位数は別表第5-1、別表第5-2）

6 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、学則第39条の卒業要件を充足し、社

会福祉法第19条第1項第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。

- 7 知的障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第39条の卒業要件を充足し、知的障害者福祉法第14条第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。
- 8 学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、別表第2に定められた小学校教諭一種免許状取得のために必要な単位を修得するとともに、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定められた授業科目及び単位を修得しなければならない。(授業科目名・単位数は別表第6)
- 9 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉に関する科目を定める省令に定められた指定科目等及び単位を修得しなければならない。
(授業科目名・単位数は別表第7)
- 10 司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則に定められた授業科目及び単位を修得しなければならない。
(授業科目名・単位数は別表第8)
- 11 準デジタルアーキビストの資格を取得しようとする者は、日本デジタルアーキビスト資格認定機構の規定する授業科目について必要な単位を修得しなければならない。
(授業科目名・単位数は別表第9)
- 12 身体障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第39条の卒業要件を充足し、身体障害者福祉法第12条第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目および単位を修得しなければならない。

第9章 休学、復学、転学、留学、退学および除籍

(休学)

- 第43条 傷病その他やむを得ない事由で2ヵ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ学長に休学を願い出、その許可を得なければならない。
- 2 前項の休学が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
 - 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不適当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。
 - 4 休学の期間は、1年以内とし、特別な事由があると認められた場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。ただし、通算して4年を超えることはできない。
 - 5 休学の期間は在学年数に加えない。

(復学)

- 第44条 休学期間満了のとはまたは休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

第45条 他の大学に転学を希望する場合は、保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(留 学)

第46条 外国の大学または短期大学に留学しようとする場合は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

- 2 前項により留学した期間は、教授会の審議を経て学長が認めた場合には第15条に定める修業年限に含めることができる。

(退 学)

第47条 退学しようとする者は、その事由を記して保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除 籍)

第48条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 第16条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第43条第5号に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 無届のまま長期欠席した者
- (4) 学納金等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

第10章 賞 罰

(表 彰)

第49条 学生として表彰すべき行為があったときは、教授会の審議を経て、学長がその者を表彰する。

(懲 戒)

第50条 教育上必要があると認めた場合は、学生を、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 厚 生 保 健

(健康管理)

第51条 学生は、定期的に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。

- 2 厚生並びに保健に関する施設およびその利用方法については、別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講生、 社会人学生および外国人留学生

(研究生)

第52条 本学において、専攻事項について研究しようとする者があるときは、授業および研究に妨げのない限り、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限り、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第54条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が特別聴講生として履修を許可することがある。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(社会人学生)

第55条 社会人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が社会人学生として入学を許可することがある。

2 社会人学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第56条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の審議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第13章 入学検定料、入学金および学納金等

(入学検定料、入学金および学納金等)

第57条 入学検定料、入学金および学納金等の額は、別表第10のとおりとする。

2 入学金は、第21条第1項に規定する入学手続きを行うときに指定する期日までに納付しなければならない。

3 学納金は、毎年これを前期、後期の2回に分けて指定する期日までに納入しなければならない。

(学納金の免除、徴収の猶予または分納)

第58条 特別の事情があると認めたものについては、入学金、学納金等の全部または一部を免除し、徴収を猶予し、または分納を許可することがある。

(退学等の場合の学納金等)

第59条 前期または後期の途中において退学した者、転学した者または除籍された者は、当該学期の学納金等を全額納入しなければならない。

2 停学の場合は、その期間中の学納金を納入しなければならない。

(休学の場合の学納金等)

第60条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の学納金等を免除する。ただし、学期中途の場合、当該学期分の学納金等は納付しなければならない。

(復学の場合の学納金等)

第60条の2 学期の中途において復学した者は、復学した当該学期分の学納金等を復学した月の末日までに納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学納金等)

第60条の3 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該学期までの学納金等を納付するものとする。

(入学を辞退する場合の入学金)

第61条 入学手続き完了後入学を辞退する者の入学金については、これを還付しない。

第14章 公 開 講 座

(公開講座)

第62条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 講座の内容に応じ、教授会の審議を経て、学長が受講者を第12章51条の科目等履修生に準ずる者とみなし、単位を与えることができる。

第15章 別 科

(別 科)

第63条 本学に別科を置く。別科は、東北文教大学人間科学部留学生別科と称する。

2 別科の入学定員は、15名とし、修業年限を1年とする。

3 別科は、大学等に入学を希望する外国人に対し、大学教育等を受けるに必要な日本語を教育し、あわせて必要な教科等の教育を行うことを目的とする。

4 別科の授業科目は、別表第11-1に定めるところにより、26単位(780時間)以上修得しなければならない。

5 別科の検定料、入学金及び学納金については、別表第11-2のとおりとする。

6 別科に関する規程は別に定める。

7 別科に関し、前項の規定に定めのない事項については、別科の趣旨に反しない限り、この学則の規定を準用する。

第16章 改 正

(改 正)

第64条 本学則の改正は、教授会の審議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得る。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成23年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成26年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

なお、現に在学する学生は、学則別表第1及び別表第3に関しては従前の学則とする。

この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成28年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成29年2月20日から施行する。

この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成29年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成30年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成31年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

なお、この学則は令和3年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (人間科学部子ども教育学科)

区 分		科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
				必修	選択	自由		
基礎 教育 科目	ゼ入 ミ 門	基礎ゼミⅠ	演習	1			30	基礎教育科目より 16単位以上
		基礎ゼミⅡ	演習	1			30	
	基 礎 教 養	文章表現の技術	講義		2		30	基礎教育科目(基礎教 養)より4単位以上
		N I E	講義		2		30	
		くらしと倫理学	講義		2		30	
		くらしと文学	講義		2		30	
		くらしと憲法	講義		2		30	
		くらしと経済	講義		2		30	
		世界の学校教育	講義		2		30	
		社会教育を考える	講義		2		30	
		生物学の探究	講義		2		30	
		環境と生物を考える	講義		2		30	
		人間と宇宙を考える	講義		2		30	
		海外語学研修	実習		2		90	
	外 国 語	英語Ⅰ	演習		1		30	
		英語Ⅱ	演習		1		30	
		英語コミュニケーションⅠ	演習	1			30	
		英語コミュニケーションⅡ	演習		1		30	
		韓国語Ⅰ	演習		1		30	
		韓国語Ⅱ	演習		1		30	
		中国語Ⅰ	演習		1		30	
		中国語Ⅱ	演習		1		30	
		フランス語Ⅰ	演習		1		30	
		フランス語Ⅱ	演習		1		30	
	体 保 育 健	スポーツサイエンスⅠ	講義・実技	1			30	
		スポーツサイエンスⅡ	講義・実技		1		30	
	情 報 処 理	情報科学	講義		2		30	
		コンピュータ基礎演習	演習	1			30	
		コンピュータ応用演習	演習		1		30	
		マルチメディア演習	演習		1		30	
専 門 教 育 科 目	保 育 ・ 教 育 の 基 礎	教育原理	講義	2			30	専門教育科目より 28単位以上
		教職概論	講義	2			30	
		教育制度論	講義	2			30	
		発達心理学	講義	2			30	
		乳幼児心理学	講義		2		30	
		児童心理学	講義		2		30	
		特別支援教育	演習		1		30	
		教育課程論	講義	2			30	
		教育方法論	講義		2		30	
		教育の方法と技術(情報通信技術の活用含む)	講義	2			30	
		幼児理解の理論と方法	講義		2		30	
		教育相談	講義		2		30	
		保育原理	講義	2			30	
		保育者論	講義		2		30	

区 分	科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
			必修	選択	自由		
専 門 教 育 科 目	保 育 ・ 教 育 の 基 礎	乳児保育Ⅰ	講義	2		30	
		乳児保育Ⅱ	演習	1		30	
		子ども家庭福祉	講義	2		30	
		社会福祉	講義	2		30	
		子ども家庭支援論	講義	2		30	
		社会的養護Ⅰ	講義	2		30	
		社会的養護Ⅱ	演習	1		30	
		家庭支援の心理学	講義	2		30	
		子どもの理解と援助	演習	1		30	
		子どもの保健	講義	2		30	
		子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1		30	
		子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1		30	
		子どもの健康と安全	演習	1		30	
		障害児保育Ⅰ	演習	1		30	
		障害児保育Ⅱ	演習	1		30	
		子育て支援	演習	1		30	
		児童文化論	講義	2		30	
		教育心理学	講義	2		30	
	領 域 及 び 指 導 法 （ 保 育 系 ）	保育内容総論	1			30	専門教育科目（領域 及び指導法保育系） より4単位以上
		幼児と健康		1		30	
		幼児と人間関係		1		30	
		幼児と環境		1		30	
		幼児と言葉		1		30	
		幼児と身体表現		1		30	
		幼児と造形表現		1		30	
		幼児と音楽表現		1		30	
		保育内容（健康）の指導法A		1		30	
		保育内容（健康）の指導法B		1		30	
		保育内容（人間関係）の指導法A		1		30	
		保育内容（人間関係）の指導法B		1		30	
		保育内容（環境）の指導法A		1		30	
		保育内容（環境）の指導法B		1		30	
		保育内容（言葉）の指導法A		1		30	
		保育内容（言葉）の指導法B		1		30	
		保育内容（表現）の指導法A		1		30	
		保育内容（表現）の指導法B		1		30	
	教 科 及 び 指 導 法 （ 小 学 校 系 ）	国語Ⅰ（書写を含む）	2			30	専門教育科目（教科 及び指導法小学校 系）より5単位以上
		国語Ⅱ		2		30	
		社会Ⅰ		2		30	
		社会Ⅱ		2		30	
		算数Ⅰ		2		30	
		算数Ⅱ		2		30	
		理科Ⅰ		2		30	
		理科Ⅱ		2		30	
		生活Ⅰ		2		30	
		生活Ⅱ		2		30	

区 分		科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
				必修	選択	自由		
専 門 教 育 科 目	教 科 及 び 指 導 法 （ 小 学 校 系 ）	音楽Ⅰ	演習		1		30	
		音楽Ⅱ	演習		1		30	
		図画工作	演習		1		30	
		家庭Ⅰ	講義		2		30	
		家庭Ⅱ	講義		2		30	
		体育	演習		1		30	
		英語	演習		1		30	
		国語科教育法A	演習		1		30	
		国語科教育法B	演習		1		30	
		社会科教育法	講義		2		30	
		算数科教育法A	演習		1		30	
		算数科教育法B	演習		1		30	
		理科教育法A	演習		1		30	
		理科教育法B	演習		1		30	
		生活科教育法	講義		2		30	
		音楽科教育法	講義		2		30	
		図画工作科教育法	講義		2		30	
		家庭科教育法	講義		2		30	
		体育科教育法	講義		2		30	
		外国語（英語）教育法	講義		2		30	
		道徳の理論・指導法	講義		2		30	
		総合的な学習の時間の指導法	演習		1		30	
		特別活動の指導法	講義		2		30	
		生徒・進路指導論	講義		2		30	
	保 育 ・ 教 育 の 実 践	保育実習指導ⅠA	演習		1		30	
		保育実習指導ⅠB	演習		1		30	
		保育実習ⅠA	実習		2		90	
		保育実習ⅠB	実習		2		90	
		保育実習指導ⅡA	演習		1		30	
		保育実習指導ⅡB	演習		1		30	
		保育実習ⅡA	実習		2		90	
		保育実習ⅡB	実習		2		90	
		幼稚園教育実習指導A	実習		1		30	
		幼稚園教育実習指導B	実習		1		30	
		幼稚園教育実習A	実習		4		180	
		幼稚園教育実習B	実習		2		90	
		小学校教育実習事件事後指導	実習		1		30	
		小学校教育実習	実習		4		180	
		保育・教職実践演習（幼稚園）	演習		2		30	
		教職実践演習（小学校）	演習		2		30	
専 門 発 展 科 目	人 間 と 心 理 学 の 理 解	心理学概論A	講義		2		30	専門発展科目より 8単位以上
		心理学概論B	講義		2		30	
		心理学研究法	講義		2		30	専門発展科目（人間 と心理学の理解）よ り2単位以上
		知覚心理学	講義		2		30	
		学習心理学	講義		2		30	

区 分		科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
				必修	選択	自由		
専 門 発 展 科 目	理 心 人 理 学 間 解 の と	現代社会心理	講義		2		30	専門発展科目(地域 社会の理解) より 4 単位以上
		臨床心理学	講義		2		30	
		心理統計学	講義		2		30	
	地 域 社 会 の 理 解	男女共同参画社会	講義		2		30	
		共生社会と宗教	講義		2		30	
		青少年問題と社会教育	講義		2		30	
		生涯学習概論	講義		2		30	
		防災・安全教育	講義		2		30	
		地域共生論	講義		2		30	
	保 幼 小 接 続 と 実 践	幼小連携総論	講義		2		30	専門発展科目(保幼 小接続と実践)より 2 単位以上
		保幼小連携の実践	講義		2		30	
		遊びと教科教育	講義		2		30	
		小学校指導案研究	演習		1		30	
		小学校教育臨床体験	実習		1		45	
		保育臨床体験	実習		1		45	
	実 技 プ ラ ク テ ィ ス	実践音楽A	演習		1		30	
		実践音楽B	演習		1		30	
		実践音楽C	演習		1		30	
		実践音楽D	演習		1		30	
		実践音楽E	演習		1		30	
		実践音楽F	演習		1		30	
		実践英語A	演習		1		30	
		実践英語B	演習		1		30	
		実践英語C	演習		1		30	
		実践英語D	演習		1		30	
		野外活動	演習・実習		1		30	
		キャンプ概論	講義		1		15	
		野外レクリエーション	演習		1		30	
	支 キ ャ リ ア 援 ア	小学校キャリア演習	演習		1		30	
		保育キャリア演習A	演習		1		30	
		保育キャリア演習B	演習		1		30	
	理 学 校 図 書 館 の 運 営	学校経営と学校図書館	講義		2		30	
		学校図書館メディアの構成	講義		2		30	
		学習指導と学校図書館	講義		2		30	
		読書と豊かな人間性	講義		2		30	
		情報メディアの活用	講義		2		30	
研 卒 究 業		課題研究	演習	1			30	卒業研究 5 単位
		卒業研究	演習	4			120	

区 分	科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
			必修	選択	自由		
リ メ デ ィ ア ル 科 目	社会科学基礎（言語・国語）	演習			1	30	
	社会科学基礎（社会）	演習			1	30	
	自然科学基礎（数学）	演習			1	30	
	自然科学基礎（理科）	演習			1	30	
	国際言語基礎（英語）	演習			1	30	
卒業要件（合計124単位以上 ※自由科目を除く） ・基礎教育科目16単位以上（含 必修5単位、選択必修11単位以上） ・専門教育科目28単位以上（含 必修17単位、選択必修11単位以上） ・専門発展科目8単位以上 ・卒業研究5単位							
必修科目（合計27単位） ・基礎教育科目 5科目5単位 ・専門教育科目 9科目17単位 ・卒業研究 2科目5単位							
選択必修科目（下記の要件を満たし、合計30単位以上） ・基礎教育科目（11単位以上） 「基礎教養」より4単位以上 ・専門教育科目（11単位以上） 「領域及び指導法（保育系）より4単位以上 「教科及び指導法（小学校系）より5単位以上 ・専門発展科目（8単位以上） 「人間と心理学の理解」より2単位以上 「地域社会の理解」より4単位以上 「保幼小接続と実践」より2単位以上							
上記の必修・選択必修科目57単位に加え、基礎教育科目、専門教育科目、専門発展科目から合わせて67単位以上、 総計124単位以上を取得すること。							

別表第1 (人間科学部人間関係学科)

区 分	科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
			必修	選択	自由		
基 礎 教 育 科 目	入門ゼミ	基礎ゼミⅠ	演習	1		30	基礎教育科目より 33単位以上
		基礎ゼミⅡ	演習	1		30	
	基 礎 教 養	文章表現の技術	講義		2	30	基礎教育科目(基礎 教養)より8単位以 上、(地域事情)より 4単位以上
		くらしと倫理学	講義		2	30	
		くらしと文学	講義		2	30	
		くらしと憲法	講義		2	30	
		くらしと経済	講義		2	30	
		くらしと哲学	講義		2	30	
		日本語のしくみ	講義		2	30	
		ことばとコミュニケーション	講義		2	30	
		民俗と歴史	講義		2	30	
		社会学と社会システム	講義		2	30	
		環境と生物を考える	講義		2	30	
		生物学の探究	講義		2	30	
		人間と宇宙を考える	講義		2	30	
	外 国 語	英語Ⅰ	演習	1		30	
		英語Ⅱ	演習	1		30	
		英語コミュニケーションⅠ	演習		1	30	
		英語コミュニケーションⅡ	演習		1	30	
		韓国語Ⅰ	演習		1	30	
		韓国語Ⅱ	演習		1	30	
		中国語Ⅰ	演習		1	30	
		中国語Ⅱ	演習		1	30	
		フランス語Ⅰ	演習		1	30	
		フランス語Ⅱ	演習		1	30	
	保健体育	スポーツサイエンスⅠ	講実		1	30	
		スポーツサイエンスⅡ	講実		1	30	
	情 報 処 理	コンピュータ基礎演習	演習	1		30	
		情報倫理	講義	2		30	
		情報検索	演習		1	30	
		情報処理演習Ⅰ	演習		1	30	
		情報処理演習Ⅱ	演習		1	30	
		情報処理演習Ⅲ	演習		1	30	
	図 書 館	ネットワーク応用演習	演習		1	30	
		情報機器演習	演習		1	30	
		生涯学習概論	講義		2	30	
		図書館概論	講義		2	30	
		図書館制度・経営論	講義		2	30	
		図書館情報技術論	講義		2	30	
	地 域 事 情	山形の歴史・文化	講義		2	30	
		山形の政治と行政	講義		2	30	
		山形の産業と経済	講義		2	30	
		山形のことばとくらし	講義		2	30	
		山形の信仰と伝承	講義		2	30	

区 分		科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
				必修	選択	自由		
基礎 教育 科目	海外事情	アメリカ事情	講義		2		30	
		ヨーロッパ事情	講義		2		30	
		中国事情	講義		2		30	
		韓国事情	講義		2		30	
	海外研修	海外語学研修A（英語）	実習		2		90	
		海外語学研修B（韓国語）	実習		2		90	
		海外語学研修C（中国語）	実習		2		90	
	社会体験	ボランティア論	講義		2		30	
		ボランティア活動実践	実習		1		45	
		企業研究	講義		2		30	
		インターンシップ	実習		1		45	
専門 教育 科目	中心 科目	人間関係論	講義	2			30	専門教育科目より 66単位以上
		人間関係演習Ⅰ	演習	1			30	
		人間関係演習Ⅱ	演習	1			30	
		人間関係プロジェクトA（コミュニケーションと心理）	演習		1		30	
		人間関係プロジェクトB（福祉とコミュニケーション）	演習		1		30	
		人間関係プロジェクトC（心理と福祉）	演習		1		30	
	人間 の 理 解 基 盤 科目	心理学概論A	講義		2		30	専門教育科目（専門 基盤科目）より22 単位以上（人間の理 解より8単位以上、 関係の構築・調整よ り4単位以上、協働 力より4単位以上）
		心理学概論B	講義		2		30	
		教育心理学	講義		2		30	
		障害者・障害児心理学	講義		2		30	
		家族心理学	講義		2		30	
		福祉心理学	講義		2		30	
		心理調査概論	講義		2		30	
		現代社会心理	講義		2		30	
		多文化理解	講義		2		30	
		社会福祉調査の基礎	講義		2		30	
		障がい者福祉論	講義		2		30	
		児童福祉論	講義		2		30	
		高齢者福祉論	講義		2		30	
		医学概論	講義		2		30	
		関係構築の心理	演習		1		30	
		産業・組織心理学	講義		2		30	
		社会・集団心理学	講義		2		30	
		メディアと人間関係	講義		2		30	
		文字表現論	講義		2		30	
		対話表現論	講義		2		30	
	協 働 力 科目	地域と多文化	講義		2		30	
		地域共生論	講義		2		30	
		異文化間コラボレーション	講義		2		30	
		保健医療と福祉	講義		2		30	
		社会福祉概論Ⅰ	講義		2		30	
		地域福祉論Ⅰ	講義		2		30	

区 分			科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
					必修	選択	自由		
専 門 教 育 科 目	専 門 領 域	グ ロ ー カ ル コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 領 域	くらしと地域	講義		2		30	専門教育科目(専門 発展科目)より38 単位以上(グローカ ルコミュニケーション 領域、心理総合 領域、福祉マネジ メント領域のいづ れかより20単位以 上、「実践領域」の 「グローバルコミュ ニケーション実践」 「心理総合実践」 「福祉マネジメント実 践」のどれか1区分 から4単位以上)
			地域政策論	講義		2		30	
			談話コミュニケーション論Ⅰ	講義		2		30	
			談話コミュニケーション論Ⅱ	講義		2		30	
			日本語学Ⅰ	講義		2		30	
			日本語学Ⅱ	講義		2		30	
			異文化論Ⅰ	講義		2		30	
			異文化論Ⅱ	講義		2		30	
			対照言語コミュニケーション論Ⅰ	講義		2		30	
			対照言語コミュニケーション論Ⅱ	講義		2		30	
			談話言語演習	演習		1		30	
			談話コミュニケーション演習	演習		1		30	
			地域言語演習	演習		1		30	
			地域言語コミュニケーション演習	演習		1		30	
			異文化演習	演習		1		30	
			異文化コミュニケーション演習	演習		1		30	
			言語理解演習	演習		1		30	
			対照言語コミュニケーション演習	演習		1		30	
			英語エクспRESSIONスキル	講義		2		30	
			中国語エクспRESSIONスキル	講義		2		30	
			韓国語エクспRESSIONスキル	講義		2		30	
		心 理 総 合 領 域	臨床心理学	講義		2		30	
			心理学研究法	講義		2		30	
			心理学統計法	講義		2		30	
			心理測定法	講義		2		30	
			人格心理学	講義		2		30	
			知覚心理学	講義		2		30	
			学習心理学	講義		2		30	
			神経心理学	講義		2		30	
			生理心理学	講義		2		30	
			キャリア発達の心理学	講義		2		30	
			健康・医療心理学	講義		2		30	
			発達心理学	講義		2		30	
			教育相談	講義		2		30	
			対人関係論	講義		2		30	
			対人行動論	講義		2		30	
			対人認知論	講義		2		30	
		福 祉 マ ネ ジ メ ン ト 領 域	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	講義		2		30	
			ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	講義		2		30	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義		2		30	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義		2		30	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	講義		2		30	
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	講義		2		30	
			社会福祉概論Ⅱ	講義		2		30	
			地域福祉論Ⅱ	講義		2		30	

区 分			科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
					必修	選択	自由		
専 門 教 育 科 目	専 門	福 祉 マ ネ ジ メ ン ト 領 域	刑事司法と福祉	講義		2		30	
			社会福祉施設運営論	講義		2		30	
			社会保障論Ⅰ	講義		2		30	
			社会保障論Ⅱ	講義		2		30	
			公的扶助論	講義		2		30	
			権利擁護と成年後見制度	講義		2		30	
	実 践 領 域	グ ロー カ ル コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 実 践	英語エクспレッション実践	演習		1		30	
			中国語エクспレッション実践	演習		1		30	
			韓国語エクспレッション実践	演習		1		30	
			国際コミュニケーションスキル	演習		1		30	
			マルチ言語プロジェクト	演習		2		30	
			プロジェクトツアーA	実習		2		90	
			プロジェクトツアーB	実習		2		90	
		心 理 総 合 実 践	心理学基礎実験	実験		1		45	
			心理学実験A	実験		1		45	
			心理学実験B	実験		1		45	
			社会心理学調査実習	実習		1		45	
			心理検査法実習	実習		1		45	
			心理的アセスメント	講義		2		30	
			臨床心理学演習	演習		1		30	
		福 祉 マ ネ ジ メ ン ト 実 践	心理演習	演習		2		60	
			社会福祉士演習Ⅰ	演習		1		30	
			社会福祉士演習Ⅱ	演習		1		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅳ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク演習Ⅴ	演習		2		30	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	実習		1		30	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	実習		1		30	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	実習		1		30	
			ソーシャルワーク実習Ⅰ	実習		2		90	
			ソーシャルワーク実習Ⅱ	実習		4		180	
	卒業研究科目			課題研究	演習	1		30	
				卒業研究	演習	4		120	
自 由 科 目	リ メ デ イ ア ル	社会科学基礎（言語・国語）	演習			1	30		
		社会科学基礎（社会）	演習			1	30		
		自然科学基礎（数学）	演習			1	30		
		自然科学基礎（理科）	演習			1	30		
		国際言語基礎（英語）	演習			1	30		
	係 司 書 資 格 に 関 する 科 目	図書館サービス概論	講義			2	30		
		情報サービス論	講義			2	30		
		児童サービス論	講義			2	30		

区 分	科 目	授業形態	単位数			時間数	備 考
			必修	選択	自由		
自由科目	司書資格に係る科目	情報サービス演習A	演習		1	30	
		情報サービス演習B	演習		1	30	
		図書館情報資源概論	講義		2	30	
		情報資源組織論	講義		2	30	
		情報資源組織演習A	演習		1	30	
		情報資源組織演習B	演習		1	30	
		図書館基礎特論	講義		1	15	
		図書館サービス特論	講義		1	15	
		図書館情報資源特論	講義		1	15	
		図書・図書館史	講義		1	15	
	準デジタルアーキビスト資格科目	デジタルアーキビスト概論	講義		2	30	
		地域文化とデジタル・アーカイブ	講義・演習		2	30	
目	支キヤリ援ア	TOEIC対策	演習		1	30	
		韓国語検定対策	演習		1	30	
		中国語検定対策	演習		1	30	

卒業要件（合計124単位以上 ＊自由科目を除く）

- ・基礎教育科目33単位以上（含 必修7単位、選択必修26単位以上）
- ・専門教育科目66単位以上（必修4単位、選択必修62単位以上）
- ・卒業研究科目5単位必修

必修科目（合計16単位）

- ・基礎教育科目 6科目7単位
- ・専門教育科目 3科目4単位
- ・卒業研究科目 2科目5単位

選択必修（下記の要件を満たし、合計88単位以上）

- ・基礎教育科目（26単位以上）
「基礎教養」より8単位以上
「地域事情」より4単位以上
- ・中心科目（2単位以上）
「人間関係プロジェクトA・B・C」より2単位以上
- ・専門基盤科目（22単位以上）
「人間の理解」より8単位以上
「関係の構築・調整」より4単位以上
「協働力」より4単位以上
- ・専門発展科目（38単位以上）
「グローバルコミュニケーション領域」「心理総合領域」「福祉マネジメント領域」のどれか1区分から20単位以上
「実践領域」の「グローバルコミュニケーション実践」「心理総合実践」「福祉マネジメント実践」のどれか1区分から4単位以上

上記の必修・選択必修科目104単位に加え、基礎教育科目、専門教育科目から合わせて20単位以上、総計124単位以上を取得すること。

別表第2 小学校教諭一種免許状

1. 基礎資格「学士の学位」を取得
2. 教員免許状取得に必要な科目と単位

免許法施行規則に定める科目区分等			対応する本学開設授業科目	単位数		備 考
	各科目に含めることが必要な事項	単位数		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	30	国語Ⅰ(書写を含む)	2		
			国語Ⅱ		2	
			社会Ⅰ	2		
			社会Ⅱ		2	
			算数Ⅰ	2		
			算数Ⅱ		2	
			理科Ⅰ	2		
			理科Ⅱ		2	
			生活Ⅰ	2		
			生活Ⅱ		2	
			音楽Ⅰ	1		
			音楽Ⅱ	1		
			図画工作	1		
			家庭Ⅰ	2		
			家庭Ⅱ		2	
			体育	1		
			英語	1		
			・各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国語科教育法A	1	
	国語科教育法B	1				
	社会科教育法	2				
	算数科教育法A	1				
	算数科教育法B	1				
	理科教育法A	1				
	理科教育法B	1				
	生活科教育法	2				
	音楽科教育法	2				
	図画工作科教育法	2				
	家庭科教育法	2				
	体育科教育法	2				
	外国語(英語)教育法	2				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	教育原理	2		
			教職概論	2		
			教育制度論	2		
			発達心理学	2		
			児童心理学	2		
			教育心理学	2		
			特別支援教育	1		
教育課程論	2					

免許法施行規則に定める科目区分等			対応する本学開設授業科目	単位数		備 考
	各科目に含めることが必要な事項	単位数		必修	選択	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	道徳の理論・指導法	2		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む
	・総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	・特別活動の指導法		特別活動の指導法	2		
	・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）	2		
	・生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2		
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	・教育実習	5	小学校教育実習事前事後指導	1		
			小学校教育実習	4		
	・教職実践演習	2	教職実践演習（小学校）	2		
大学が独自に設定する科目		2	幼小連携総論		2	
			防災・安全教育		2	

その他の科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目と単位）

免許法施行規則第66条の6に定める科目	単位数	対応する本学開設授業科目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	くらしと憲法	2		
体育	2	スポーツサイエンスⅠ	1		
		スポーツサイエンスⅡ	1		
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1		
		英語コミュニケーションⅡ	1		
情報機器の操作	2	コンピュータ基礎演習	1		
		コンピュータ応用演習	1		

別表第3 幼稚園教諭一種免許状

1. 基礎資格「学士の学位」を取得
2. 教員免許状取得に必要な科目と単位

免許法施行規則に定める科目区分等			対応する本学開設授業科目	単位数		備 考
	各科目に含めることが必要な事項	単位数		必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・領域に関する専門的事項	16	幼児と健康	1		
			幼児と人間関係	1		
			幼児と環境	1		
			幼児と言葉	1		
			幼児と身体表現	1		
			幼児と造形表現	1		
			幼児と音楽表現	1		
	・保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		保育内容（健康）の指導法A	1		
			保育内容（健康）の指導法B	1		
			保育内容（人間関係）の指導法A	1		
			保育内容（人間関係）の指導法B	1		
			保育内容（環境）の指導法A	1		
			保育内容（環境）の指導法B	1		
			保育内容（言葉）の指導法A	1		
			保育内容（言葉）の指導法B	1		
			保育内容（表現）の指導法A	1		
			保育内容（表現）の指導法B	1		
			保育内容総論	1		
教育の基礎的理解に関する科目	10	教育原理	2			
		教職概論	2			
		教育制度論	2			
		発達心理学	2			
		児童心理学	2			
		特別支援教育	1			
		教育課程論	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。)	2			
		教育方法論	2			
		幼児理解の理論及び方法	2			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2			
教育実践に関する科目	5	幼稚園教育実習指導A	1		※①・②どちらか選択 ※①幼一 ※②幼一・小 者の希望者 一種希望者	
		幼稚園教育実習A	4			
		幼稚園教育実習指導B	1			
		幼稚園教育実習B	2			
		小学校教育実習事前事後指導	1			
		小学校教育実習	4			
	・教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2		
大学が独自に設定する科目	14	英語		1		
		乳幼児心理学		2		
		防災・安全教育		2		
		幼小連携総論		2		

その他の科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目と単位）

免許法施行規則第66条の6に定める科目	単位数	対応する本学開設授業科目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	くらしと憲法	2		
体育	2	スポーツサイエンスⅠ	1		
		スポーツサイエンスⅡ	1		
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1		
		英語コミュニケーションⅡ	1		
情報機器の操作	2	コンピュータ基礎演習	1		
		コンピュータ応用演習	1		

別表第4（保育士）

区分	系列	教科目	指定授業形態	指 定 単位数	教 科 目 名	授業形態	単 位 数	時 間 数	備 考
告示による教科目	教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6単位以上	基礎ゼミⅠ	演習	1	30	外国語、体育以外の科目から6単位以上
					基礎ゼミⅡ	演習	1	30	
					コンピュータ基礎演習	演習	1	30	
					国語Ⅰ（書写を含む）	講義	2	30	
					社会教育を考える	講義	2	30	
					くらしと経済	講義	2	30	
		外国語	演習	2単位以上	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	30	
					英語コミュニケーションⅡ	演習	1	30	
		体育	講義	1	スポーツサイエンスⅠ	講義・実技	1	30	2単位
			実技	1	スポーツサイエンスⅡ	講義・実技	1	30	
告示別表第1による教科目	目的に関する科目・関する対象の理解に	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	告示別表第1による教科目54単位
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30	
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30	
		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	30	
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	30	
		社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	30	
		保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	30	
		保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	30	
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	家庭支援の心理学	講義	2	30	
		子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	30	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	30		
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1		30
	子どもの食と栄養Ⅱ				演習	1	30		
		保育の計画と評価	講義	2	教育課程論	講義	2	30	
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	30	
	保育内容演習	演習	5	幼児と健康	演習	1	30		
				幼児と人間関係	演習	1	30		
				幼児と環境	演習	1	30		
				幼児と言葉	演習	1	30		
				幼児と身体表現	演習	1	30		
				幼児と造形表現	演習	1	30		
				幼児と音楽表現	演習	1	30		
				保育内容（健康）の指導法A	演習	1	30		
	保育内容の理解と方法	演習	4	保育内容（人間関係）の指導法A	演習	1	30		
				保育内容（環境）の指導法A	演習	1	30		
				保育内容（言葉）の指導法A	演習	1	30		
				保育内容（表現）の指導法A	演習	1	30		
				保育内容（表現）の指導法A	演習	1	30		
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	30		
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	30		
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	30		
	障害児保育	演習	2	障害児保育Ⅰ	演習	1	30		
				障害児保育Ⅱ	演習	1	30		
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	30		
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	30		
	保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習ⅠA	実習	2	90	
					保育実習ⅠB	実習	2	90	
		保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導ⅠA	演習	1	30	
					保育実習指導ⅠB	演習	1	30	
	演習総合	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	30	

区分	系列	教科目	指定授業形態	指 定 単位数	教 科 目 名	授業形態	単 位 数	時 間 数	備 考
告示別表第 2 による教科目		保育の本質・目的に関する科目		15 単 位 以 上	教職概論	講義	2	30	6 単位以上
					教育制度論	講義	2	30	
		保育の対象の理解に関する科目			乳幼児心理学	講義	2	30	
					児童心理学	講義	2	30	
		保育の内容・方法に関する科目			保育内容（健康）の指導法B	演習	1	30	
					保育内容（人間関係）の指導法B	演習	1	30	
					保育内容（環境）の指導法B	演習	1	30	
					保育内容（言葉）の指導法B	演習	1	30	
					保育内容（表現）の指導法B	演習	1	30	
					教育の方法と技術	講義	2	30	
					教育方法論	講義	2	30	
					児童文化論	講義	2	30	
	保育実習	実習	2	保育実習Ⅱ A	実習	2	90	どちらか一方を選択	
		実習	2	保育実習Ⅱ B	実習	2	90		
		演習	1	保育実習指導Ⅱ A	演習	1	30	どちらか一方を選択	
		演習	1	保育実習指導Ⅱ B	演習	1	30		

別表第5－1 認定心理士(心理調査)【人間関係学科 心理総合コース】

1) 認定心理士

区分	単位数	領域		開講科目名	単位数	時間	基本	認定基準
基礎科目	14単位	a	心理学概論	心理学概論A	2	30	○	4単位
				心理学概論B	2	30	○	
		b	心理学研究法	心理調査概論	2	30	○	心理調査概論、心理学統計法を含めた6単位以上
				心理学統計法	2	30	○	
				心理学研究法	2	30	○	
				心理測定法	2	30	○	
				心理的アセスメント	2	30	○	
		c	心理学実験実習	心理学基礎実験	1	45	○	4単位
				心理学実験A	1	45	○	
				心理学実験B	1	45	○	
				心理検査法実習	1	45	○	
選択科目	16単位	d	知覚心理学・学習心理学	知覚心理学	2	30	○	※子ども教育学科授業科目を履修 5領域中3領域以上で、それぞれが4単位以上、5領域計16単位以上
				学習心理学	2	30	○	
		e	生理心理学・比較心理学	生理心理学	2	30	○	
				神経心理学	2	30	○	
		f	教育心理学・発達心理学	教育心理学	2	30	○	
				発達心理学	2	30	○	
				乳幼児心理学 ※	2	30	○	
				児童心理学 ※	2	30	○	
				g	臨床心理学・人格心理学	臨床心理学	2	
		人格心理学	2			30	○	
		健康・医療心理学	2			30	○	
		福祉心理学	2			30	○	
		障害者・障害児心理学	2			30	○	
		教育相談	2			30	○	
		臨床心理学演習	1			30	○	
		h	社会心理学・産業心理学	現代社会心理	2	30	○	
				社会・集団心理学	2	30	○	
				対人関係論	2	30	○	
				対人行動論	2	30	○	
				対人認知論	2	30	○	
				家族心理学	2	30	○	
				産業・組織心理学	2	30	○	
				社会心理学調査実習	1	45	○	
その他	8単位	i	心理学関連科目	関係構築の心理、キャリア発達の心理学、a～h領域科目				8単位以上
総計							38単位以上	

2) 心理調査関係科目

	領域	開講科目名	単位数	時間	基本	認定基準
1 概 論	心理調査概論・心理調査法	心理調査概論	2	30	○	2単位
2 統 計	心理学統計	心理学統計法	2	30	○	2単位
3 実 践	発展／展開研究（実習）	卒業研究	4	120	○	7単位
		心理演習	2	60	○	
		課題研究	1	30	○	

※ 認定心理士（心理調査）は、認定心理士の要件を満たした上で上記科目を修得した場合のみ取得可能

別表第5-2 認定心理士【人間関係学科】

区分	単位数	領域		開講科目名	単位数	時間	基本	認定基準
基礎科目	12単位	a	心理学概論	心理学概論A	2	30	○	4単位
				心理学概論B	2	30	○	
		b	心理学研究法	心理学研究法	2	30	○	4単位以上
				心理測定法	2	30	○	
				心理的アセスメント	2	30	○	
				心理学統計法	2	30	○	
		c	心理学実験実習	心理学基礎実験	1	45	○	4単位
				心理学実験A	1	45	○	
				心理学実験B	1	45	○	
				心理検査法実習	1	45	○	
選択科目	16単位	d	知覚心理学・学習心理学	知覚心理学	2	30	○	※子ども教育学科授業科目を履修 5領域中3領域以上で、それぞれが4単位以上、5領域計16単位以上
				学習心理学	2	30	○	
		e	生理心理学・比較心理学	生理心理学	2	30	○	
				神経心理学	2	30	○	
		f	教育心理学・発達心理学	教育心理学	2	30	○	
				発達心理学	2	30	○	
				乳幼児心理学 ※	2	30	○	
				児童心理学 ※	2	30	○	
		g	臨床心理学・人格心理学	臨床心理学	2	30	○	
				人格心理学	2	30	○	
				健康・医療心理学	2	30	○	
				福祉心理学	2	30	○	
				障害者・障害児心理学	2	30	○	
				教育相談	2	30	○	
				臨床心理学演習	1	30	○	
				h	社会心理学・産業心理学	現代社会心理	2	
		社会・集団心理学	2			30	○	
		対人関係論	2			30	○	
		対人行動論	2			30	○	
		対人認知論	2			30	○	
		家族心理学	2			30	○	
		産業・組織心理学	2			30	○	
		社会心理学調査実習	1			45	○	
その他	8単位	i	心理学関連科目、卒業論文・卒業研究	関係構築の心理、キャリア発達の心理学、a～h領域科目				8単位以上
							総計	36単位以上

別表第6 学校図書館司書教諭【子ども教育学科】

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
学校経営と学校図書館	2		
学校図書館メディアの構成	2		
学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用	2		

別表第7 社会福祉士国家試験受験資格 【人間関係学科 福祉マネジメントコース】

指定科目等の名称	単位数	時間数	開講科目の名称	単位数	時間数	履修学年
医学概論	2	30	医学概論	2	30	2・3年後期
心理学と心理的支援	2	30	心理学概論A	2	30	1年前期
社会学と社会システム	2	30	社会学と社会システム	2	30	1年前期
社会福祉の原理と政策	4	60	社会福祉概論Ⅰ	2	30	1・2年前期
			社会福祉概論Ⅱ	2	30	2・3年前期
社会福祉調査の基礎	2	30	社会福祉調査の基礎	2	30	2・3年前期
ソーシャルワークの基盤と専門職	2	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	30	2年前期
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	30	2年後期
ソーシャルワークの理論と方法	4	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	30	2・3年前期
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	30	2・3年後期
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	4	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	2	30	3・4年前期
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	2	30	3年後期
地域福祉と包括的支援体制	4	60	地域福祉論Ⅰ	2	30	1・2年前期
			地域福祉論Ⅱ	2	30	2～4年前期
福祉サービスの組織と経営	2	30	社会福祉施設運営論	2	30	2・3年後期
社会保障	4	60	社会保障論Ⅰ	2	30	3年後期
			社会保障論Ⅱ	2	30	4年前期
高齢者福祉	2	30	高齢者福祉論	2	30	2・3年前期
障害者福祉	2	30	障がい者福祉論	2	30	1・2年後期
児童・家庭福祉	2	30	児童福祉論	2	30	1・2年後期
貧困に対する支援	2	30	公的扶助論	2	30	2～4年前期
保健医療と福祉	2	30	保健医療と福祉	2	30	2・3年後期
権利擁護を支える法制度	2	30	権利擁護と成年後見制度	2	30	3・4年前期
刑事司法と福祉	2	30	刑事司法と福祉	2	30	2・3年前期
ソーシャルワーク演習	2	30	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	30	2年前期
ソーシャルワーク演習(専門)	8	120	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	30	2年後期
			ソーシャルワーク演習Ⅲ	2	30	3年前期
			ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	30	3年後期
			ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	30	4年前期
ソーシャルワーク実習指導	3	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	30	3年前期
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	30	3年後期
			ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	30	4年前期
ソーシャルワーク実習	6	240	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	90	3年前期
			ソーシャルワーク実習Ⅱ	4	180	3年後期
合 計	67	1200	合 計	67	1230	

別表第8 司書【人間関係学科】

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
生涯学習概論	2		
図書館概論	2		
図書館制度・経営論	2		
図書館情報技術論	2		
図書館サービス概論	2		
情報サービス論	2		
児童サービス論	2		
情報サービス演習A	1		
情報サービス演習B	1		
図書館情報資源概論	2		
情報資源組織論	2		
情報資源組織演習A	1		
情報資源組織演習B	1		
図書館基礎特論		1	4科目より2科目 2単位以上修得
図書館サービス特論		1	
図書館情報資源特論		1	
図書・図書館史		1	

別表第9 準デジタルアーキビスト【人間関係学科】

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
デジタルアーキビスト概論	2		選択2単位以上、合計4単位以上
情報倫理		2	
地域文化とデジタル・アーカイブ		2	

選択2単位以上、合計4単位以上取得した上で、日本デジタルアーキビスト資格認定機構の認定試験を受験する。

別表第10 入学検定料、入学金および学納金等

1. 入学検定料

30,000円

ただし、大学入学共通テストを利用した場合15,000円

2. 入 学 金

280,000円

納付期限は、合格発表の日から本学の指定する入学手続完了日時までとする。

3. 学 納 金

(1) 授業料等

項 目	子ども教育学科		人間関係学科	
	前 期	後 期	前 期	後 期
授業料	350,000円	350,000円	350,000円	350,000円
教育充実費	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円
施設拡充費	62,500円	62,500円	62,500円	62,500円
実験実習費	25,000円	25,000円	7,500円	7,500円
合 計	508,500円	508,500円	491,000円	491,000円

※入学年度の学納金額は卒業年度まで据え置きとする。

(2) 授業料等の納付期限

前 期 分	4月1日～4月20日まで
後 期 分	10月1日～10月20日まで

(3) 卒業延期者の納付金

項 目	在 籍 料
前期（半年）	30,000円
後期（半年）	30,000円

※学則第39条2に該当する学生に適用する。

4. 納入期限に関わらず、再入学・転入学・編入学の場合の入学金及び学納金、復学・転学科の場合の学納金の納付期限は、本学が別に指定する手続完了日までとする。

別表第11－1 留学生別科

区分	科 目 名	授業形態	単 位 数		時間数	備 考
			必 修	選 択		
日 本 語 科 目	日本語総合Ⅰ	講義・演習	10		300	
	日本語総合Ⅱ	講義・演習	8		240	
	日本語特別演習A	演習	1		30	
	日本語特別演習B	演習	1		30	
	日本語実践A	演習	1		30	
	日本語実践B	演習	1		30	
	日本語実践C	演習	1		30	
	日本語実践D	演習	1		30	
特 別 科 目	スポーツサイエンス	講義・実技	1		30	
	英語コミュニケーション	演習		1	30	
	日本語アクティビティ	演習・実技	1		30	
修得単位数26単位以上 780時間以上						

別表第11－2

種 別	金 額	納 入 期 日	備 考
検 定 料	30,000円	入学者選抜出願時	
入 学 金	60,000円	指定の期日	入学時のみ
授 業 料	500,000円	指定の期日	前後期分納可

2 東北文教大学学位規程

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び東北文教大学学則（以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、東北文教大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野は次の名称とする。

子ども教育学科 学士（教育学）

人間関係学科 学士（人間関係学）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第40条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、卒業を認定したときは、教授会の審議を経て学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「東北文教大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があつたときは、教授会の審議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(教育の質保証と学位授与の方針)

第7条 本規程に基づき学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を別に定める。

2 本条1項に規定した学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に資するため、学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）を明確化する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

3 東北文教大学人間科学部子ども教育学科規程

(趣 旨)

第1条 東北文教大学人間科学部子ども教育学科（以下「子ども教育学科」という。）規程は、東北文教大学学則第1条に規定する目的を達成するため教育目標等を明確にすることを趣旨とし制定する。

(学科の目的)

第2条 子ども教育学科は、子どもの育ちを本質的に捉え、教育・保育を構想し、具体化し、実践することができる人材の育成を目的とする。

(教育目標)

第3条 子ども教育学科は、乳幼児から学童期を中心に、子どもを理解し、子育て支援や家庭教育支援及び地域と連携して教育・保育の向上に取り組むことができる知識・技能・態度の育みを教育目標とする。

(卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー)

第4条 子ども教育学科は、東北文教大学学位規程に基づき、以下の知識・技能・態度を身につけ、基準となる単位数を修得した者に卒業を認定し、学士（教育学）の学位を授与する。

(1) 乳幼児期から学童期までを中心とした子どもの理解と、それを教育・保育の実践に活かす判断力や応用力

(2) 子どもを取り巻く家庭環境の多様性や今日的課題の理解と、家庭に寄り添って子育て支援・家庭教育支援に取り組むカウンセリングマインド

(3) 子どもを取り巻く地域社会の教育資源や今日的課題の理解と、地域と連携して教育・保育の向上に取り組む関係構築力

2 基準となる単位数は、本規程第10条2項に規定する。さらに、前項に規定した知識・技能・態度の育成に資するため、基準となる単位数に、以下に示す単位数を含むものとする。

(1)については、専門教育科目「保育・教育の基礎」区分及び専門発展科目「保幼小接続と実践」区分で定める単位数

(2)については、専門発展科目「人間と心理学の理解」区分で定める単位数

(3)については、専門発展科目「地域社会の理解」区分で定める単位数

3 本条1項に規定した知識・技能・態度に対応する学修成果の指標を明確化する。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

第5条 子ども教育学科の教育目標に掲げる知識・技能・態度が系統的に身につくように、教育課程を「基礎教育科目」「専門教育科目」「専門発展科目」「卒業研究科目」の4つの科目群から編成し、教育課程編成方針の実質化を図るため、学修方法・学修過程、学

修成果の評価方法を明確化する。

- (1) 「基礎教育科目」は、大学での学修に必要な学問研究の方法の学びや視野を広くするための科目群であり、「入門ゼミ」「基礎教養」「外国語」「保健体育」「情報処理」の5つの小科目区分で構成する。原則として1・2年次に配置する。
- (2) 「専門教育科目」は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の免許取得に関わる科目群であり、「保育・教育の基礎」「領域及び指導法（保育系）」「教科及び指導法（小学校系）」「保育・教育の実践」の4つの小科目区分で構成する。保育から児童教育を段階的に学ぶことができるように、保育（乳幼児期）に関する科目は原則として1・2年次、児童期に関する科目は原則として2・3年次に配置する。
- (3) 「専門発展科目」は、「専門教育科目」で学修した知識・技能・態度を一層高め、保育・教育に応用できる能力育成のための科目群であり、「人間と心理学の理解」「地域社会の理解」「保幼小接続と実践」「実技プラクティス」「キャリア支援」「学校図書館の理解と運営」の6つの小科目区分で構成する。原則として3・4年次に配置する。
- (4) 「卒業研究科目」は、4年間の学修成果の集大成を目指す科目であり、3・4年次に配置する。

- 2 子ども教育学科で開講する全ての授業科目を、本規程第4条3項に規定する学修成果の指標に対応させる。

（入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー）

第6条 子ども教育学科で入学者に求める学生像は、次の(1)と(2)の観点を満たしているものとする。

- (1) 下記の①、②、③の学びを理解できる基礎的な学力を身に付けている学生
- (2) 下記の①、②、③の学びに意欲的に取り組み、理論と実践の中で、積極的に課題を見つけ、自分なりの解決方法を提案できる思考力・表現力を身に付けている学生
 - ① 乳幼児期から学童期の子どもの発達を深く探究し、乳幼児期から学童期までの育ちを連続してとらえ、保育や教育に実践していくための学び
 - ② 子どもと家庭環境との関わりを深く探究し、子育て支援や家庭教育を支援するための学び
 - ③ 教育・保育における地域社会の役割を深く探究し、地域社会と連携して教育・保育を実践していくための学び

- 2 求める学生像に資する学生を適正に多角的に受け入れるために、評価方法として、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」、社会人や留学生を対象とする「特別入試」を実施する。

（授業科目の担当）

第7条 子ども教育学科の授業は、子ども教育学科の専任教員、兼任教員及び兼任教員が担当する。

(学 科 長)

第8条 子ども教育学科に学科長を置く。

2 学科長は子ども教育学科を代表し、子ども教育学科の管理・運営を統括する。

(学科会議)

第9条 子ども教育学科運営に関する事項については、子ども教育学科会議において審議する。

(卒業要件)

第10条 子ども教育学科を卒業するためには、4年以上在学し、本条2項に規定する単位数を修得しなければならない。

2 基礎教育科目については16単位以上（含 必修5単位、選択必修11単位以上）、専門教育科目については28単位以上（含 必修17単位、選択必修11単位以上）、専門発展科目については16単位以上（含 必修8単位、選択必修8単位以上）、総計124単位以上とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

4 東北文教大学人間科学部人間関係学科規程

(趣 旨)

第1条 東北文教大学人間科学部人間関係学科（以下「人間関係学科」という。）規程は、東北文教大学学則第1条に規定する目的を達成するため教育目標等を明確にすることを趣旨とし制定する。

(学科の目的)

第2条 人間関係学科は、深い人間理解に基づいた知恵と幅広い教養、専門的知識・技術を身につけ、多様化・複雑化する現代社会の中で、他者を理解し、思いやり、信頼関係・協調関係を築き、共に創造性を発揮して地域の課題解決に貢献できる人間関係力豊かな人材の育成を目的とする。

(教育目標とコース)

第3条 人間関係学科では、人間関係力やコミュニケーション能力について多角的に学ぶことを通じて身につける、家庭、地域社会、職場で豊かな人間関係を構築することのできる資質・能力の育み、及び、人間と人間の営みについてコミュニケーション学的、心理学的、社会福祉学的立場からの専門的学びを深めることを通じて身につける、広く複眼的・多角的な視点から地域の課題を解決する力の育みを教育目標とする。

2 本条1項に規定した教育目標に資するため以下のコースを置き、コースの所属人数は概ね以下のとおりとする。

グローバルコミュニケーションコース	25人
心理総合コース	20人
福祉マネジメントコース	15人

(卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー)

第4条 人間関係学科では、東北文教大学学位規程に基づき、以下の教養・知識・技術を身につけ、基準となる単位数を修得した者に卒業を認定し、学士（人間関係学）の学位を授与する。

- (1) 基礎教育科目等の学修や学内外の諸活動をとおして、幅広い教養を身につけるとともに、自己を取り巻く世界や環境を知ることによって多角的なものの見方、考え方ができる。
- (2) 専門教育科目等の学修をとおして、人間関係についての知識・技術とコミュニケーション能力を身につけ、家庭、地域社会、職場等での豊かな人間関係の構築に貢献することができる。
- (3) 3つのコースにおけるいずれかの専門分野の知見をもち、それを現実的、個別的な人間関係の課題に適用して、地域社会の課題解決に貢献できる。

ア. グローカルコミュニケーションコース

多様な異文化への理解力と高い言語運用能力を身につけ、グローバル化する地域の課題解決のためのコミュニケーション能力と行動力を発揮できる。

イ. 心理総合コース

心理学の知見をもとに人間行動に関する深い理解をもち、確かなデータリテラシーを発揮して課題解決に取り組むことができる。

ウ. 福祉マネジメントコース

社会福祉の知見をもとに複雑化・多様化する社会の様態を理解し、ソーシャルワークの技術をもって課題解決に取り組むことができる。

(4) 学問に裏付けられた論理的思考によって、的確な課題の設定から論証を経て結論を述べることができる。

- 2 基準となる単位数は、本規程第10条2項に規定する。さらに、前項に規定した教養・知識・技術の育成に資するため、基準となる単位数に、以下に示す単位数を含むものとする。

(1)については、基礎教育科目で定める単位数

(2)については、専門教育科目の「中心科目」区分及び専門教育科目の専門基盤教育における「人間の理解」「関係の構築・調整」「協働力」区分で定める単位数

(3)については、専門教育科目の専門発展科目における「グローバルコミュニケーション領域」「心理総合領域」「福祉マネジメント領域」「実践領域」区分で定める単位数

(4)については、「卒業研究科目」区分で定める単位数

- 3 本条1項に規定した教養・知識・技術に対応する学修成果の指標を明確化する。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

第5条 人間関係学科の教育目標に掲げる教養・知識・技術が系統的に身につくように、教育課程を「基礎教育科目」「専門教育科目」「卒業研究科目」「自由科目」の4つの科目群から編成し、教育課程編成方針の実質化を図るため、学修方法・学修過程、学修成果の評価方法を明確化する。

(1) 広い視野を身につけるための前提となる学修方法や語学、情報リテラシーなどを学ぶため、「基礎教育科目」に「入門ゼミ」「外国語」「情報処理」「図書館」を配置し、また、多分野の知見にふれるために「基礎教養」「保健体育」を置く。さらに、自己を取り巻く世界や環境を知ることによって多角的な視点を養う「地域事情」「海外事情」「海外研修」「社会体験」を置く。

(2) 人間関係の諸様態について理解し、問題解決につながる技術やコミュニケーションの基本を身につけ、人間関係の内実を構成する諸要素を総合的に学ぶため、「専門教育科目」に「専門基盤科目」を置き、「人間の理解」「関係の構築・調整」「協働力」を配置する。

(3) グローカルコミュニケーション、心理総合、福祉マネジメントの各専門分野の知

見を深く理解し、それぞれに応じた人間関係の課題解決力を養うために、「専門教育科目」に「中心科目」と3つのコースに関連する領域区分（「グローバルコミュニケーション領域」「心理総合領域」「福祉マネジメント領域」）及び「実践領域」からなる「専門発展科目」を配置する。このうち「中心科目」は、人間関係の基本的知識の修得とともにフィールド学修を通した現実的、個別的な課題解決に適用する能力を養うために配置するものである。また、「実践領域」はより専門的な分野に特化した学修を目指す者のために配置する。

- (4) 自己の学修における的確な課題設定に主体的に取り組むために「課題研究」を置き、さらに、個々の課題に関して学問的論証の技法を修得し、研究論文を作成する「卒業研究」を置く。

- 2 人間関係学科で開講する全ての授業科目を、本規程第4条3項に規定する学修成果の指標に対応させる。

（入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー）

第6条 人間関係学科で入学者に求める学生像は、次の観点を満たしているものとする。

- (1) 専門的な学修と幅広い分野の知見を修得するための基礎的な学力を身につけている。
- (2) 多様な価値観を尊重し、相互に理解し、協働することで共によりよく生きることのできる社会を築く意志を持っている。
- (3) 人間関係に関する専門的な研究に関心を持ち、修得した知見を、自己を取り巻く社会の課題に応用して解決方法を探る意義を理解している。
- (4) 自己の将来的な課題やテーマを理解し、自ら学修のプランを組み立て選択していくことができる。

- 2 求める学生像に資する学生を適正に多角的に受け入れるために、評価方法として、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」、社会人や留学生を対象とする「特別入試」を実施する。

（授業科目の担当）

第7条 人間関係学科の授業は、人間関係学科の専任教員、兼任教員及び兼任教員が担当する。

（学 科 長）

第8条 人間関係学科に学科長を置く。

- 2 学科長は人間関係学科を代表し、人間関係学科の管理・運営を統括する。

（学科会議）

第9条 人間関係学科運営に関する事項については、人間関係学科会議において審議する。

（卒業要件）

第10条 人間関係学科を卒業するためには、4年以上在学し、本条2項に規定する単位数を修得しなければならない。

- 2 基礎教育科目については33単位以上（含 必修7単位、及び、「基礎教養」からの8単

位と「地域事情」からの4単位を含めた選択必修26単位以上)、専門教育科目については66単位以上(含 必修4単位、「中心科目」の「人間関係プロジェクトA・B・C」のうち選択必修2単位以上、「専門基盤科目」の各区分からの選択必修16単位を含めた22単位以上、「専門発展科目」の選択必修24単位を含めた38単位以上)、卒業研究科目の必修5単位を含む、総計124単位以上とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

5 東北文教大学人間科学部留学生別科規程

(目 的)

第1条 この規程は、東北文教大学学則第63条に規定する東北文教大学人間科学部留学生別科（以下「別科」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学定員)

第2条 別科の入学定員は15名とする。

(修学年限)

第3条 別科の修業年限を1年とする。ただし、特に希望する者については、審査のうえ、1年間の延長を認める。

(教 員)

第4条 別科の授業は、本学の専任教員及び兼任教員が担当する。

(別 科 長)

第5条 別科に別科長を置く。

2 別科長は別科を代表し、別科の業務を統括する。

(別科運営)

第6条 別科運営に関する事項については、留学生別科会議において審議する。

(学年・学期及び休業)

第7条 別科の学年、学期及び休業については、本学学則を準用する。

(授業科目)

第8条 授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

2 試験に関する事項は、別に定める。

(学習成績)

第10条 学習成績の評価は、S・A・B・C・Dをもって示し、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

2 評価に関する事項は、別に定める。

(修了要件)

第11条 別科を修了するためには、1年以上在学し、所定の授業科目について26単位（780時間）以上を修得しなければならない。

(修 了)

第12条 前条の修了の要件を満たした者については、教授会の審議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了と認定された者に、修了証書を授与する。

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 別科に入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学校教育における12年の課程を修了（修了見込みも含む）した者、又は、これと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 出入国管理及び難民認定法において、在留資格に支障のない者
- (3) 日本語能力検定試験N 4以上の者、又は、これに準ずる者

(入学の出願)

第15条 別科に入学を志望する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願出なければならない。

2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項等に定める。

(入学者)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学及び退学等)

第18条 休学、復学及び退学等については、本学学則を準用する。

(検定料等の金額)

第19条 別科の検定料、入学金、授業料等の金額は、別に定める。

(既納の学生納付金)

第20条 納付された検定料及び入学金等の納付金は、原則として返還しない。

(準用)

第21条 この規程に定めるもののほかは、本学学則を準用する。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

6 東北文教大学学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

本学における教育研究活動が、建学の精神と結びついた教育目的・目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーに基づき適切に行われているか、多面的、総合的に点検・評価し検証することで、必要な改善につなげ、教育研究の継続的な質保証に努めていきます。

点検・評価にあたっては、学修の到達度を、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、授業科目レベル（授業科目担当者）の各レベルで、以下の観点に基づき検証します。

機関レベル（大学全体）

学位授与状況、学修到達度シート等から、入学から卒業までの本学の教育プログラムによる学修成果の到達度を総合的に検証する。

教育課程レベル（学部・学科）

成績評価、単位修得状況、GPA、資格取得状況等から、教育課程全体を通した学修成果の到達度を検証する。

授業科目レベル（授業科目担当者）

各授業科目のシラバスに明記された成績評価基準に基づく厳格な成績評価、学生による授業改善アンケート等から、当該科目の学修の達成状況を検証する。

具体的な検証方法

	入学前・入学直後 〔APを満たす学生が入学しているかの検証〕	在 学 中 (単位認定・各セメスター) 〔CPに基づいて学修が進められているかの検証〕	卒 業 時 (卒業後) 〔DPを満たす人材になったかの検証〕
機関レベル (大学全体)	・入学者選抜結果 ・入学生アンケート	・GPA ・修得単位数 ・休退学率 ・学修到達度シート ・学修行動アンケート ・学習成果等アンケート	・学位授与状況 ・就職率 ・卒業時アンケート ・学修到達度シート ・卒業生アンケート
教育課程レベル (学部・学科)	・入学者選抜結果 ・入学者選抜入試種別結果 ・学修スタート診断テスト	・GPA分布 ・成績分布 ・単位修得状況 ・学修到達度シート ・学修行動アンケート ・学習成果等アンケート ・資格取得者 ・進級率	・学位授与状況 ・資格取得者数 ・学修到達度シート ・卒業時アンケート ・就職率 ・卒業生アンケート
授業科目レベル (授業科目担当者)	・学修スタート診断テスト	・出席状況 ・成績評価（単位取得率） ・成績分布 ・授業改善アンケート	

7 東北文教大学 成績評価の方針

〔基本方針〕

成績評価の目的は学修成果の確認であり、各学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に相応しい評価方法と、学則に定める成績評価の基準によって厳正に行われ、これにより教育の質を保証するものである。

〔評価方法〕

成績評価は、東北文教大学学則第29条に則り、試験、論文または研究報告その他これらに準ずる方法によるものを評価することで行う。授業科目の担当教員は、授業の内容および形態を考慮したうえで、学修到達度を適切に評価するために相応しい「達成目標・到達目標」および「単位認定の要件」ならびに「単位の認定方法および割合」を定め、各学期のはじめにシラバスで学生に明示し、その内容に基づいて厳格な成績評価を執り行う。なお、出席状況は成績評価には含めない。

〔評価基準〕

成績評価の基準は、東北文教大学学則第34条に基づき「S」「A」「B」「C」「D」の5段階評価で行い、100～90点を「S」、89～80点を「A」、79～70点を「B」、69～60点を「C」、59点以下を「D」（不合格）とし、単位認定のために学生が達成すべき質的水準を60点以上（「C」以上）とする。その他の成績評価については、出席不足、放棄、履修不履行をいずれも無評価、他大学などで取得した単位を「N」とする。

〔成績評価の透明性〕

学生には、自身の成績評価に関して異議がある場合、「学生による成績確認申し立てに関する取扱要項」に基づき、申し立てができる制度を備えることで、成績評価の透明性を確保する。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

8 東北文教大学履修規程

(目 的)

第1条 この規程は、東北文教大学学則（以下「学則」という。）第28条、第29条、第30条、第35条及び第36条の規定に基づき、授業科目の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

(履修の方法)

第2条 履修する授業科目は、各学期の履修登録期間内に、履修登録手続きをしなければならない。

2 履修科目確定後の変更は原則として認めない。

(履修科目の取消し)

第3条 履修科目のうち、事情によって履修取消しをする場合は、定められた期間内に所定の願出用紙に、その科目の担当教員、教務委員の認証を経た後、学務課に提出しなければならない。ただし、いったん履修を取消した科目は、当該学期内の再履修を認めない。

(標準修得単位数)

第4条 1年間の標準修得単位数は、31単位とする。

(履修登録単位数の上限)

第5条 学則第29条第3項により、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、46単位とする。

(履修登録単位数の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、前年度におけるGPA（第12条に規定）が3.0以上であった場合には、次の年度の履修登録単位数の上限を4単位加算することができる。

2 前条の履修単位数に含めない科目（上限除外科目）については、別に定める。

(履修の順序)

第7条 科目名の後にローマ数字がある科目は、原則として、数字の順に従って履修しなければならない。

2 原則として、「卒業研究」を履修する場合は「課題研究」の単位認定を受けていなければならない。

3 3年次編入生を除き、原則として「課題研究」を履修する場合は「基礎ゼミⅠ」と「基礎ゼミⅡ」の単位認定を受けていなければならない。

4 原則として実習科目等を履修する場合は、別に定める履修の順序に従うものとする。

(履修放棄)

第8条 履修が確定した科目の履修を放棄する場合は、欠席回数が5回以内の段階で、授業担当教員、教務委員の認証を経た後、所定の用紙を学務課に提出しなければならない。

なお、履修放棄の届け出ができるのは、成績通知日の前までとする。

(履修不履行)

第9条 事故、病気、怪我などの予測不能な事態によって単位取得が困難になった場合、学科会議での協議により履修不履行を認めることがある。なお、履修不履行の認定を求める場合は、学生自身がその旨を学科に対して申請しなければならない。

(単位認定)

第10条 履修科目の単位は、原則として、次の各号を充足した者について認定される。

1. 授業時数3分の2以上出席した者
2. 単位認定試験（筆記試験、実技試験、レポート、論文、作品などを含む。以下同じ。）において合格点に達した者
3. 学費等必要経費を完納した者

(成績の評価)

第11条 成績評価は次のようにする。

合 格								不 合 格	
S	100点～90点	A	89点～80点	B	79点～70点	C	69点～60点	D	59点以下

(総合成績評価と学修到達度評価)

第12条 前条の成績の評価に対して次のとおりGrade Point（以下「GP」という。）

($GP = (\text{得点} - 55) \div 10$)を設定し、履修科目のGPの平均 Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

評 価	得 点	合 否	GP	備 考
S	100点～90点	合格	4.5～3.5	
A	89点～80点		3.4～2.5	
B	79点～70点		2.4～1.5	
C	69点～60点		1.4～0.5	
D	59点以下	不合格	0	
出席不足	—	—	0	
放棄	—	—	—	
履修不履行	—	—	—	
N	—	合格	—	他大学などで取得した単位

- 2 GPAを算出する基準は、次のとおりとする。

$GPA = (\text{科目のGP} \times \text{科目の単位数}) \text{の合計} \div (\text{履修取消し科目} \cdot \text{履修放棄科目} \cdot \text{履修不履行科目} \cdot \text{他大学で取得した単位及び履修放棄科目を除いた総登録科目の単位数})$

- 3 成績証明書には、GPAは明記しない。

4 履修科目のGPを利用した学修到達度シートを作成し、学修到達度評価を行う。

5 学修到達度シートは年度毎に作成し、学生に配付する。

(単位認定試験)

第13条 単位認定試験については、東北文教大学単位認定試験に関する規程による。

(追 試 験)

第14条 東北文教大学単位認定試験に関する規程第7条第1項により、追試験が認められる。

2 追試験を受けようとする者は、指定の期間内に指定用紙に事項を記入後、学務課に提出しなければならない。なお、追試験による成績評価は、最高100点とする。

(不正行為)

第15条 単位認定試験等における不正行為については、単位認定試験における不正行為者の取り扱いに関する内規により処分するものとする。

(成績評価の疑義申し立て)

第16条 成績の評価に対する疑義申し立てについては、「学生による成績確認申し立てに関する取扱事項」による。

(進級要件)

第17条 進級するための要件は、原則として以下のとおりとする。

1. 2年次に進級するためには、10単位以上修得しなければならない。
2. 3年次に進級するためには、40単位以上修得しなければならない。
3. 4年次に進級するためには、82単位以上修得しなければならない。

(退学勧告)

第18条 休学期間を除いて5年以上在学する者で、修得単位数が82単位未満、かつ前年度のGPAが0.5未満の者には、学部長が退学を勧告する。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この改正規程は、平成31年4月1日より施行する。なお、この規程は平成31年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の規程を適用する。

この改正規程は、令和2年4月1日より施行する。

この改正規程は、令和3年4月1日より施行する。なお、この規程は令和3年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の規程を適用する。

この改正規程は、令和4年4月1日より施行する。

この改正規程は、令和5年4月1日より施行する。

9 東北文教大学単位認定試験に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北文教大学学則（以下「学則」という。）第27条及び第28条に基づき東北文教大学（以下「本学」という。）において実施する単位認定試験に関して必要な事項を定めるものとする。

(試験の形態)

第2条 単位認定試験は、教室等で実施する筆記等の形態を基本とするが、授業形態等により、レポート等をもって試験に代えることもできる。

(単位認定試験)

第3条 本学において実施する単位認定試験は、前学期末及び後学期末の年2回実施する。試験期間は特に定めないが、各授業の16回目の授業時間に行うことを基本とする。

(受 験)

第4条 単位認定試験を受験できる者は、当該学期において履修登録済みであり、かつ、当該科目の授業時数の3分の2以上出席していなければならない。

(実施計画)

第5条 単位認定試験の実施にあたり、次の事項を定める。

- 2 担当教員から試験科目に関する調査票の提出を求め、試験時間割・試験室・試験監督者・その他必要な事項を定め、関係教職員に通知する。
- 3 試験室は、一つおきに座席配置することを原則とし、受験学生数に応じて科目ごとに試験室を定める。
- 4 試験監督者は、受験学生50名につき1名とする。

(厳守事項)

第6条 受験をする学生は、次の事項を厳守しなければならない。

- 2 単位認定試験受験の際には学生証を携行し、机上に提示すること。
- 3 試験室での着席は、原則として学籍番号順とするが、試験監督者である当該試験教員（以下「試験監督」という。）の指示に従うこと。
- 4 入室限度時間は試験開始から30分後とする。この時間を経過した後は、試験室に入室できない。
- 5 試験開始後30分が経過するまで試験室を退出できない。ただし、体調不良による退出は認めるが、試験室への再入場はできない。
- 6 机の上には筆記用具など許可されたもの以外は置かないこと。許可された以外のものが机にある場合は、不正行為とみなす。
- 7 教科書、ノートなどの参照を許可された試験においては、当該物品の貸借をしてはいけない。

8 その他試験監督の指示がある場合は、それに従うこと。

(追 試 験)

第7条 病気その他やむを得ない事情により単位認定試験を受験できなかった者については、追試験を認めることがある。この場合において、追試験を受験しようとする者は、当該事情終了の翌日（土曜日・日曜日・祝日等学校休校日に当たる時は翌学校開校日）までに、欠席届（医師の診断書等、証明できるものを添付）を学務課に提出しなければならない。

2 追試験は、当該学期末の学科が指定した期日に行う。

(不正行為)

第8条 試験中に不正行為と判断される行為を行った学生は、当該試験終了後、試験監督及び監督補助員と同行し、学務課長に詳細を説明しなければならない。また、不正行為と判断する物件については、試験監督が管理し、教務委員長に引き渡すものとする。

2 前項の学生と面談した教務委員長は、詳細を把握した後、学科長及び学部長に報告し、その処分について協議するものとする。

3 前項により行われる処分は、単位認定試験における不正行為者の取り扱いに関する内規により行われる。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、教務委員会において協議の上、教授会の審議を経て学長が改廃する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

10 追試験を認める場合の運用について

第1条 東北文教大学単位認定試験に関する規程第7条第1項にいう「病気その他やむを得ない事情」として審査を行う場合は、この運用により行うものとする。

第2条 「病気その他やむを得ない事情」とは、以下の各号に掲げるいずれかに該当することという。追試験受験を希望する者は、所定の欠席届に欠席の理由を証明できる証明書等を添えて学科が指定する期間に学務課に提出しなければならない。なお、追試験の受験を願い出てきた者の審査は、学生の所属する学科の教務委員が行う。

(1) 本人の事故や病気。

(世帯主もしくは配偶者のある者にあつては、一親等内の病気を含む。)

(2) 配偶者又は三親等内の親族の病気又は事故で、看護を要するとき。

(3) 配偶者又は三親等内の親族の死亡による忌引き。

(4) 天災その他の非常災害。

(5) 交通機関の突発事故。

(電車、バス等の公的機関に限る。)

(ただし証明書を取得することが困難な事情にあった者で、審査者が面談等により当該交通機関を利用していたと認めた者を含む。)

(6) 就職試験出席（試験地への移動を含む。)

(7) 妊娠・出産（配偶者のある者にあつては、配偶者の出産を含む。)

(8) 大学が単位認定を行う学外の研修等に参加する場合。

(9) 公的機関が行う海外派遣事業に、学科長の承認を得て参加した場合。

(10) 全国規模の大会（全日本大学選手権、全日本選手権等）に出場した場合。

(11) その他適当と認められる特別の理由がある場合。

11 単位認定試験における不正行為者の取り扱いに関する内規

- 第1条 この内規は、東北文教大学単位認定試験に関する規程に基づき、単位認定試験（以下「試験」という。）における不正行為者の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 不正行為者の処分は学部長の上申により学長が行う。
- 第3条 東北文教大学の実施する試験において、以下の各号に例示する行為、その他故意に試験の公正を害しようとする行為（以下「不正行為」という。）を行った者は、教授会の議決により、無期停学とする。
- (1) 他人の身代わりとなって受験し、または他人を自己の身代わりとして受験させること。
 - (2) 不正使用の目的をもって作成された文書等を試験場に持ち込むこと。
 - (3) 使用が許可されていない参考書・ノート等及び電子機器（電子辞書・携帯電話等）を使うこと。
 - (4) 机等に不正な書き込みをして受験すること。
 - (5) 他人の答案用紙と交換すること。
 - (6) 他人の答案を筆写し、または筆写させること。
 - (7) 私語・動作等によって不正な連絡を試みること。
 - (8) 答案用紙の破棄・偽名の記入等により答案整理を混乱させようとする事。
- 第4条 前条に定める不正行為を行った者については、当該学期に登録した科目の評価をすべて不合格（D）とする。
- 第5条 不正行為者の処分は、速やかに、本人及び保証人に通知する。
- 第6条 処分事項は、学籍簿に記載するものとする。
- 第7条 不正行為者が本学奨学生制度による奨学生であるときは、直ちにその資格を失う。
- 第8条 この内規による処分者のうち、面接その他適切な方法により、改悛の情が顕著であると当該学部長が認めた者については、教務委員会及び学科会議に報告の上、教授会の議決により無期停学を解除する。
- 第9条 無期停学を解除された者に対しては、無効になった授業科目の追試験受験資格を与えることができる。ただし、停学期間が追試験期日に及ぶ場合は、これを適用しない。

附 則

この内規は、平成23年4月1日より施行する。

12 東北文教大学GPA運用要項

1. 履修科目の登録制限

1年間に履修登録できる単位数の上限を原則として46単位とする。ただし、前年度におけるGPAが3.0以上であった場合には、次の年度の履修登録単位数の上限を4単位加算することができる。

2. 学修指導

1) ある学期のGPAが2.0未満となった学生に対しては、担任から指導を行う。

2) 連続して2つの学期でGPAが2.0未満となった学生に対しては、本人および保護者と担任および教務委員が成績改善のための話し合いを行う場合がある。また、必要に応じて補習等の継続的な支援を行う場合がある。

3) 通算で、3つの学期でGPAが2.0未満となった学生に対しては、本人および保護者と学科長および担任が成績改善のための話し合いを行う場合がある。

3. 実習科目の履修条件

GPAに基づく実習科目の履修条件については、別に定める。

4. GPAが1.5未満で著しく学習意欲の低い学生に対しては、学部長が退学を勧告する場合がある。

附 則

この要項は、平成29年度入学者より適用する。

この要項は、令和2年度入学者より適用する。

この要項は、令和3年4月1日より実施する。

この要項は、令和5年4月1日より実施する。

13 学生による成績確認申し立てに関する取扱要項

(申し立て)

第1条 学生は、成績評価に関し、次の各号に該当すると判断した場合は、成績通知日から起算して、原則として7日以内に「成績異議申立書」(別紙様式1)により、学務部長に申し立てができるものとする。ただし、成績の救済措置、及び成績評価の根拠の開示に関する申し立ては認めない。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの。
- (2) シラバスにより周知されている学修到達目標や成績評価の基準に照らして、明らかに成績評価に疑義があると思われるもの。

(成績の訂正)

第2条 上記の申し立ての他、合理的な理由により成績評価の訂正の必要性が生じた場合、教務委員会に報告した上で訂正する。

(申し立てに対する説明)

第3条 訂正を行わない場合も含め、授業担当教員は、教務委員立会いの下、申し立てを行った学生に対して、できる限り速やかに結果を報告する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

成績異議申立書

学務部長 殿

学 科 名 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____

連絡先(携帯) : _____

授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
異 議 内 容	
申し立て理由	

※コピーして使用してください。

14 学生による履修授業不服申し立てに関する取扱要項

第1条 学生（以下申立人）は、自分の履修する授業に関し、教員の職務上の瑕疵により必要最低限の条件が欠落していると判断した場合には、学務課長宛に不服を申し立てることができるものとする。

第2条 不服の申し立ての手続きは、「履修授業不服申立書」（別紙様式2）に必要事項を記入し、学務課に設置された投書箱に投函することとする。投書箱は、学務課長に限って、開くこととする。

ただし、「履修授業不服申立書」には、不服の申し立て内容が授業担当教員（以下被申立人）の名誉や人権に触れる可能性のあることから不服内容が事実に基づいたものであることを担保するために、申立人は所属学科、学籍番号、氏名、連絡先を明記しなければならない。

一方、申立人の情報は、被申立人が知ることによって申立人の成績その他が不利にならないよう慎重に扱い、学務課長と被申立人に該当しない教務委員や大学の長に限定し、秘密保持に努めねばならない。

第3条 不服申し立てがあった場合には、学務課長は教務委員の中から適当な教員に依頼し、共に被申立人から事実確認を行わねばならない。また、その結果を学長に報告し裁定を仰がねばならない。

第4条 学長は被申立人に申し立てに該当する事項が確認されると判断した場合には、被申立人に改善勧告その他の処置を行う。ただし、学長は被申立人に弁明の機会を与えなければならない。

第5条 学長の裁定結果は、学務課長から申立人、被申立人、教務委員会に報告される。

附 則

この要項は平成28年4月1日より施行する。

(様式2)

令和 年 月 日

履修授業に関する不服申立書

学務課長 殿

学 科 名 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____

連絡先(携帯) : _____

授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
不 服 内 容	
要 望 内 容	

※コピーして使用してください。

15 東北文教大学・東北文教大学短期大学部学生表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北文教大学学則第49条及び東北文教大学短期大学部学則第52条の規定に基づき、東北文教大学及び東北文教大学短期大学部（以下「本学」という。）の学生の表彰について必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 卒業時表彰については、次の各号のいずれかに該当し、他の学生の模範となる者について行うものとする。

- (1) 優秀な学業成績を修めた者
- (2) 課外活動において、別に定める年間優秀団体・個人表彰規程に基づいて表彰を受けた者の中から、特に優秀な成績を修めた者
- (3) ボランティア活動や地域貢献活動等において功績があった者
- (4) 学生自治会活動の中心的役割を担った者
- (5) 各種団体の基準に従い、表彰を受けた者
- (6) その他、学長が特に表彰に値すると認めた者

2 その他、当該年度において活躍した個人又は団体の表彰については別に定める。

(表彰対象者の推薦)

第3条 学科長、教務委員長、学生厚生委員長は、前条の規定の第1号から第6号までに該当すると認められる学生を表彰候補者選考委員会に推薦することができる。

2 表彰候補者選考委員会は、前項で推薦された学生について審議し、表彰候補者を表彰委員会に推薦する。

(表彰対象者の決定)

第4条 表彰委員会は、表彰候補者について審議し、表彰候補者を決定する。

2 表彰対象者は、教授会の審議を経て学長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 卒業時表彰は、学位記授与式・修了証書授与式において行う。

2 当該年度において活躍した個人又は団体の表彰は、当該年度末の教授会において行う。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

16 年間優秀団体・個人表彰規程

第1条 本規程は、年間優秀団体・個人表彰規程とする。

第2条 この表彰は、他の学生の模範となり、当該年度において自治会活動などで活躍し、本学発展に寄与した団体および個人に対して、特別に表彰を行うことを目的とする。

第3条 受賞候補団体・個人は、本学教職員が学生厚生委員会に推薦するものとする。

第4条 受賞団体・個人は、学生厚生委員会、表彰委員会、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

第5条 この表彰は、卒業時又は修了時の表彰とは別に定め、学年は問わない。

第6条 詳則については別に定める。

第7条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

詳 則

1. 表彰団体・個人には【賞状・記念品】を授与する。

2. 上記の経費は保護者会・教育後援会より支出する。

<表彰基準>

1. 各種全国大会・コンクールにおいて、顕著な功績のあった団体・個人。

2. ボランティア活動等で社会において範となる活動、行為があった団体・個人。

3. その他上記に相当すると認められる団体・個人。

附 則

この規程は、平成16年2月1日より施行する。

この改正規程は、令和5年4月1日より施行する。

17 東北文教大学編入学規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北文教大学（以下「本学」という）学則第24条の規定に基づき、編入学について必要な事項を定める。

(編入学できる者の資格)

第2条 編入学ができる者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・短期大学を卒業した者
- ・学士の学位を有する者
- ・大学に2年以上在籍し62単位以上修得した者
- ・高等専門学校を卒業した者
- ・専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1700時間以上又は62単位以上であるものに限り）を修了した者
- ・修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者

(既修得単位の認定)

第3条 編入学学生が既に修得している単位については、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 認定できる単位数は、子ども教育学科においては、「基礎教育科目」12単位、「専門教育科目」50単位とし、計62単位を上限とする。人間関係学科においては、「基礎教育科目」20単位、「専門教育科目」42単位とし、計62単位を上限とする。

3 既修得単位の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。

(学科・学年及び時期)

第4条 本学への編入学は、学則第4条にもとづき、子ども教育学科及び人間関係学科の3年次とする。

2 編入学の時期は、学年の始めとする。

(CAP制度除外科目)

第5条 編入学学生においては、本学で指定した科目をCAP制度の対象から除外し、年間46単位を超えての履修登録を認める。指定科目は、別に定める。

(編入学における選抜及び手続等)

第6条 編入学試験における選抜及び手続等については別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年7月15日より施行し、平成23年4月1日から適用する。

この改正規程は、令和3年4月1日より施行する。

18 東北文教大学転学科規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北文教大学（以下「本学」という）学則第25条に基づき、転学科について必要な事項を定める。

(転学科の条件)

第2条 転学科できる者は、1年以上在学した者とする。ただし、在学年数には休学期間を含めないものとする。

2 前項の規程にかかわらず、一度転学科を許可された者は、再度出願することはできない。

(転学科の時期)

第3条 転学科の時期は、年度の始めとする。

(転学科の年次)

第4条 転学科の年次は、第2年次又は第3年次とする。

(出 願)

第5条 転学科を志願する者は、当該年度の1月末までに、別紙様式により、学長にその旨を願い出なければならない。

(選 考)

第6条 転学科の選考は、受入れ学科の収容定員に余裕がある場合に限り行うことができる。

2 転学科の選考は当該学科で行い、教授会の審議を経て学長が許可する。

(手 続 き)

第7条 前条の選考に基づき転学科を許可された者は、所定の期日までに必要な手続きをしなければならない。

(在学年限)

第8条 転学科した者の在学年限は、転学科前に在籍した年数を通算し8年とする。

(既修得単位の認定)

第9条 既修得単位の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

19 東北文教大学と東北文教大学短期大学部の単位互換に関する内規

東北文教大学と東北文教大学短期大学部の単位互換に関する協定書による単位互換を円滑に実施するため、東北文教大学（以下「本学」という）における内規を次のとおり定める。

I 受入に関して

1 人 数

1 科目につき、原則 5 名までとする。ただし、実際に履修可能な受け入れ人数については、教務委員会で調整のうえ決定する。

2 方 針

1) 段階を踏んで学ぶ内容の科目については、原則として、前段階の科目単位の修得なしに、後段階の科目の履修を認めない。

2) 履修希望学生の履修願の提出期限は、前期にあつては 3 月 20 日、後期にあつては 8 月末日までとする。

3) 履修願を受けてから原則 10 日以内に東北文教大学短期大学部へ受入可否の決定通知を行う。

4) 提供科目であっても開講しない場合がある。

II 単位の認定に関して

3 履修可能単位数、成績の扱い等

1) 本学から派遣する単位互換履修生が取得できる単位数は、年間 8 単位、通算 24 単位までとする。

2) 東北文教大学短期大学部において取得した単位は、全て自由科目の単位に位置付ける。

3) 東北文教大学短期大学部において単位取得した科目は GPA の対象にしない。

4) 成績は、「N」として成績表に記載する。

III 改廃に関して

4 本内規は、教務委員会で協議の上、教授会の審議を経て学長が改廃する。

附 則

本内規は平成 22 年 8 月 1 日から実施する。

本内規は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

本内規は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

本内規は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

20 東北文教大学における「大学コンソーシアムやまがた」単位互換に関する規程

1 趣 旨

第1条 「単位互換に関する包括協定書」による単位互換を円滑に実施するため、東北文教大学（以下「本学」という）における規程を定めるものとする。

2 受 入

（単位互換履修生の身分）

第2条 本学が受け入れる単位互換履修生の身分は、本学学則第54条の2に規定する特別聴講生とする。

（単位互換科目の範囲と指定）

第3条 単位互換科目は、本学で開講される基礎教育科目及び各学科で開講される専門教育科目とする。単位互換科目として提供する授業科目は各学科が指定し、本学教務委員会で協議の上、教授会の審議を経て決定する。

（受入学生数）

第4条 本学において開講する単位互換科目の受入れる単位互換履修生の数は、原則として1授業科目につき5名以内とする。ただし、履修可能な受入れ人数については、当該授業科目担当者の判断による。

（履修手続及び成績評価）

第5条 本学において開講する単位互換科目の履修手続及び評価に関しては、本学規則に基づき実施する。

3 派 遣

（単位互換履修生の範囲）

第6条 単位互換制度の対象となる単位互換履修生は、本学人間科学部に在籍する学生とする。

（履修開始年次）

第7条 単位互換履修生として履修を開始できる年次は、1年次後期以上とする。

（修得できる単位数）

第8条 本学から派遣する単位互換履修生が修得できる単位互換授業科目の単位数は、各年度8単位以内、当該学生の在学期間を通じて24単位以内とする。

（単位の認定）

第9条 本学から派遣した単位互換履修生が他大学等において取得した単位は、教務委員会で協議の上、教授会の審議を経て認定する。

(成績評価)

第10条 本学から派遣した単位互換履修生が他大学等において取得した単位は、全て自由科目の単位に位置付け、成績は「N」として成績表に記載する。

4 放送大学との単位互換

(派遣)

第11条 本学から放送大学に派遣する単位互換履修生の授業料については、放送大学の定めるところによる。

(受入)

第12条 本学が放送大学から受入れる単位互換履修生は、学部全科履修生に限るものとし、その授業料については、本学が定めるところにより徴収する。

5 その他

(業務の所管)

第13条 本協定に基づく単位互換の所管業務は、学務課において担当する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和5年4月1日より施行する。

21 東北文教大学・東北文教大学短期大学部外国人留学生規程

(趣 旨)

第1条 東北文教大学学則第56条第2項及び、東北文教大学短期大学部学則第51条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 外国人留学生の入学資格については、東北文教大学学則第18条及び、東北文教大学短期大学部学則第10条の規定を準用する。

(入学の出願)

第3条 入学を志願する者は、東北文教大学・東北文教大学短期大学部（以下「本学」という。）所定の書類に入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第4条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第5条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに保証人連署による誓約書を添えて、所定の入学手続きをとらなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に、教授会の審議を経て、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学検定料、入学金及び学納金等)

第7条 入学検定料、入学金及び学納金等については、東北文教大学学則及び東北文教大学短期大学部学則の定めるところによる。

(規程等の準用)

第8条 外国人留学生については、この規程に定めるもののほか、本学の学則及び諸規程のうち学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

22 東北文教大学及び東北文教大学短期大学部の卒業延期制度に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、東北文教大学学則第40条第2項並びに東北文教大学短期大学部学則第35条第2項に基づき、卒業の要件を満たす学生が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度（以下「卒業延期制度」という。）について定めることを目的とする。

(対 象 者)

第2条 卒業延期制度は、次の各号に定める要件をすべて満たす学生を対象とする。

- (1) 東北文教大学学則又は東北文教大学短期大学部学則（以下「学則」という。）に規定する卒業の要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することにより、在学期間が、学則に規定する在学年限を超えないこと。
- (3) 本学の交換留学制度に基づく留学を希望する者。
- (4) 授業料等の納付金を滞納していないこと。

(在学の延長)

第3条 前条の要件を満たす学生が卒業延期制度の適用を希望するときは、卒業時期を延期し、在学の延長を許可することができる。

- 2 前項の在学を延長することのできる期間は、半年又は1年とする。
- 3 半年の在学の延長を許可された者が、引き続き卒業延期制度の適用を希望するときは、1回に限りさらに半年の在学の延長を許可することができる。
- 4 1年の在学の延長を許可された学生は、再度卒業延期をすることができない。

(手 続)

第4条 卒業延期制度の適用を希望する学生は、所定の卒業延期願を、本来卒業すべき年度の所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、所属学科の審査及び教授会の審議を経て卒業延期制度の適用の可否を決定する。
- 3 卒業時期を延期し、在学の延長を許可された学生（以下「卒業延期者」という。）に対しては、卒業延期許可書を交付する。
- 4 卒業延期者が、事情変更により本来卒業すべき年度の卒業を希望するときは、所定の期日までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、卒業を認めるものとする。
- 5 卒業延期者が、延長期間に係る納付金を所定の期限までに納付しなかった場合は、卒業延期の許可を取り消し、本来卒業すべき年度の卒業とする。
- 6 前項までの手続は、9月末卒業者についても準用する。

(授業科目の履修)

第5条 卒業延期者は、原則として東北文教大学及び東北文教大学短期大学部の授業科目を履修することができない。但し、卒業延期期間における留学先（本学が定める留学）で履修した授業科目については、教授会の審議を経て学長が認めた場合に限り、本学の授業科目に読み替えることができる。

(卒業時期)

第6条 卒業延期者の卒業の時期は、半年の在学延長者は前期の終了日、1年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日とする。ただし、9月末に卒業する予定の者が卒業延期する場合の卒業の時期は、半年の在学延長者は当該年度の卒業生の卒業の日、1年の在学延長者は前期の終了日とする。

2 前項にかかわらず、1年の在学延長者が半年での卒業を希望するときは、所定の手続によりこれを認めることができる。

(休学の取扱い)

第7条 卒業延期期間中は、休学を認めない。

(納付金)

第8条 卒業延期者に係る在籍料は、学則別表のとおりとし、指定された期限までに納付しなければならない。

2 既納の在籍料は、返付しない。ただし、第4条第4項により、卒業延期許可取消願を提出し卒業が認められた場合は既納の全額を、第6条第2項により、半年での卒業が認められた場合は既納の半年間分を返付する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年2月20日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

23 東北文教大学研究生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北文教大学（以下「本学」という）学則第52条の2の規定に基づき、研究生について必要な事項を定める。

(研 究 生)

第2条 研究生は、本学の教員の指導のもとに、研究課題を定め研究を行うものとする。

(入学時期)

第3条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(入学資格)

第4条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 教授会の審議を経て、学長が前号と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、次の各号の書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 職業を有する者にあつては、所属長の承諾書
- (5) 最終学校の卒業証明書または卒業見込み証明書
- (6) 成績証明書
- (7) その他本学が必要と認める書類

(選 考)

第6条 入学志願者の選考については、受入れ学科及び教授会の審議を経て学長が可否を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第7条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要な手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に対して、学長は入学を許可する。

(在学期間)

第8条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、願い出により在学期間の延長を許可することができる。

(費 用)

第9条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学金及び授業料を納入しなければならない。

2 入学検定料、入学金及び授業料については、別表のとおりとする。なお、本学卒業生の場合は入学金を免除する。

(指導教員)

第10条 第2条に基づき、受け入れ学科の専任教員が指導教員となる。

(研究報告)

第11条 研究生は、その研究期間が終了する際、研究報告書を学科長に提出しなければならない。

(研究証明書)

第12条 研究生が研究した事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することができる。

(退 学)

第13条 研究生が退学を希望するときは、退学願を学長に提出しなければならない。

(規定の準用)

第14条 研究生については、この規程に定めるもののほか、本学の学則及び諸規程のうち学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 納付金

種 別 \ 金額及び納期	金 額	納付時期
入 学 検 定 料	10,000円	出願時
入 学 金	30,000円	入学許可時
授 業 料	250,000円	前期授業料 125,000円 後期授業料 125,000円

24 東北文教大学科目等履修生に関する規程

(目 的)

第1条 東北文教大学科目等履修生に関する規程（以下「科目等履修生規程」という。）は、東北文教大学学則（以下「学則」という。）第12章第53条第2項の規定により定めるものである。

(基礎資格)

第2条 科目等履修生の受け入れに関する基礎資格は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- 2 外国籍の場合は、前項の他、出願時及び本学の履修期間中、日本に在留する査証を保持でき、かつ科目履修に十分な日本語能力を有している者（外国人科目等履修生が上記の在留資格を失った場合、その時点において科目等履修生の許可を取り消すことがある。）

(履修の制限)

第3条 1セメスターに履修できる単位数は15単位までとする。

- 2 実習に関する科目（事前・事後指導を含む）の科目等履修は、本学の卒業生に限る。

(人 員)

第4条 受け入れ人数は、若干名とする。

(手 続)

第5条 科目等履修生を希望する者は、検定料を添えて次の手続をとらなければならない。

- (1) 科目等履修生願書
- (2) 最終卒業学校の卒業証明書・成績証明書（本学卒業生以外の者）
- (3) 履歴書（本学卒業生以外の者）
- (4) 健康診断書（本学卒業生以外の者）

(5) 所属長の承諾書（履修期間中、就職している者のみ）

(6) 検定料 10,000円

（出願期日）

第6条 出願期日は、前期開講科目は3月1日～3月20日、後期開講科目は8月10日～8月31日とする。

（選考方法）

第7条 選考方法は書類選考等による。

（履修の許可）

第8条 本学の教育に支障がない限り、当該学科において選考を行い、教授会の議を経て学長が許可する。

（入学手続）

第9条 受け入れを許可された者は、指示された期日までに、次の手続きをとらなければならない。

(1) 入 学 金 30,000円（ただし、本学の学生が引き続き科目等の履修生となる場合は免除する）

(2) 履 修 料 1単位につき 15,000円

(3) 誓 約 書

（単位の授与）

第10条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与えることができる。
なお、試験等に関する事項は、東北文教大学単位認定試験に関する規程を準用する。

附 則

本規程は、平成26年3月1日から施行する。

本改正規程は、平成27年3月1日から施行する。

本改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

25 東北文教大学・東北文教大学短期大学部特別聴講生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北文教大学学則第54条第2項及び、東北文教大学短期大学部学則第50条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(受入時期)

第2条 特別聴講生の受入時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(出願資格)

第3条 特別聴講生として志願することのできる者は、他の大学等及び、外国の大学又はこれに相当する教育機関との協定（以下「大学間協定等」という。）をした当該大学等の学生とする。

(出願手続)

第4条 特別聴講生の出願手続は、大学間協定等に基づき行う。

(受入許可)

第5条 特別聴講生の受入許可は、教授会の審議を経て学長が行う。

(履修期間)

第6条 特別聴講生の履修期間は、大学間協定等に基づく期間とする。

(検定料、入学金及び授業料)

第7条 特別聴講生に係る検定料、入学金及び授業料は、徴収しない。

(単位の認定)

第8条 授業科目を履修し単位認定試験に合格した場合には、所定の単位を認定する。

2 前項の規定により単位を認定したときは、成績証明書を交付する。

(身分の取消し)

第9条 学長は、特別聴講生として不適当と認められたときは、教授会の審議を経て、許可を取消することができる。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

26 東北文教大学・東北文教大学短期大学部障害学生修学支援規程

(目 的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、東北文教大学（東北文教大学短期大学部を含む）における障害のある学生が、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学等支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 障害のある学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、精神障害（発達障害を含む）等の障害があり、障害者手帳を有する者又はこれに準ずる障害があることを示す診断書等を有する者、或いは、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受けるため、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害のある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学部長・学科長の責務)

第4条 学部長・学科長は、学長の命を受け、所属学科の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、本学の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害のある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障害のある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、障害学生支援委員会と障害のある学生が志望又は所属する学科（以下「所属学科」という。）が連携して審議し策定する。

2 支援の実施にあたっては、所属学科が主たる責任を持つものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、障害学生支援委員会は関係部局間の調整を行うものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第7条 学長及び学部長・学科長は、この規則の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(事 務)

第8条 支援に関する事務は、学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

27 東北文教大学・東北文教大学短期大学部個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 東北文教大学・東北文教大学短期大学部（以下「本学」という）は基本的人権およびプライバシー保護を尊重するために、本学が保有する個人情報（個人情報データベースを含む。以下「個人情報」という）の取扱いに関する基本事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「学生」とは名称のいかんにかかわらず、次の各号によるものとする。

- (1) 本学において教育を受けている者で在学生、科目等履修生、受講生等
- (2) 本学において教育を受けようとして現在出願している者、および過去に出願した者
- (3) 本学において教育を受けた者（卒業生および中途退学者）

2 この規程において、「教職員」等とは名称のいかんにかかわらず、次の各号によるものとする。

- (1) 本学に勤務している者、勤務した者
- (2) 本学に勤務する予定の者
- (3) 本学に奉職しようとして書類を提出した者、および提出したことのある者

3 この規程において、個人情報とは次の各号によるものとする。

- (1) 特定の個人の識別が可能な情報で、文書、図面、写真、フィルム、映像、デジタル記録等の各種媒体に記録されたもの
- (2) 直接個人を特定できない記号や数字やマーク等であっても、学内で対応づけられた個人情報がある場合のもの
- (3) 教職員が教育研究および業務を遂行するうえで、収集、生成した学生個人にかかわる内容のもの

4 この規程において、個人情報データベースとは、個人情報が含まれる情報の集まりで、記録媒体を問わず整理されて検索できる利用可能な状態のデータベースをいう。

(責 務)

第3条 学長はこの規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し次の各号に対する必要な措置を講じなければならない。

- (1) 利用目的の特定・公表
- (2) 適正管理、利用、第三者への提供
- (3) 本人の権利と関与
- (4) 本人の権利への対応

- (5) 苦情の処理
- 2 教職員または教職員であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。
- 3 学生、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、本規程によって学生個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第2章 個人情報の収集および利用目的の特定・公表等

(個人情報収集の制限)

- 第4条 教職員が業務上学生の個人情報を収集するときは、利用目的を明確に特定・公表し、その個人情報の収集は、目的達成に必要な最小限度の範囲で収集するものとする。
- 2 個人の思想、信教、資産、心身の状況等に関する情報は、収集してはならない。ただし、学生及び教職員の利益となる場合、または教育上あるいは本学の運営上必要と認められる場合は、この限りでない。
 - 3 あらかじめ個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的でその旨特定しなければならない。
 - 4 教職員が業務上個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、直接本人から収集するものとする。
 - (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 個人の生命、身体、健康、財産の保全上、緊急を要する場合
 - (3) 教育・指導上、必要性がある場合
 - (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があった場合
 - (5) 指導または相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められる場合
 - (6) 学長が正当な理由があると認めた場合

(個人情報の管理)

- 第5条 学長は、個人情報の保護のため次の各号に掲げる事項について、適正で安全な措置を講じなければならない。
- (1) 紛失、滅失、毀損、破壊その他の事故の防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の保持
 - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- 2 学長は前項の事務をはじめ本規程に基づく業務を適切に執行するため、業務ごとに個人情報保護管理責任者を選任するとともに、次の組織的・人的・物理的・技術的その他の広範囲な安全対策措置を講ずるものとする。
- ① 組織的安全管理措置
 - ② 人的安全管理措置

- ③ 物理的安全管理措置
- ④ 技術的安全管理措置
- ⑤ その他重要事項

- 3 個人情報保護管理責任者は、業務に関係する教職員に対する情報セキュリティ対策として、個人情報に対するアクセス制限、アクセス管理および監視を行う。
- 4 個人情報保護管理責任者は、業務マニュアルを定め、持ち出し制限や移動時の取り決め、暗号化等のプロセスを決め、すべて申請・承認によって処理することを決めて守らせる。
- 5 個人情報保護管理責任者は、業務に関係する教職員に個人情報を取り扱わせる場合は、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 6 個人情報保護管理責任者は、業務に関係する個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 7 個人情報保護管理責任者は、第6条に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(個人情報の利用制限)

第6条 教職員は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 個人の生命、身体、健康、財産の保全上、緊急を要する場合
 - (3) 教育・指導上、必要性がある場合
 - (4) 法の定めがある場合
 - (5) 学長または個人情報保護管理責任者が必要と認めた場合
- 2 前号 から の各号に該当して個人情報を利用または提供する場合、または緊急に対応した場合は、業務責任者はすみやかに個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第7条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は個人情報保護管理責任者と協議をした上で、委託業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第8条 教職員は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的

- (3) 個人情報の収集の対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録の形態

2 前項により届け出た事項を変更または廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(個人情報の開示)

第9条 学生は本学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者は遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関する情報の全部または一部を開示しないことができる。
- 3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。
- 4 第1項に規定する請求は、学長に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を請求することにより行う。
 - (1) 所属および氏名
 - (2) 個人情報の名称および記録項目
 - (3) 請求の理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

(個人情報の訂正または削除)

第10条 学生は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続きに準じて、学長に対し、申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに調査および審査し必要な措置を講じ、その結果を文書により本人に通知しなければならない。
- 3 不服の申立ては、次の掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行う。
 - (1) 不服の申立てを行う者の所属および氏名
 - (2) 不服の申立て事項
 - (3) 不服の申立て理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

第5章 そ の 他

(所 管)

第12条 本規程の所管は総務部とする。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

本規程は平成17年10月1日から施行する。

本規程は平成22年4月1日から施行する。

本規程は平成27年4月1日から施行する。

28 東北文教大学・東北文教大学短期大学部個人情報保護に関する基本方針

本学の建学の精神である「敬・愛・信」に則り、基本的人権およびプライバシー保護を尊重するために、個人情報保護に関する基本方針を次のように定めました。

1 個人情報保護法および関係諸法令に定められた内容の遵守

本学は個人情報の保護に関する法律に基づいて、個人情報を適正に取り扱うようにします。この目的のため「東北文教大学・東北文教大学短期大学部個人情報保護規程」を制定しました。

2 東北文教大学・東北文教大学短期大学部個人情報保護規定による個人情報の保護

「東北文教大学・東北文教大学短期大学部個人情報保護規程」に基づいて、以下の取り組みを行います。

1) 個人情報の取得

個人情報は利用目的を明確にして適正な方法で取得します。

2) 個人情報の利用

法令等で定める場合を除き、あらかじめ了承を得ている収集時の利用目的以外は、本人の同意を得ることなく利用または提供することはありません。

3) 個人情報の安全措置

個人情報の漏洩、改ざん、毀損および不正アクセス防止のために必要な措置を講じます。

4) 個人情報の開示・訂正等

本人および保護者・保証人等から個人情報の開示、訂正等を求められた場合は、必要に応じ適正な方法で対応します。

5) 個人情報の委託

個人情報の取り扱いを含む業務を外部に委託する場合は、情報の漏洩等が生じないように、本学と同様の安全管理の手段を講じます。

3 個人情報保護に対する教職員の遵守義務

個人情報の保護の重要性を認識し、本学教職員が「東北文教大学・東北文教大学短期大学部個人情報保護規程」に基づいて個人情報の保護を遵守するとともに、継続的に研修等を実施し適正な取り扱いを徹底するように努めます。

29 東北文教大学ソーシャルメディアガイドライン

平成27年1月22日策定

ソーシャルメディアの利用にあたっては、正しい情報を発信する姿勢を貫き、モラルある活動を心がける必要があるため、東北文教大学・東北文教大学短期大学部（以下、東北文教大学という）の教職員・学生が、ソーシャルメディアを利用する際の行動指針として、以下のとおり定めます。

1. 法令遵守

日本国内の法令を遵守してください。留学や旅行など国外においても、諸外国の法令や国際法を遵守してください。特に基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等に関して、十分留意してください。次のような情報は発信してはいけません。

1. 誹謗中傷するような内容
2. 他人のプライバシーに関する内容
3. 公序良俗に反する内容
4. 人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関する差別的な内容

個人の責任において行うコミュニケーション活動であっても、重大な法令違反などがある場合は、東北文教大学として適切に対応します。

2. 人権の尊重

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うことをすべてのコミュニケーション活動の基本としてください。他者に敬意を払うことを忘れず、たとえ意見の相違や異論があった場合でも、冷静な対応を心がけてください。

また、使用する環境や本人の意向により、すべての人がソーシャルメディアを利用できるわけではないことを理解し、コミュニティを開設する際などには配慮することも必要です。

3. 正確な情報の発信

正確な情報を伝えるようにしてください。発言内容に対する責任は、発言者が持ちます。意図的か否かに関わらず、虚偽や不明確な情報を発信することは、あなた自身のみならず東北文教大学の名誉と信頼を損なうことになることを認識してください。

情報を発信する前に内容の真偽を確認するとともに、万が一、誤った情報を発信した場合には速やかに謝罪し、事実関係を精査した上で訂正した情報を公開してください。

4. 守秘義務・機密情報の取り扱い

職務上、または在籍上知り得た守秘義務のある情報を公的に発言してはいけません。他人

の個人情報を本人の許可なく掲載することや、大学の研究上の秘密など、不適切な情報を発信することがないように、注意してください。

5. 大学の一員である自覚

東北文教大学の教職員・学生であることを明らかにした上で、ソーシャルメディア上でコミュニケーションを行う場合は、あなた個人だけではなく、社会全体から東北文教大学を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚してください。

東北文教大学の教職員・学生であることに言及し、個人的見解を発言する場合は、東北文教大学の一員としての身分及び本名を明らかにした上で一人称を使用し、東北文教大学の見解ではなく自身の見解であることを明確にしてください。

6. 自身のプライバシー保護

ソーシャルメディア上でのコミュニケーション活動は、情報を削除しても、第三者において保存・アーカイブ化されたものが半永久的に利用される恐れがあります。個人情報を登録・公開する際は、サービスの安全性やその必要性を検討した上で行い、自身のアカウントのなりすましや悪用を防ぐため、パスワード等の流出がないようにしてください。

また、個人情報を明らかにしていない場合でも、行動の履歴等から個人を特定されることもあります。GPS機能を有する端末で撮影した写真等を投稿する際には、プライベート情報が筒抜けになってしまうこともありますので、十分留意してください。

7. 大学名を使用した公開ソーシャルメディアアカウントについて

大学名（東北文教大学・東北文教・ぶんきょう・東北文教短大等）を使用して、公開を目的としたソーシャルメディアアカウントを無断で登録することを禁止します。（FacebookやLINE等における、閉じられたグループでの登録名はこれに含みません）

学部・学科、各部署で公開ソーシャルメディアアカウントを開設する際は、入試広報センター長に申請を行ってください。部活・サークル・研究会でソーシャルメディアアカウントを開設する際は、顧問（教員または職員）を管理責任者とし、学務課を通して入試広報センター長に申請を行ってください。

8. 東北文教大学に関する情報の共有

ソーシャルメディア上で発見した東北文教大学に関する有益な情報、あるいはリスクについては、タイムリーに関連機関への共有をお願いします。内容を検討の上、適切な対応をいたします。

30 東北文教大学・東北文教大学短期大学部附属図書館規程

- 第1条 本規程は、東北文教大学・東北文教大学短期大学部附属図書館（以下「本学図書館」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 本学図書館に館長、副館長および司書をおき、学長が本学教職員のうちから任命する。
- 2 館長は学長の命を受け館務を掌理する。
 - 3 副館長は館長を補佐し館長に事故ある場合、館務を代行する。
 - 4 司書は上司の命を受け、図書館の専門的業務に従事する。
- 第3条 本学図書館の開館時間は午前8時30分から午後7時（4～2月）、午前8時30分から午後4時20分（3月）までとする。
- 2 館長が特に必要があると認めたときは前項の時間を変更することができる。
- 第4条 本学図書館の休館日は、東北文教大学学則第14条ならびに東北文教大学短期大学部学則第8条に定める休業日のほか次のとおりとする。
- (1) 館内整理の日 原則として毎月の最終日に当たる日に行う
 - (2) その他 館長が休館を必要と認めた日
- 第5条 本学図書館における図書は日本十進分類法（NDC）・日本目録規則（NCR）・英米目録規則（AACR）に基づいて整理し、記録した上で管理する。
- 第6条 本学図書館を利用することのできる者は次のとおりとする。
- (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の学生
 - (3) 富澤学園本部の教職員
 - (4) 東北文教大学山形城北高等学校の教職員
 - (5) 東北文教大学付属幼稚園の教職員
 - (6) 館長の許可を得た者
- 第7条 館内において閉架資料を閲覧しようとする者は「図書館資料利用願」に所定の事項を記載して館長の許可を受けなければならない。
- 2 館長は前項の場合において資料の閲覧に関し、必要な指示を行うことができる。
- 第8条 図書館の利用は、館内施設の利用目的に従って行うものとする。
- 2 図書の閲覧は静粛を旨とし、他の閲覧者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 第9条 図書館資料を館外に帯出しようとするときは所定の手続きをし、館長の許可を受けなければならない。
- 2 前項による図書の帯出期間及び冊数は次のとおりとする。
ただし、館長が特に必要があると認めたときは帯出期間、及び冊数を変更することができる。
- (1) 本学の教職員 30日以内 5冊まで

- (2) 本学の学生 8日以内 10冊まで
- (3) 富澤学園本部の教職員・東北文教大学山形城北高等学校の教職員・東北文教大学付属幼稚園の教職員 30日以内 5冊まで
- (4) 館長の許可を得た者 14日以内 5冊まで
- 3 館長は研究室において使用する図書館資料については特に考慮することがある。
- 4 第7条2項の規定は9条第1項の場合においても準用する。
- 第10条 貴重図書、禁帯出図書、特別資料、辞典、地図、雑誌、その他館長が指定した資料は帯出することができない。ただし、館長が特に必要と認めて許可した場合はこの限りではない。
- 第11条 帯出図書は期限内に必ず返納しなければならない。ただし、指定図書を除き、延期手続きを行い引続き借用することができる。
- 第12条 館長は特に必要があると認めるときは第9条2項の帯出期間中といえども帯出図書の返納を求め、または職員に点検させることができる。
- 第13条 転任・休職または退職した教職員ならびに卒業、退学、もしくは休学した学生はすみやかに帯出した図書を返納しなければならない。
- 第14条 閲覧または帯出中の図書を紛失、棄損または汚損した場合は、同一図書またはその図書を購入する時価をもって弁償するか、もしくは修繕費を負担しなければならない。
- 第15条 本学図書館は図書の寄贈、または寄託を受けることができる。
 - 2 寄贈図書が多数のときは寄贈者の希望する名称、または特別の文庫名をつけることができる。
- 第16条 本規程に違反した行為がある場合はその軽重にかかわらず閲覧・帯出・入館等を禁止することがある。
- 第17条 図書館運営について、基本方針及びその他の重要事項を審議するため、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第18条 委員会は委員若干名をもって組織し、委員は教授会の互選による。ただし、館長は委員を兼ねる。
- 第19条 委員会に委員長を置き、館長がこれにあたる。
- 第20条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。
 - 2 委員長に事故ある場合の議長は副館長がこれにあたる。
 - 3 委員会は委員の過半数をもって会議を開き、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 第21条 委員会は必要があると認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。
- 第22条 本規程によるもののほか、図書の利用に関し必要な事項は学長の承認を得て館長が定める。

(改廃規程)

第23条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が決定する。

附 則

本規程は昭和41年6月1日より施行する。

本改正規程は昭和51年4月1日より施行する。

本改正規程は昭和56年4月1日より施行する。

本改正規程は昭和57年4月1日より施行する。

本改正規程は昭和62年4月1日より施行する。

本改正規程は平成11年4月1日より施行する。

本改正規程は平成12年4月1日より施行する。

本改正規程は平成13年4月1日より施行する。

本改正規程は平成14年4月1日より施行する。

本改正規程は平成15年4月1日より施行する。

本改正規程は平成17年4月1日より施行する。

本改正規程は平成18年4月1日より施行する。

本改正規程は平成21年4月1日より施行する。

本改正規程は平成22年4月1日より施行する。

本改正規程は平成23年4月1日より施行する。

本改正規程は平成27年4月1日より施行する。

本改正規程は平成28年4月1日より施行する。

本改正規程は令和4年4月1日より施行する。

31 東北文教大学及び東北文教大学短期大学部危機管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、東北文教大学及び東北文教大学短期大学部（以下「本学」という。）において危機又は危機となるおそれがある事象について、危機管理体制を整備し、併せて迅速かつ的確に対応することにより、本学の学生及び教職員等の安全確保を図ることを目的とする。

2 本学の危機管理については、他の法令等及び本学の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生及び教職員等

本学の学生、教職員並びに本学において業務を行うことが認められている者をいう。

(2) 危 機

地震、風水害等の自然災害、火災、重篤な感染症等の発生その他の重大な事件又は事故により、学生及び教職員等の生命・身体又は大学の組織・財産・名誉等に重大な被害が発生し、又は発生する恐れのある事象をいう。

(3) 危機管理

想定される危機に対する未然の防止及び被害等の軽減対策並びに危機発生時における被害等を最小限に抑えるための対応をいう。

(4) 学科等

学部各学科、附属図書館並びに事務局をいう。

(5) 学科等の長

前号に規定する学科等の長をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 副学長、学部長並びに事務長は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。

3 学科等の長は、当該学科等における危機管理の責任者であり、当該学科等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 教職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

第2章 平常時における危機管理

(危機管理事務の所掌)

第4条 本学における平常時の危機管理業務は危機管理委員会が所掌する。

(危機管理委員会の業務)

第5条 危機管理委員会は次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 危機管理対応マニュアルの策定に関すること。
- (2) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。
- (3) 危機管理教育及び訓練の実施に関すること。
- (4) その他危機管理について必要な事項に関すること。

第3章 緊急時における危機管理

(通報義務)

第6条 緊急に対応すべき危機の発生又は発生するおそれがあることを発見又は情報を入手した者は、直ちに学科等の長、所属教員又は事務局に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けたものは、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第7条 学長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全学的に対策を講ずる必要があると認める場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長、学部長並びに事務長
- (3) 学科等の長（事務長を除く）並びに学務部長
- (4) その他学長が必要と認める者

- 3 本部長は、前項第1号の者を以って充て、対策本部の業務を統括する。

- 4 副本部長は、前項第2号の者を以って充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 5 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散する。

(危機対策本部の業務)

第8条 対策本部は、危機に係る次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 必要な対策の決定及び実施に関すること。
- (3) 学生及び教職員等への情報提供に関すること。
- (4) 関係機関及び保護者との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への情報提供に関すること。

(6) その他危機の対応について必要な事項に関すること。

(危機への対応に伴う特例)

第9条 学長は、危機の対応にあたり緊急を要する場合には、本学の規程等により必要とされる手続きの全部又は一部を省略することができる。

第4章 委 任

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月20日から施行する。

32 防 火 管 理 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は東北文教大学・東北文教大学短期大学部における防火管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による物的、人的被害を防止することを目的とする。

(諸規程との関係)

第2条 前条の目的を達する防火管理について必要な事項は、別に定める場合のほか、この規程を定めるところによるものとする。

第2章 防火管理機構

(災害対策委員会)

第3条 防火管理について最高の諮問機関として、災害対策委員会を設ける。以下委員会と呼ぶ。

(委員会の編成)

第4条 委員長には学長があたり、委員は防火管理者のほか、防火管理について、必要な各部門の責任者をもって構成し、委員長がこれを委嘱する。

(委員会の任務)

第5条 委員会の任務はつぎによる。

- 1 消防計画ならびにこれの実践についての審議
- 2 防火に関する諸規程の制定
- 3 消防用設備等の改善強化（立入検査において指摘された事項を含む）
- 4 防火上の調査、研究、企画
- 5 防火思想の普及および高揚
- 6 その他防火に関する根本的対策

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、定例会と緊急会の2種とする。

- 1 定例会は、おおむね隔月1回を標準とする。
- 2 緊急会は、防火上緊急重要事態が生じたとき、その都度委員長がこれを召集する。

(委員会の運営)

第7条 委員会の運営についての必要事項は、委員長の承認を得て別に定めることができる。

(予防管理組織)

第8条 常時の火災予防について徹底を期するため防火管理者をおき、その下に防火担当責任者、火元責任者その他の責任者をおく。

- 2 消防用設備等、避難施設その他火気使用について、適正管理と機能保持のため、点検

検査を行うものとする。

3 前各項による責任者および点検検査員の任務は別表1に定めるところによる。

(自衛消防組織)

第9条 火災その他事故発生時の被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊長を最高の責任者としてその下に自衛消防隊副隊長をおき自衛消防組織を編成する。

2 前項による組織および任務分担は、別表2に定めるところによる。

第3章 火 災 予 防

(点検検査基準)

第10条 火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検基準は、別表3による。

(改善措置ならびに記録の保存)

第11条 前条に基づく改善を要する事項を発見した場合は、すみやかに防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は、重要事項については改善意見を添えて報告するものとする。

3 点検検査結果は、その都度別に定める検査票および維持台帳等に記録し、保存しなければならない。

(臨時火気使用)

第12条 構内の建物内外において、臨時に火気を使用する(たき火、ストーブ、火ばち、電熱器その他)場合は、別に定める「火気使用願」を火元責任者、防火担当責任者を経て、防火管理者に提出し、その許可を得なければならない。

前項の許可を受けた場合は、注意事項を誠実に守らなければならない。

2 建物内外において禁煙を遵守しなければならない。

実験室、燃料置場等

(建築物および施設の変更)

第13条 構内外において建築物(仮設を含む)を建築し、または特殊な作業を実施しようとするとき、または大量の危険物の搬出入、あるいは危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設、移転、改修をする場合等は、防火管理者に連絡しなければならない。

(警報伝達および火気使用の規制)

第14条 構内の諸設備について、火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生の危険、または人命安全上の危険が切迫していると認めたときは、防火管理者はその旨構内全般に伝達し、防火管理者その他責任者は、火気使用等の中止または危険な場所への立入り禁止を命ずることができる。

第4章 災 害 防 禦

(防 禦)

第15条 構内外に火災発生またはその他の災害が発生した場合は、被害を最少限度にとどめる

ため第9条に定める自衛消防組織の編成により担当任務の遂行にあたるものとする。

- 2 消防隊到着に際しては、通報連絡および避難誘導にあたる者は、人命救助の要否等火災の状況を説明するとともに消防隊の誘導ならびその他の連絡にあたるものとする。

第5章 教 育 訓 練

(教育訓練)

第16条 防火管理者は、教職員、学生に対して別に定める計画により防火に関しての教育訓練を実施しなければならない。

(防火教育)

第17条 教職員、学生は前条による教育を積極的に受けるとともに、自主研究を行い防火管理の万全を期するよう努力するものとする。

(自衛消防訓練)

第18条 防火管理者をはじめ教職員、学生は有事に際し被害を最少限度にとどめるため自衛消防訓練により技術の練磨を図るよう努力するものとする。

訓練の種類はつぎによる。

- 1 部分訓練、消火、通報、避難（基本的なものを含む）その他
- 2 総合訓練

(研究会の開催等)

第19条 防火管理者は避難誘導計画および消防用設備等配置図を作成して、見やすい箇所に掲示し、徹底を図るものとする。

第6章 消防機関との連絡等

(連絡事項)

第20条 防火管理者は、つぎに掲げる事項について常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

- 1 消防計画の提出（改正の際は、その都度）
- 2 査察の要請
- 3 教育訓練指導の要請
- 4 建物および諸設備の使用変更時の事前連絡、および法令に基づく諸手続の促進
- 5 各種備え付簿冊等の整理保存
- 6 その他防火管理についての必要事項

(立入検査の立合)

第21条 消防職員の立入検査に際しては、防火管理者または防火管理者の指定した者が立ち会うものとする。

第7章 賞 罰

(賞 揚)

第22条 教職員にして、防火管理および消火活動について功労があったものに対しては、委員会の審査に付し、表彰を行うものとする。

(罰 則)

第23条 この規程を遵守せず、また下命事項について怠り、学生、教職員に危険を生ぜしめたときは、委員会の審査に付し、応分の処罰をすることができる。

第8章 雑 則

(その他の災害対策への準用)

第24条 防火管理者は、地震等の非常災害に際しては、この規程を準用し、火気点検、避難事後措置等について、その対策ならびに処理を講ずるものとする。

第25条 この規程は、本学に出入する委託業者、請負業者または運搬業者に適用する。

附 則

この規程は昭和42年4月1日より施行する。

本改正規程は平成13年4月1日より施行する。

本改正規程は平成22年4月1日より施行する。

33 火 気 使 用 細 則

(総 則)

この細則は防火管理規程第1条の目的を達成するため、教職員および学生が守るべき事項を定めるものである。

(教室におけるストーブの使用)

- 1 講義室、演習室、実験実習室、練習室、体育館（以下「教室」という。）を使用する者が責任をもってこれにあたる。
- 2 特別の場合を除いて、学生は器具を操作（点火・消火・給油）してはならない。
- 3 学生は常時暖房機の周囲を整頓し、かつ清潔に保たなければならない。また教室からの事故を未然に防ぐよう協力しなければならない。
- 4 休日または規定の使用時間以外の使用は原則として認めない。但し、止むをえない事情により使用する場合は、事前に火気使用願を提出し、防火管理者（以下「管理者」という。）の許可を得た上、その指示により使用する。
- 5 器具の破損、故障を発見した場合は、ただちに管理者に連絡しなければならない。
- 6 指定の場所以外での火気使用は一切禁止する。

(燃料管理)

- 7 燃料は灯油・電気・ガスとし、給油は原則として担当者が行う。
- 8 燃料は常に所定の場所に保管し管理者の許可なく持ち出してはならない。

(教室におけるガスの使用)

- 9 使用時間は原則として授業の時間とし、使用後は担当教員の点検を受けなければならない。
- 10 休日または規定の使用時間外の使用は原則として認めない。但し、やむをえない事情により使用する場合は、4の規定による。
- 11 使用中器具に異常を発見した場合は、ただちに担当教員、管理者に連絡しなければならない。

(研究室、管理室におけるストーブの使用)

- 12 研究室の暖房器具は指定のものとする。指定以外のものの使用は防火管理者に使用願いを提出する。
- 13 反射型ストーブを使用する際には消火後、ストーブを研究室前の廊下に出しておかなければならない。
- 14 外出の際は消火を確認すること。
- 15 使用時間は原則として施設設備利用時間帯までとし、午後7時以後に退室する場合は担当者にその旨連絡しなければならない。

- 16 管理室及び体育館におけるストーブ・ジェットヒーターの使用は原則として勤務時間内とし、器具の操作管理は各部屋の管理責任者が当たる。
- 17 規定時間以外に使用する場合は、事前に管理者に連絡しなければならない。
- ※ ストーブの周囲は常に整頓し、清潔に保ち事故を出さぬよう充分注意すること。

34 防 災 の 心 得

1 日常の心得

建物・火気使用設備・危険物収納施設などが地震時に受ける倒壊等の被害を最小限にするため、担当者を決めて定期的に点検等を実施する。

- ◎建物の柱、壁などの老朽化や変形、損傷、亀裂などを定期的に点検する。
- ◎照明器具、窓ガラスなどを点検し、落下防止措置や飛散防止措置を実施する。
- ◎火気使用設備などの本体、燃料容器などは転倒しないか、周囲に転倒、落下するものはないか点検する。
- ◎ガスコンロ、湯沸器などの周囲には、燃えやすい物を置かない。
- ◎火災が発生した時にあわてないように消火器及び屋内消火栓の位置、使用方法を確認する。
- ◎常に危機感を持ち、自分の現在位置から2つ以上の避難経路、又避難場所を確認しておく。
- ◎執務室、研究室、実験室などの什器類には、転倒防止や移動防止の措置をする。
- ◎キャビネット、書架及び本棚などの上部には、重い物を置かない。
- ◎廊下、階段、出入口付近、防火扉の前にダンボール箱、ロッカーなどの物品を置かない。
- ◎退校に際しては、湯沸器、ガスコンロの元栓などの火元を点検する。
- ◎非常時の持ち出し品については、事前に確認する。
- ◎漏電火災を防ぐため、必要のない電気器具のコンセントを抜いておく。

2 地震発生

地震で最も恐ろしいのは二次的に発生する火災であり、地震の被害を最小限に抑えるためには、身の安全を確保し、素早く火の始末をすることです。

命を守るポイント

- ① まず身の安全を確保
テーブルや机の下に隠れ、落下物から身を守る。手近に頭を守る物がない場合は、両手をしっかり組み、位置は頭から少し離す。
- ② 慌てて屋外に飛び出さない
「落ち着け！」と声を掛け合い、その場に留まる。とっさに屋外に出るのは大変危険。外に出る場合は、揺れが収まった後、ガラスの破片などの頭上の落下物に十分注意する。
- ③ すばやく火の始末
「火を消せ！」と声を掛け合い、火元を切る。タイミングを間違えと思わぬケガをするの

で、揺れの大きさを判断し落ち着いて火の始末をする。

④ 扉や窓を開けて脱出口の確保

揺れが激しいと、その場にうずくまるのが精一杯。揺れの合間をみて、ドアや窓を開け、逃げ口をつくる。

⑤ 家具から離れる

特に観音開きの書棚、食器棚などは、中の物が飛び出すので大変危険。本棚の下敷きになって大ケガや、身動きがとれなくなり避難できなくなる恐れがあるので注意。

⑥ 室内のガラスの破片に注意

地震後、最も多いケガはガラスの破片などによる切り傷である。

⑦ 火が出たら消火

火災が起きたら「火事だ！火事だ！」と大声で周囲に知らせるとともに、最寄りの火災報知器ベルを鳴らし、学生・職員同士が協力して消火にあたる。

⑧ 協力しあって応急救護

ケガ人が出た場合には、すぐに助けを呼び、協力し合ってできる範囲の応急救護を行う。

⑨ 周囲と声をかけあって

普段から学生・職員同士の協力体制を作っておく。

⑩ 正しい情報

学内放送や、ラジオ、テレビから正しい情報を聞き、デマ、パニックに陥ることのないように注意する。

⑪ 緊急避難用具の備え

ラジオ、懐中電灯、飲料水、食料などの緊急避難用具を手近に備える。

3 火災発生

火や煙を発見した場合は、落ち着いて速やかに初期消火を行うことが大切です。

◎火や煙を発見したら、近くの者は駆けつけて燃えている箇所を確かめる。

◎火災を確認したら、「火事だ！」と大声で周囲に知らせ、最寄りの火災報知器ベルを鳴らす。

◎できるだけ多くの人で消火器や屋内消火栓等を集めて、一気に消火する。

◎同時に2箇所以上から出火した場合は、人命に影響を及ぼす場所の消火を優先する。

◎学内放送を聞き、その指示に従って直ちに最寄りの避難場所に避難する。

◎避難の際、エレベーターは絶対に使用しない。

・使用中揺れを感じたらすべての階の停止ボタンを押し、最寄りの階で降りる。

・震度5以上の地震を感知するとエレベーターは最寄りの階で停止するが、万一閉じ込められた場合は中にある非常電話で連絡し、救助を待つ。

35 車輛による通学に関する規程

(車輛等登録・駐車許可証の交付)

第1条 自家用車で通学をする者は、学務課に登録し許可証の交付を受けなくてはならない。

2 自動二輪、原付、自転車での通学をする者は、学務課に登録しなくてはならない。

(交通安全講習会)

第2条 駐車許可証の交付を受けたもの、または受けるものは、学生厚生委員会主催の交通安全講習会に出席しなければならない。

2 交通安全講習会は毎回出席するものであり、特に認められた理由がなくこれに欠席した場合は、駐車許可証を交付されていてもその許可を取り消す場合がある。

(駐車場及び駐輪場の利用)

第3条 駐車場及び駐輪場は学務課に登録された車輛の台数に応じて確保しているため未登録者が無断で駐車してはならない。

2 駐車に際してはあらかじめ決められた場所に整然と駐車し、それ以外の場所に絶対に駐車してはならない。

3 上記に違反した場合は、駐車許可を取り消す場合がある。

(例)

2023 登録番号	1	講習会検印
駐 車 許 可 証		
東北文教大学 学長 須 賀 一 好		
* 駐車許可証は、必ずフロントガラス前に提示して下さい。 * 交通安全講習会には、必ず出席して下さい。 * 駐車場で異常があった場合は学務課へ連絡して下さい。		
有効期限 2024年3月31日 (当該年度のみ)		

36 東北文教大学奨学生規程

(目 的)

第1条 この規程は、富澤学園奨学生規程に基づき、東北文教大学（以下「本学」という）に在学する学生の奨学金に関して必要な事項を定め、学業の奨励および有為な人材の育成に資することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この規程による奨学金を受けることができる者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 入学前奨学生制度については入学の確約者で、次の各号に該当する者とする。
 - 1) 一般選抜〔前期〕合格者の成績上位者（以下「入学前学業成績優秀者奨学生」という。）
 - 2) 入学前スポーツ・文化・資格検定の分野で秀でた活動成績を有し、人物ともに優秀で、入学後本学での活躍が期待できる者（以下「入学前スポーツ・文化・資格検定奨学生」という。）
 - 3) 東北文教大学山形城北高等学校を令和3年度以降卒業した者、または卒業見込みの者で、人物・学業とも優秀な者（以下「系列高等学校卒入学者奨学生」という。）
 - 4) 東北文教大学短期大学部（山形女子短期大学・山形短期大学を含む）を卒業した者、または卒業見込みの者で人物・学業とも優秀な者（以下「系列短期大学卒編入学者奨学生」という。）
- (2) 入学後本学に在学する学生で、次の各号に該当する者とする。
 - 1) 人物並びに学業成績が優秀であり、他の範たると認められる者（以下「学業成績優秀者奨学生」という。）
 - 2) 人物並びにスポーツ・文化活動に優秀であり、スポーツ・文化の振興に寄与できると認められる者（以下「スポーツ・文化優秀者奨学生」という。）
 - 3) 外国人留学生（留学ビザ取得者）で、人物並びに学業成績が優秀であり、他の範たると認められる者（以下「外国人留学生奨学生」という。）
 - 4) 留学生別科生（留学ビザ取得者）で、人物並びに学業成績が優秀であり、他の範たると認められる者（以下「留学生別科生奨学生」という。）
 - 5) 学費負担者の死亡・疾病・失業等により家計状況が急変して就学が困難な者（以下「家計急変・災害奨学生」という。）
 - 6) 緊急時における学生の安全と学びの継続を支援する、緊急事態給付型奨学金制度に該当する者（以下「学生支援緊急給付奨学生」という。）

(奨学金の授与額)

第3条 奨学金の授与額は、別表1(1)のとおりとする。

ただし、家計急変・災害奨学生については、別表2の定めるところによる。

(奨学生の採用期間)

第4条 奨学生の採用期間は、次のとおりとする。

- (1) 入学前学業成績優秀者奨学生にあつては、入学後2年間とする。ただし、2年間は他の奨学生に重ねて採用することはできない。
- (2) 入学前スポーツ・文化・資格検定奨学生にあつては、入学時とする。ただし、入学後1年間は他の奨学生に重ねて採用することはできない。
- (3) 系列高等学校卒入学者奨学生にあつては、入学時とする。ただし、他の奨学生に重ねて採用することを妨げない。
- (4) 学業成績優秀者奨学生にあつては、1年間とする。ただし、翌年度続けて採用することを妨げない。
- (5) スポーツ・文化優秀者奨学生にあつては、1年間とする。ただし、翌年度続けて採用することを妨げない。
- (6) 外国人留学生奨学生にあつては、4年間とする。
- (7) 留学生別科生奨学生にあつては、1年間とする。ただし、Bランクにあつては後期期間とする。
- (8) 家計急変・災害奨学生にあつては、1年間とする。ただし、翌年度続けて採用することを妨げない。
- (9) 学生支援緊急給付奨学生にあつては、緊急時とする。

(申請手続き)

第5条 奨学金を希望する者は、保護者と連署した願書及び指定された書類を所定の手続きにより提出しなければならない。

2 前項の願書記載に関して、別途に証明書等を請求されたときは、これを提出しなければならない。

3 翌年度引き続き奨学生を希望する者は、改めて申請するものとする。

(奨学生の選考及び採用決定)

第6条 奨学生の選考は、奨学生委員会が選考にあたり、教授会の審議を経て、学長がこれを決定する。

2 採用を決定したときは、本人並びに保護者に通知する。

3 選考方法は、委員会が書類審査・面接等、別に定め募集要項で発表する。

(選考の時期)

第7条 奨学生の選考の時期は、別に定める奨学生募集要項によるものとする。ただし、家計急変・災害奨学生の選考時期については、第2条(2)の第5項に該当した時とする。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金の授与は、次のとおりとする。

奨学生の区分	授 与 の 時 期	備 考
入学前学業成績優秀者奨学生	前期・後期の2回分けて免除	
入学前スポーツ・文化・資格検定	入学手続き時免除	
系列高等学校卒入学者奨学生	入学手続き時免除	
系列短期大学卒編入学者奨学生	入学手続き時免除	
学業成績優秀者奨学生	前期・後期の2回分けて支給	
スポーツ・文化優秀者奨学生	前期・後期の2回分けて支給	
外国人留学生奨学生	入学手続き時免除、後期免除	
留学生別科生奨学生	入学手続き時免除、後期免除 ただし、Bランクにおいては後期支給	
家計急変・災害奨学生	経済的理由が発生した時、免除または貸与	
学生支援緊急給付奨学生	緊急事態が発生した時	

(奨学金授与の停止・回復、返還)

第9条 奨学生に、第2条の資格を欠くと認められる旨の報告があった場合、学長は奨学金の授与の停止をすることができる。

- 2 前項の停止を受けた奨学生について、再び第2条の資格に足ると認められる旨の報告があった場合、学長はその授与停止を解除することができる。
- 3 家計急変・災害奨学生のうち奨学金の返還を要する者の貸与返還に関する手続きについては別に定める。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長がこれを決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月1日より施行する。
- 2 「東北文教大学・東北文教大学短期大学部学園奨学生委員会規則」は、本規程の施行をもってこれを廃止する。
- 3 この規程は、令和3年9月1日より施行する。
- 4 この規程は、令和4年4月1日より施行する。
- 5 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表第1 (1)大学

単位：円（入学金以外は年額）

奨 学 生 区 分	ランク	入学金 ^{※1}	授業料	教 育 充実費	施 設 拡充費	実験実習費		備 考
						人間関係学科	子ども教育学科	
入学前学業成績優秀者奨学生		なし	350,000	71,000	62,500	7,500	25,000	各学科 5 名
入学前スポーツ・文化・資格検定奨学生		280,000	なし	なし	なし	なし	なし	各学科 5 名
系列高等学校卒入学者奨学生		280,000	なし	なし	なし	なし	なし	東北文科大学山形城北高等学校
系列短期大学卒編入学者奨学生		280,000	なし	なし	なし	なし	なし	東北文科大学短期大学部 山形女子短期大学・山形短期大学
学 業 成 績 優 秀 者 奨 学 生		なし	300,000	なし	なし	なし	なし	各学科各学年3名程度※4
ス ポ ー ツ ・ 文 化 優 秀 者 奨 学 生	A	なし	300,000	なし	なし	なし	なし	各学科各学年若干名
	B	なし	200,000	なし	なし	なし	なし	各学科各学年若干名
外国人留学生奨学生	A	140,000	350,000	71,000	62,500	7,500	25,000	※ 3
	B	60,000 ^{※2}	300,000	なし	なし	なし	なし	
	C	なし	200,000	なし	なし	なし	なし	Aランクは対象外
留学生別科生奨学生	A	60,000	250,000	なし	なし	なし	なし	
	B	なし	100,000	なし	なし	なし	なし	

※1 入学金については、1年次のみ該当、編入学は3年次のみ該当。
 ※2 本学留学生別科からの入学生のみ対象
 ※3 3・4年次は3年次進級時に成績の審査を行いBランクに変更する場合がある。
 ※4 在籍数により採用人数を調整する場合がある。
 奨学金については、支給又は、入学金・授業料相当額と相殺する。

別表第2 家計急変・災害奨学金授与基準

区分	状況	授与種別	授与内訳			返済
			入学時 納入金	授業料	その他 納付金	
地震・津波・火災	家屋の全損	第1種	全額	全額	全額	不要
	学費負担者の死亡					
	家屋の半損	第2種	半額	半額	半額	不要
	学費負担者就労不能等					
	家屋の一部損	第5種	なし	半額	なし	要
学費負担者の 所得の変動等	リストラ・倒産・破産	第3種	なし	半額	なし	不要
	学費負担者の死亡					
	病気・事故等により就労不能の状態					
	自宅待機等一時的な状態	第4種	なし	全額	なし	要
	その他学費負担が困難な状態					

※ 入学時納入金の授与については事実の発生後の納期が到来する場合に適応
 ※ 授業料・その他の納付金は、原則として1年間とする。状況により更新も可とする

(参考) 損害保険による判断基準

地震・津波・火災	全 損	半 損	一 部 損
建物の主要構造部である軸組（柱、はり等）、基礎、屋根、外壁等の損害の額	50%以上	20%以上 50%未満	3%以上 20%未満
焼失あるいは流失した部分の床面積	70%以上	20%以上 70%未満	地面から45cm超の浸水
家財の損害額	80%以上	30%以上 80%未満	10%以上 30%未満

37 学 生 自 治 会 会 則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、東北文教大学・東北文教大学短期大学部学生自治会（略称「東北文教学生自治会」）と称し、山形市片谷地515番地に置く。
- 第2条 本会は、建学の精神に基づき、会員相互の親睦を深めるとともに、自治と総意により学問の自由を擁護し、学生生活全般の充実、向上を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、正会員として東北文教大学学生及び東北文教大学短期大学部本科学生全員、準会員として東北文教大学人間科学部留学生別科学生全員をもって構成する。
- 第4条 本会の会員は次の権利及び義務を有する。
- 1 本会の機関に参加するための選挙権及び被選挙権
 - 2 本会の認める各団体への加入及び本会の催す諸行事への参加の権利
 - 3 本会への入会金及び会費を納入する義務
 - 4 本会総会の決議及び本会所属の諸機関の決定に従う義務
- 第5条 本会は、第2条の目的達成のため下記の機関を置く。
- 1 学生自治会総会
 - 2 運営委員会
 - 3 執行委員会
 - 4 クラス会
 - 5 部会
 - 6 部長会
 - 7 大学祭実行委員会
 - 8 スポーツ祭実行委員会
 - 9 選挙管理委員会
- 第6条 本会及び本会の諸機関、団体等の顧問及び監督、コーチ等については次の通りとする。
- 1 本会及び本会の諸機関は、本学内の教職員を顧問にすることができる。
 - 2 その他各団体（部、同好会等を含む）の顧問及び監督、コーチ等については別に定める「部・同好会規程」による。

第2章 学生自治会総会

- 第7条 学生自治会総会は、本会最高の議決機関であり、本会の全会員をもって構成する。
- 第8条 学生自治会総会は、会則改正・予算など本会活動に関する重要事項の議決を行う。
- 第9条 学生自治会総会は定例総会及び臨時総会の二種とし、定例総会は会長により年1回召集される。
- 但し、次の場合には会長は臨時総会を召集しなければならない。

1 全会員の3分の1以上の要請があった場合

2 運営委員が臨時総会開催を議決した場合

第10条 学生自治会総会は全会員の2分の1以上の出席がある場合に成立（委任状を含む）し、過半数の賛成により議決する。但し、会則の変更に関しては、3分の2以上の賛成を必要とする。

第11条 学生自治会総会召集の際には、会長は少なくとも7日前までに日時、場所、議題を公示しなければならない。

第12条 学生自治会総会議長は、運営委員会の指名により、総会毎に選出されるが、これを補佐する副議長1名は議長が指名する。

第3章 運営委員会

第13条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、執行委員、部長会役員、クラス会役員をもって構成する。

第14条 運営委員会は、学生自治会総会での議題について予備審議をおこなうほか、本会則で定められた事項などについて審議し議決を行う。また、全会員に諮る必要があるとみなされた議決事項については臨時総会開催又は投票を行うことができ、全会員の過半数の賛成をもって効力をもつものとする。尚、本委員会での審議及び議決事項は全会員に告知するものとする。

第15条 運営委員会は、大学に対し会員の意見を述べ、協議をするための連絡協議会を年1回定期的に開かなければならない。但し、必要に応じて臨時にこれを開くことができる。

第4章 執行委員会

第16条 執行委員会は、学生自治会総会及び運営委員会における議決事項を執行する機関であり、執行委員、部長会役員をもって構成する。

第17条 執行委員は、会長（1名）、副会長（4名）、庶務、会計、厚生、広報、企画、書記をもって構成する。

第18条 執行委員の任務は次の通りとする。

1 会長は、大学と協力しつつ本会の目的を達成するため総括運営にあたりその責任者となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 庶務は、本会諸活動の記録をとり、必要な文書进行处理する。

4 会計は、本会の予算の立案、決算等の会計を担当する。

5 厚生は、諸設備の充実を図り、規律衛生を担当する。

6 広報は、本会諸活動の広報を担当する。

7 企画は、本会諸行事の企画を担当する。

8 書記は学生自治会総会などの議事録書記を担当する。

第19条 執行委員は、次の方法によって選出する。

- 1 会長は直接選挙により選出され、学長の承認を得て就任する。但し、選挙は全学生の2分の1の投票数により成立する。
- 2 副会長は各学科より選出し、運営委員会の承認を得て、会長がこれを任命する。
- 3 庶務、会計、厚生、広報、企画、書記は運営委員会の承認を経て、会長がこれを任命する。

第20条 執行委員は兼任することができない。

第21条 執行委員の任期は、1月1日より12月31日までとする。会長、副会長を除く執行委員のうち少なくとも1名は新年度入学生より選び、任期を5月1日より12月31日までとする。但し、後任者への業務引き継ぎが完了するまでは、3月31日までその任務にあたるものとする。

第22条 執行委員の辞任・解任・補充は、次の通りとする。

1 辞 任

- (1) 会長は、運営委員会において本人が辞意を表明し、運営委員が3分の2以上でこれを認め、さらに総会が3分の2以上で認めた場合、辞任することができる。
- (2) 副会長、庶務、会計、厚生、広報、企画、書記は、本人が会長に辞意を表明し会長が認めさらに運営委員会に提出し、運営委員の3分の2以上がこれを認めた場合、辞任することができる。

2 解 任

- (1) 会長は、解任請求がクラス会に提示され、クラス会が3分の2以上で不信任を認めた時、クラス委員が運営委員会に解任請求を提出し、運営委員の3分の2以上がこれを認めた場合、選挙管理委員会が選挙の管理及び運営にあたり、信任投票を行う。そして会員の3分の2以上が不信任を認めた場合に解任される。
- (2) 副会長、庶務、会計、厚生、広報、企画、書記は、解任請求がクラス会に提示され、クラス会が3分の2以上で不信任を認めた時、クラス委員が運営委員会に解任請求を提出し、運営委員が3分の2以上で不信任を認めた場合に解任される。

3 補 充

執行委員に欠員を生じた場合は、第17条に基づき、速やかに補充しなければならない。

第5章 クラス会

第23条 クラス会はクラス全員をもって構成する。但し、少人数のクラスにおいては、複数のクラスによる合同のクラス会とすることができる。

第24条 クラス会は、クラスの円滑な運営のためクラス会役員として、クラス委員1名、クラス副委員を1名置く。

第25条 クラス会役員は、代表として各クラスにおける学生の意見をまとめる任務を行い、運営委員会に出席しなければならない。

第6章 部 会

第26条 部会は、文化会・体育会から成り、各部・同好会はいずれかの部会に属するものとし、各部・同好会の部員により構成される。

第27条 部・同好会は別に定める「部・同好会規程」により成立した学内団体をさす。

第7章 部 長 会

第28条 部長会は、部会に所属する部・同好会の部長をもって構成する。

第29条 部長会は、部長会役員として文化会会長、文化会副会長、体育会会長、体育会副会長を構成員の互選により選出する。

第30条 部長会役員は、各部会の円滑なる運営をはかるとともに部長会を代表し、運営委員会に出席しなければならない。

第8章 大学祭実行委員会

第31条 大学祭実行委員会は、大学祭の企画、運営を中心になって行う機関である。

第32条 大学祭実行委員会は、執行委員、部長会役員及び各クラス会より2名ずつ選出された大学祭実行委員をもって構成する。

第33条 大学祭実行委員会は、委員長、副委員長を構成員の互選により選出する。

第9章 スポーツ祭実行委員会

第34条 スポーツ祭実行委員会は、スポーツ祭の企画、運営を中心になって行う機関である。

第35条 スポーツ祭実行委員会は、執行委員、部長会役員と各クラス会より2名選出されたスポーツ祭実行委員をもって構成する。

第36条 スポーツ祭実行委員会は、委員長、副委員長を構成員の互選により選出する。

第10章 選挙管理委員会

第37条 選挙管理委員会は、別に定める「選挙に関する細則」により、公正かつ適切な会長の選挙に関する管理及び運営を行う機関である。

第38条 選挙管理委員会は、会長任期終了期に各クラスのクラス会役員をもって構成する。

第39条 選挙管理委員会の委員長・副委員長は、構成員の互選により選出する。

第40条 選挙管理委員会は、いかなる選挙運動もしてはならない。

第11章 会 計

第41条 本会の経費は、学生自治会の会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第42条 入会金として正会員は1,500円を納入する。但し、準会員は除く。

第43条 会費として正会員は年額4,500円、準会員は3,000円を納める。

第44条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第45条 決算及び次年度予算案は、運営委員会で審議の上、総会の承認を経て、5月末日までに決定するものとする。

第46条 余剰予算は、年度内に執行委員会が徴収し、繰越金として次年度に繰り入れるものとする。

第12章 会 計 監 査

第47条 会計監査は、学生自治会の会計が公正に運用されているかを監査する機関であり、運営委員会において執行委員以外の会員の中から選出し、会長が任命する2名の会計監査委員をもって構成する。

第48条 会計監査委員は、諸機関及び各団体の一切の会計監査を行い、その結果を学生自治会総会に報告しなければならない。必要に応じて臨時に会計監査を行うことができる。

附 則

この会則は、昭和42年2月10日より施行する。

本改正会則は、昭和51年5月27日より施行する。

本改正会則は、昭和55年5月26日より施行する。

本改正会則は、昭和60年12月6日より施行する。

本改正会則は、昭和62年5月28日より施行する。

本改正会則は、昭和63年12月15日より施行する。

本改正会則は、平成元年12月13日より施行する。

本改正会則は、平成3年5月29日より施行する。

本改正会則は、平成8年5月28日より施行する。

本改正会則は、平成10年4月1日より施行する。

本改正会則は、平成13年5月19日より施行する。

本改正会則は、平成15年5月17日より施行する。

本改正会則は、平成16年5月15日より施行する。

本改正会則は、平成18年5月20日より施行する。

本改正会則は、平成19年5月26日より施行する。

本改正会則は、平成22年5月22日より施行する。

38 学生自治会選挙管理委員会細則

- 第1条 東北文教大学及び東北文教大学短期大学部学生自治会会則第35条により、本会に選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
- 第2条 本委員会は、会長任期終了期に、会長の要請により、各クラスより選出した各クラス委員2名をもって構成する。
- 第3条 本委員会は、公正かつ適切な方法で会長の選挙に関する管理及び運営にあたる。
- 第4条 本委員会の委員長・副委員長は、委員の互選により選出される。
- 第5条 本委員会の委員長は、本委員会を代表し、会務を統轄し、必要に応じて本委員会を召集する。
- 第6条 本委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第7条 本委員会は、いかなる選挙運動もしてはならない。
- 第8条 本委員会は、次の事項を執行する。
- ① 選挙人名調査及び選挙人名簿の作成
 - ② 立候補者の届出期間の告示
 - ③ 立候補者及び投票日時の告示
 - ④ 投票用紙及び投票箱の作成
 - ⑤ 開 票
 - ⑥ 当選者の告示
 - ⑦ その他選挙に関する事項
- 第9条 本委員会は、選挙の日時その他の必要事項を投票日の15日前までに所定の場所に告示する。
- 第10条 本委員会は、立候補者の氏名を投票日の7日前までに所定の場所に告示する。
- 第11条 所定の期間が過ぎても立候補者がいない場合、委員長はただちに本委員会を召集し、善後策について協議する。
- 第12条 本委員会は、告示前に立候補者及び責任者に対し説明会を行う。
- 第13条 選挙運動の期間は、告示の日から投票日前日の午後5時までとする。
その運動範囲は、本学構内のみとする。
- 第14条 開票には、立候補者の責任者も立ち会うことができる。
- 第15条 本委員会が違反行為と認めた場合には、当選を取り消し、繰り上げ当選とする。

附 則

この細則は、昭和49年4月1日より施行する。

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

39 部・同好会規程

第1章 総 則

- 第1条 部・同好会とは、東北文教大学及び東北文教大学短期大学部学生自治会が本会則第2条に基づき公認し、文化会・体育会のいずれかに所属する部・同好会をいう。
- 第2条 本規程は、文化会・体育会に所属する部・同好会が、建学の精神に基づき、公正かつ充実した活動が行えることを目的として定める。

第2章 成 立

- 第3条 同好会は、運営委員会の承認を得て設立することができる。但し、下記の条件をみたさなければならない。
- 1 設立趣意書、活動内容、構成員名簿を会長に提出すること。
 - 2 設立の趣意が明確であり、かつ部会の活動目的に適するものであること。
 - 3 適正な活動内容であること。
 - 4 構成員が5名以上であること。
- 第4条 部は、学生自治会総会の承認を得て設立することができる。但し、下記の条件をみたさなければならない。
- 1 設立趣意書、活動内容、構成員名簿を会長に提出すること。
 - 2 同好会として6ヶ月以上経過していること。
 - 3 構成員が10名以上であること。
- 第5条 設立が承認された部・同好会には顧問を置く。顧問は東北文教大学又は東北文教大学短期大学部の専任教職員とする。顧問の依頼申請は、学生自治会会長が学生厚生委員会委員長に対して行う。
- 第6条 部・同好会は、運営委員会の承認を得て名称変更をすることができる。

第3章 解 散

- 第7条 部は、解散する場合、会長に届け出て、運営委員会の審議と総会の議決を経なければならない。また、次の各項に該当する場合、運営委員会の審議と総会の議決を経て解散させられることがある。
- 1 学生自治会の目的に反する行動をした場合。
 - 2 25ヶ月部活動が行われなかった場合。
 - 3 構成員の数が著しく減少し、部活動が不可能となった場合。
- 第8条 同好会は、解散する場合、会長に届け出て、運営委員会の審議を経なければならない。また、次の各項に該当する場合、運営委員会の審議を経て解散させられることがある。
- 1 学生自治会の目的に反する行動をした場合。

- 2 13ヶ月部活動が行われなかった場合。
- 3 構成員の数が著しく減少し、同好会活動が不可能となった場合。

第4章 活 動 禁 止

第9条 部・同好会は、学生自治会の目的に反する行動をした場合、一定期間の活動禁止を求められることがある。

第5章 経 費

第10条 部・同好会には、諸経費が支給される。部・同好会は、別に定めるガイドラインに基づき、これらの諸経費を適正に使用しなければならない。

諸経費を不正に使用した場合は、不正に使用した金額を返還しなければならない。また、当該部・同好会には一定期間の活動禁止期間を設けることもある。

附 則

この規程は、平成22年5月22日より施行する。

40 自治会室・部室棟使用内規

第1条 本学に自治会室・部室棟をおく。

第2条 本学は、学生の自治会活動及び部（同好会）活動の発展をはかるため同棟を設け、この内規に基づき使用を許可する。

第3条 次の各号のひとつに該当する場合は使用を許可しない。

- (1) 棄損または甚だしく汚損するおそれがある時。
- (2) 自治会活動及び部活動の目的に反すると認められる時。
- (3) その他、管理上支障があると認められる時。

第4条 使用期間は平日（授業日）午前7時から午後6時までとする。

ただし、行事等で準備を要すると認められた場合は、使用時間を2時間以内において延長を認めることがある。

その際は、本学学務課に事前に報告し、延長許可を得ること。

第5条 自治会室・部室棟を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本棟は、学生自治会室あるいは各部の部室として用意されたものであるから、その目的を効果的にはたすように使用すること。
- (2) 会議室を使用する場合は、必ず学務課に許可願を提出すること。
- (3) 顧問会議で承認を受けたコーチ以外の学外者の入室は厳禁とする。
- (4) 室内の整理整頓につとめ、火災予防に留意すること。特に冬期間における火気の取扱いには十分注意すること。
- (5) 使用後の後始末、清掃、戸締りは責任をもって行うこと。
- (6) 各室に金銭または貴重品などを置かないこと。
- (7) 各室での飲食・喫煙は厳禁とする。

第6条 建物ならびに器具、備品が破損または滅失した場合は直ちに学務課に届け出ること。

第7条 各室に備え付けのもの以外は各団体で準備すること。

第8条 備品の外部への持ち出しは禁止する。

第9条 会議室は、会議の為の場所であるので、なんらかの会議が予定されているときは会議を優先とする。しかし、各活動に必要と認められる場合には、各団体が相互に調整しあい目的にそって使用すること。

第10条 各室は、複数部同居形式で使用する場合もあり、使用方法・時間など、相互に調整しあい、あつれきの生じないように留意すること。

第11条 当該部が廃部になった場合は、部室を撤去するものとする。

附 則

この規則は、平成元年10月1日より施行する。

この規則は、平成25年4月1日より施行する。

41 合 宿 内 規

- 1 合宿を実施する部は、合宿の意義をよく認識し、その目的を達成するよう努力し、良識ある生活態度を保ち、合宿終了後は、ただちに学務課に連絡すること。
- 2 学園内外の諸施設を使用する場合には、そこに定められた規則を遵守すること。
なお、体育館、その他の学内施設の使用規定は別に定める。
- 3 合宿は、実施前に顧問とよく相談の上、部内にて十分な検討をし、学務課がこれを認めた場合に許可する。
- 4 合宿期間中は、常に責任ある行動をとり事故ある場合には、すみやかに顧問と学務課に連絡すること。
- 5 合宿中、定められた規則に違反、もしくは学生の本分を欠く行動があった場合には合宿を中止させることもある。

42 東北文教大学大型自動車使用規程

(目 的)

第1条 この規程は本学所有及び借用している大型自動車の使用について必要な事項を定め、安全かつ適切な車輛の運行を図ることを目的とする。

2 大型自動車の使用については、本規程の定めのほか大型自動車使用細則を別に定める。

(使用の範囲及び優先順位)

第2条 大型自動車使用の範囲は次の各号のいずれかに該当する場合とし、使用の優先順位は大型自動車使用細則の規定による。

- (1) 学校行事並びに講義に使用するとき
- (2) 学生自治会活動及び部活動において使用するとき
- (3) 学生及び教職員の研修並びに福利厚生を図るうえで、適当と認められたとき
- (4) その他学長が必要と認めた場合

(使用許可の要件)

第3条 学長は、次の各号の要件を満たす場合に限り、使用を許可する。但し、学外者等の利用については、別に定める。

- (1) 運行計画書を提出すること
- (2) 第5条の規定による運転者が確保できること
- (3) 本学の学生・教職員の活動であること
- (4) その他学長が必要と認めた場合

(使用許可の申請)

第4条 使用責任者は、大型車両等利用願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(使用責任者)

第5条 使用責任者は、教職員、嘱託職員又は学長が適当であると認めた者であること

(運転者の要件)

第6条 運転者は、教職員、嘱託職員及び運転委託業者であること

(安全運転の励行)

第7条 運転者は、道路交通法令に従って安全運転に心がけること、また、過労運転に陥らない様健康管理には充分気をつけること

- (1) 1日の走行距離は概ね600km以内とし、250kmを超える場合は2名以上の運転者による1時間毎交代運転によるものとする。但し、運転委託業者が運転する場合は当該業者の規程によるものとする。

(報告の義務)

第8条 運転者は、事故が発生した場合、事故の大小にかかわらず学長に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第9条 使用責任者がこの規程により使用の許可を受け、事故が生じた場合の損害賠償等は、まず、当該大型自動車加入している損害保険によって措置し、不足を生じた場合は大学負担とする。ただし、使用責任者並びに運転者が、故意または重大な過失により道路交通法令に違反して大学に損害を与えたときは、当該使用責任者並びに運転者に対し、求償することがある。

(経 費)

第10条 大型自動車運行経費（燃料・有料道路料・駐車料・及び運転請負料）については、別に定める。

(返 却)

第11条 大型自動車使用後は、車内のゴミ等を処分し、状況に応じ車内清掃後返却すること。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、学長がこれを決定する。

附 則

(1) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

43 大型自動車使用細則

- 1 この細則は東北文教大学大型自動車使用規程（以下規程という）にもとづき定めるものとし、運用の基準は別に定める。
- 2 大型自動車の使用は、以下の優先順により認める。
 - (1) 学校行事
 - (2) 授業関係（教育実習・保育実習・介護実習を除く）
 - (3) 学生自治会活動公式行事（試合・定期演奏会等）
 - (4) 学生自治会活動企画（慰問公演等）
 - (5) 学生及び教職員の研修並びに福利厚生等
 - (6) その他バスの使用が必要な場合
- 3 最低利用人数は、概ね10名とする。
- 4 1回の利用日数は、最長2日までとする。但し、学長が必要と認めた場合はその限りでない。
- 5 利用範囲は、東北六県とし、利用距離の制限は規程第7条1号に準ずる。但し、学長が必要と認めた場合はその限りでない。
- 6 大型自動車使用の申し込みは、大型車両等利用願を使用日の1週間前までに提出すること。提出した書類に基づき、使用計画の調整を行い、学長が使用を許可する。
- 7 万一車両等を破損した場合は、緊急時対応・連絡体制に従い、使用責任者等は大学へ速やかに連絡すること。
- 8 万一事故が発生した場合は、緊急時対応・連絡体制に従い、使用責任者等は大学へ速やかに連絡し、事故処理を行うこと。
- 9 大型自動車使用後は、車内で飲食の有無にかかわらず、すべてのゴミを処分するとともに車内清掃を行うこと。また、車内の汚れが著しい場合、清掃用具等を用いて車内を清掃し返却すること。
- 10 本細則の改廃は、規程の改廃に準じて行う

附 則

- (1) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

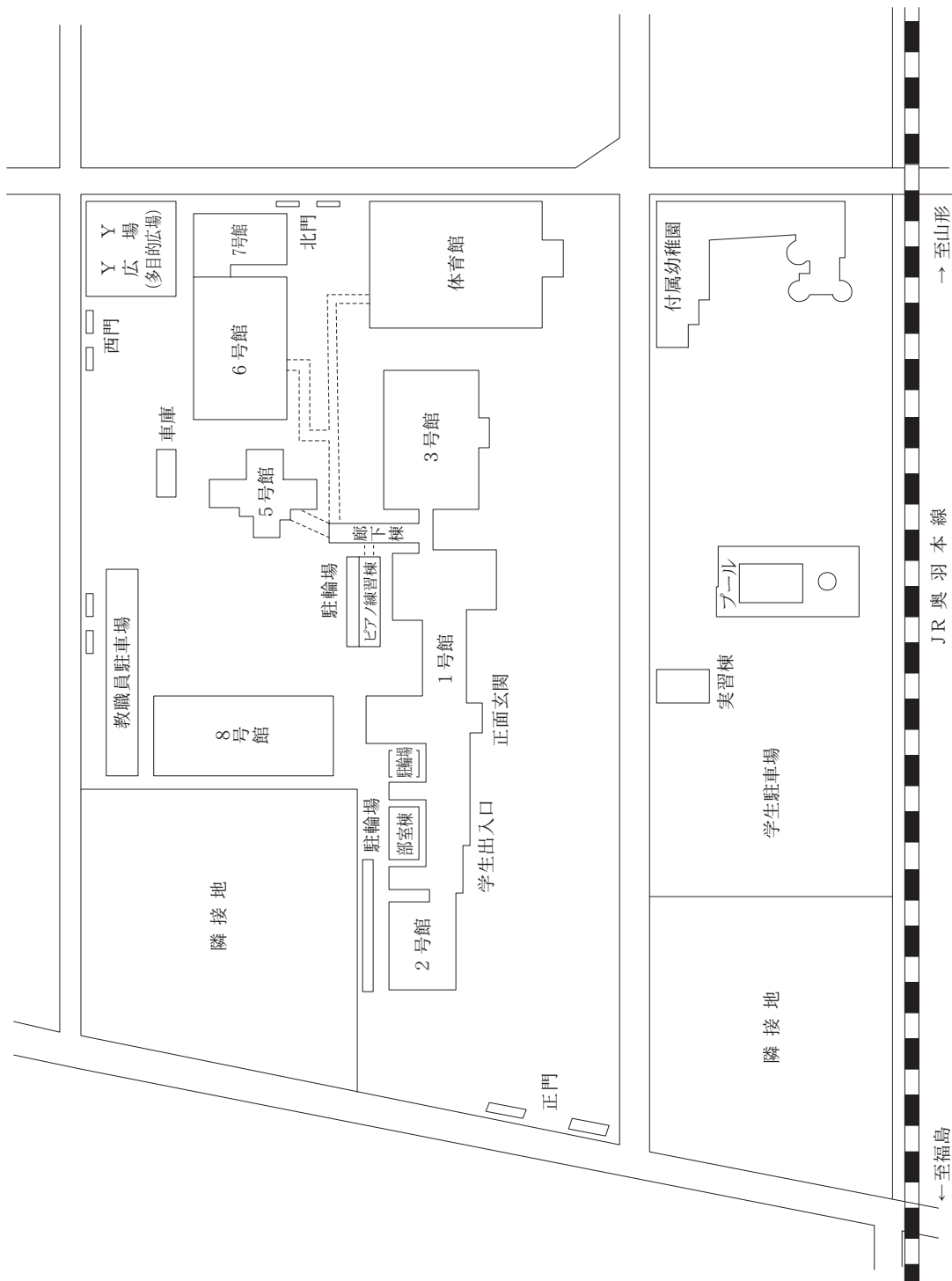
学内配置図

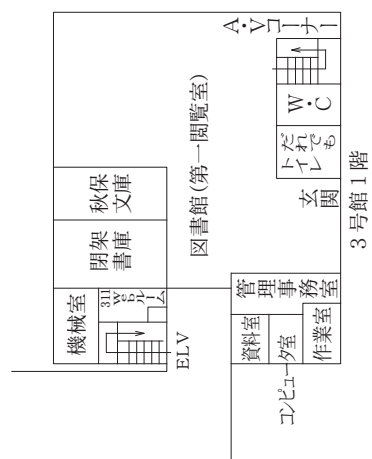
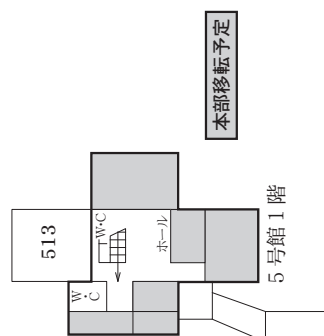
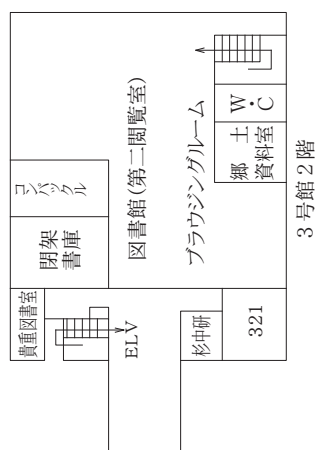
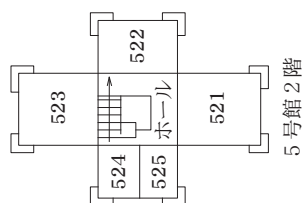
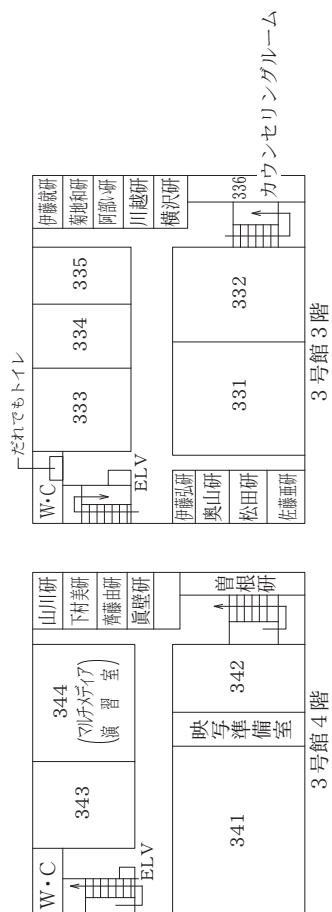
校舎配置図

校舎見取図

非常口等見取図

校舎配置図

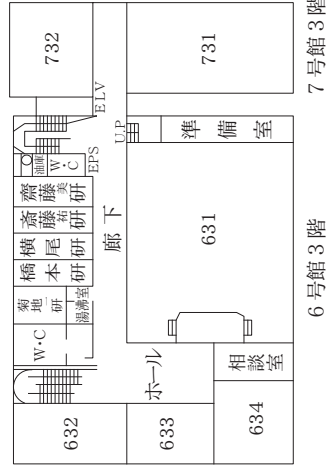




— 6 号館 —

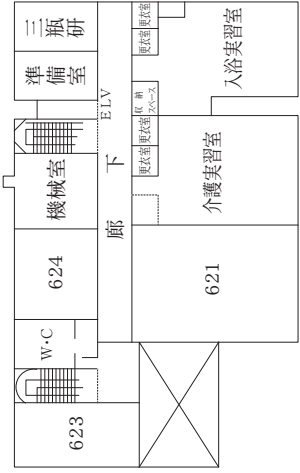
— 8 号館 —

— 体育館 —



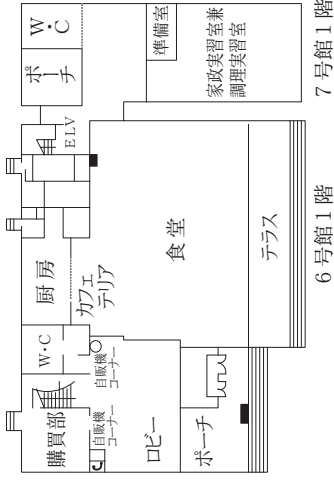
6 号館 3 階

7 号館 3 階



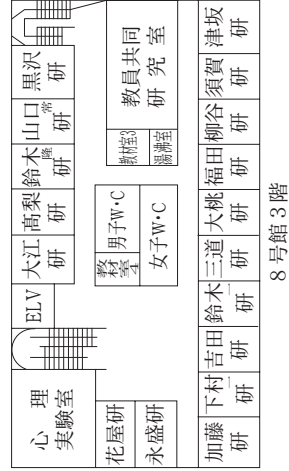
6 号館 2 階

7 号館 2 階

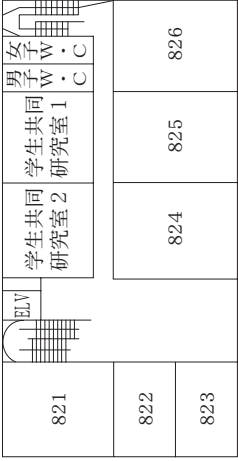


6 号館 1 階

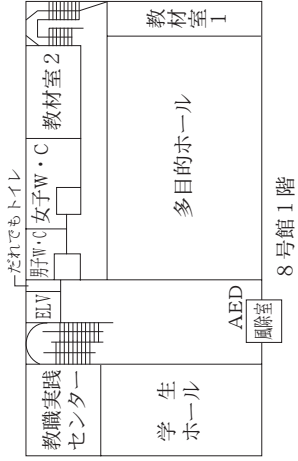
7 号館 1 階



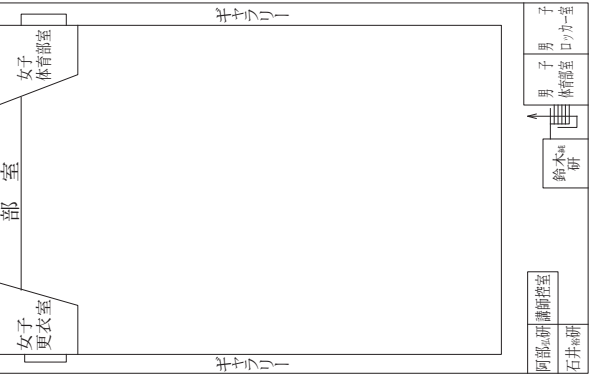
8 号館 3 階



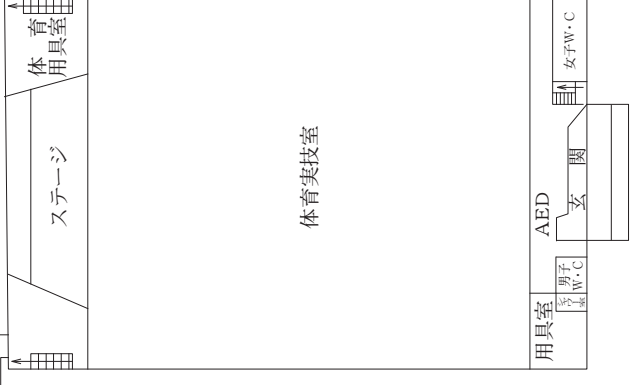
8 号館 2 階



8 号館 1 階

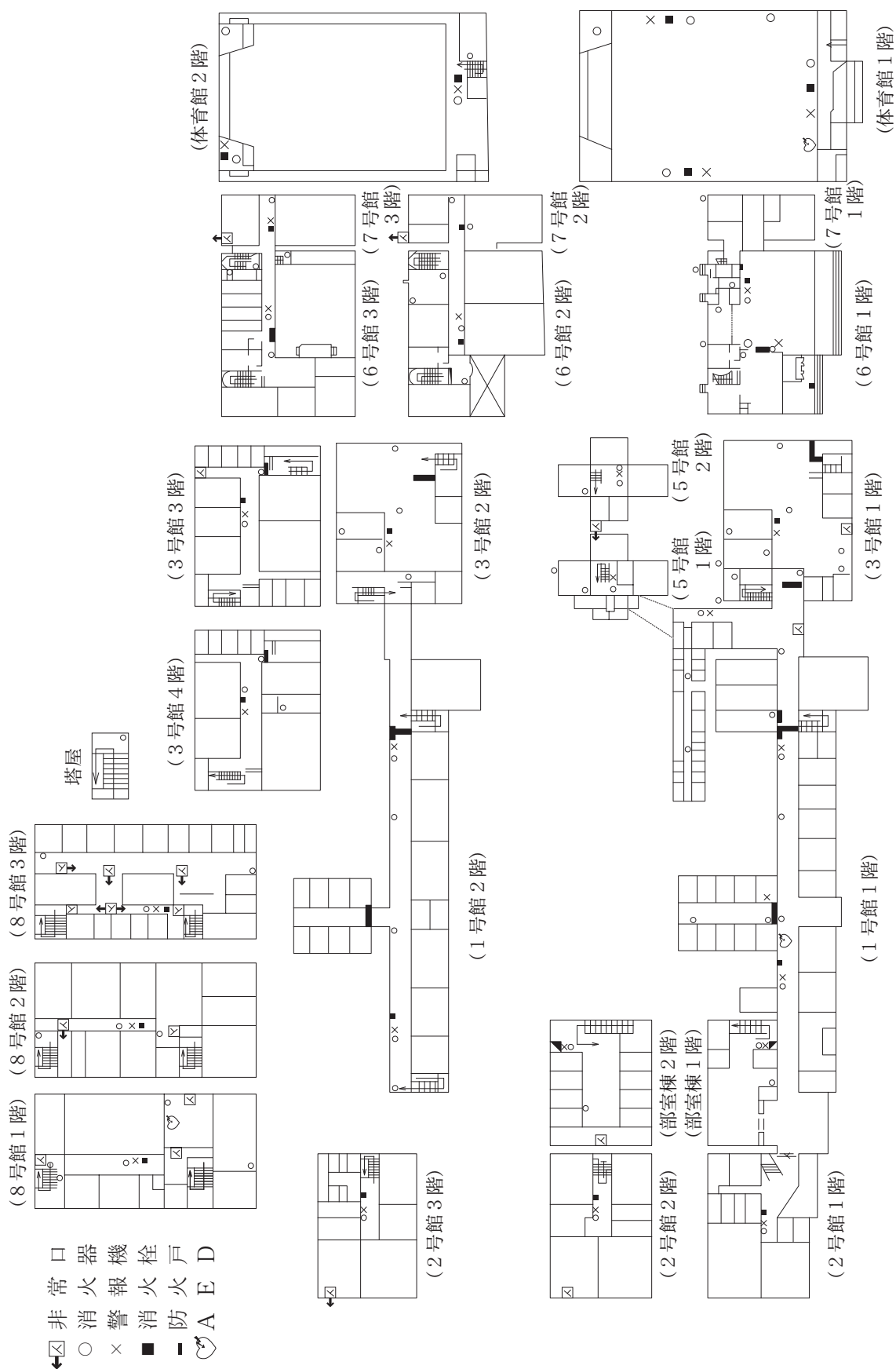


体育館 2 階



体育館 1 階

非常口等見取図



校 歌

作詞 富 沢 昌 義
作曲 服 部 公 一

1. おおらけき ^{うよう}羽陽の天地
空はすみ ^{きぼう}希望に満てり
清らなる 駒草の花
ゆるぎなき ^{みさお}節操をまもり
進みゆく世を 共に歩まん
ああ我が ^{まなびや}学舎に 幸の多かれ

校 歌

明るく はざれよく

お お ら け きの う よ う の て ん ち そ
う ざ ん の ふ も と も ひ ろ く う
ち ほ う の ひ ろ の ゆ た か に い

ら は す み き ほ う に み て り き よ ら な い
る わ し く し き の い ろ は り ゆ け い ら な い
な ほ な み は て し も し ら ず は い げ み あ

る こ ま く さ の は な ゆ る ぎ な り き て み さ
の こ こ ろ を と も に て を と な る ち し だ
い ま こ と を つ く し ま な ぶ み ち た

2. ^{りゅうざん}龍山の 麓もひろく
 麗しく 四季の色映ゆ
 敬愛の 心をともに
 手を取りて 信じあいつつ
 進みゆく世を 共に歩まん
 ああ我が^{まなびや}学舎に 幸の多かれ

3. 一望の 広野豊かに
^{いなほなみ}稲穂波 果てしも知らず
 励み合い ^{まこと}真理をつくし
 学ぶ道 ただ一筋に
 進みゆく世を 共に歩まん
 ああ我が^{まなびや}学舎に 幸の多かれ

cresc.

おをまいも り
 ひとすじに } すすすみゆくよをと

f

もにあゆまん ああわがまなびやにさち

1. 2.

のおおか れりゆ れ

D.S.

Coda

いれ

学園電話一覧表

東北文教大学・東北文教大学短期大学部	☎(023) 688-2298 (代表)
	FAX (023) 688-6438
総務課	☎(023) 688-2298
運営企画室	" 688-2298
施設管理課	" 687-8500
入試広報センター	" 688-2296
	FAX " 688-9125
大学改革・評価室 IR室	" 688-2298
学務課	" 688-2717
	FAX " 688-7889
学修支援センター	" 687-8537
保健センター	" 688-3537
実習センター	" 688-3743
	FAX " 687-8517
教職実践センター	" 688-6852
	FAX " 687-0230
進路支援センター	" 688-7888
	FAX " 688-2612
図書館	" 688-7544
コンピュータセンター	" 688-7730
国際センター	" 688-2299
	FAX " 687-8568
東北文教大学附属幼稚園	" 688-2024
東北文教大学山形城北高等学校	" 645-3377
富澤学園法人本部	" 645-0135

令和 5 年度 CALENDAR

	日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
4 APRIL							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23 30	24	25	26	27	28	29
5 MAY		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
6 JUNE					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	
7 JULY							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23 30	24 31	25	26	27	28	29
8 AUGUST			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
9 SEPTEMBER						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

	日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
10 OCTOBER	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
11 NOVEMBER				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		
12 DECEMBER						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24 31	25	26	27	28	29	30
1 JANUARY		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
2 FEBRUARY					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29		
3 MARCH						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24 31	25	26	27	28	29	30

令和 6 年度 CALENDAR

	日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
4 APRIL		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

5 MAY				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

6 JUNE							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23 30	24	25	26	27	28	29

7 JULY		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

8 AUGUST					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

9 SEPTEMBER	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

	日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
10 OCTOBER			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

11 NOVEMBER						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

12 DECEMBER	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

1 JANUARY				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

2 FEBRUARY							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	

3 MARCH							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23 30	24 31	25	26	27	28	29

学校法人富澤学園

東 北 文 教 大 学

〒990-2316 山形市片谷地515番地